

- 臺灣浮浪者取締規則施行細則 (府) 臺灣總督第七十八號(二〇) 三三
- 臺東加路蘭浮浪者收容所設置 (告) 臺灣總督第四百九十九號(二〇) 三二九
- 〔不動産〕
- 明治三十五年省令第十號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中改正 (省) 大藏第四十五號(二〇) 四九八
- 明治三十五年省令第四號(不動産登記囑託官吏指定ノ件) 中改正加除 (省) 陸軍第七號(四) 一五五
- 不動産登記囑託官吏指定 (省) 文部第三十二號(二) 四九一
- 明治三十五年省令第四號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 改正 (省) 農商務第十四號(五) 二二〇
- 明治四十年省令第十四號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中改正 (省) 農商務第十八號(九) 四二六
- 明治三十五年省令第五號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中改正追加 (省) 逓信第十七號(二) 二〇五
- 〔振替〕
- 郵便爲替貯金管理所振替貯金簿移轉ノ件 (告) 逓信第二百六號(三) 三九五
- 〔負擔〕
- 豫算外國版ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要スル件 (豫外契) 二月二十一日(三) 一
- 同上 (豫外契) 三月十六日(三) 三
- 同上 (豫外契) 三月十九日(三) 二
- 對照者ノ數額ニ要スル費用ノ支拂、道費及負擔ニ關スル件 (勅) 第三百六十二號(七) 四四一
- 歐疫預防費用負擔區分中改正 (府) 臺灣總督第七十號(八) 二〇〇
- 大連水道維持費用負擔額改正 (府) 關東都督第三十五號(六) 一六一
- 明治三十九年府令第三十五號(同上) 廢止 (府) 關東都督第七十五號(三) 三三三
- 〔物件、物品〕
- 官廳ニ於テ印刷製造ノ物件買入ニ關スル件 (法) 第五號(三) 四
- 遺囑支局ニ關スル物件ノ賣拂ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件 (勅) 第四百九十八號(六) 二七三
- 樺太ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入買入ニ關スル隨意契約ノ件 (勅) 第八十四號(三) 二二〇
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省) 內務第九號(五) 二二五
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省) 內務第六十四號(五) 八七四
- 艦營需品中兵器ニ關入ノ物件 (達) 海軍第四百一十一號(二〇) 三〇一
- 國有林事務豫定案實行ニ要スル印刷物、調製、職工人夫ノ雇傭工事、物件ノ買入、搬入、運搬等ニ關スル規程 (訓) 農商務第三號(二) 九
- 明治三十四年達第二十六號(海軍下士卒被服物品點檢ノ件) 中改正 (達) 海軍第四百八號(二〇) 一九九

- 第一回美術展覽會出品願出及物品搬入期限 (告) 文部第二百六十號(二〇) 一八九
- 陸軍工事請負及物品購買規程中改正 (達) 陸軍第六十號(二〇) 一七七
- 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍屬鐵道乘車位物品輸送手續) 中改正 (告) 陸軍第十二號(六) 二七五
- 明治三十六年達第三百一十一號(通常物品出納命令官會計官吏別表) 中改正 (達) 海軍第九十九號(九) 一七四
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車位物品輸送手續中改正 (告) 海軍第十二號(二) 三三七〇
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サレ物品ノ件) 中追加 (告) 逓信第五十五號(三) 一五六
- 同上 (告) 逓信第三百一十一號(三) 三六五
- 〔佛蘭西〕
- 英國倫敦及佛國巴里ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅) 第二十三號(三) 二四
- 〔佛堂〕
- 神社寺院佛堂境内地使用取締規則第一條中改正 (省) 內務第八號(四) 一五三
- 〔武官〕
- 在外國大使館及公使館附陸軍武官俸給令中改正 (勅) 第五百五號(三) 一四四
- 海軍高等武官補充條例中改正加除 (勅) 第二百六十四號(七) 三四六
- 海軍高等武官准士官服役令中改正 (勅) 第三百三十四號(二) 四七
- 陸軍武官俸給規程中改正 (達) 陸軍第十七號(三) 二六
- 海軍武官俸給規程中改正(達) 海軍第六十三號(五) 一五二
- 〔服務〕
- 北海道地方官吏ノ服務紀律準據方 (省) 內務第三號(六) 八
- 東京美術學校國畫師範科卒業者服務規程 (省) 文部第十九號(六) 四〇
- 〔服裝〕
- 理事廳書記官等ノ服裝、履式、點檢、履務、休暇、補助費及懲戒ニ關シ準據方 (訓) 陸軍第二十四號(二) 三三八
- 海軍服裝規則中改正 (達) 海軍第六十二號(五) 二二七
- 同上 (達) 海軍第六十六號(二) 一九〇
- 〔服役〕
- 明治三十八年勅令第五百三十三號(國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十六號(六) 二二六
- 海軍高等武官准士官服役令中改正 (勅) 第三百三十四號(二) 四七
- 在韓國兵卒現役滿期ノ者服役延期 (省) 陸軍第十六號(二〇) 四二九
- 〔服制〕
- 海軍服制中改正 (勅) 第四百四十一號(七) 二〇一
- 同上 (勅) 第三百三十二號(六) 四〇一

- 同上 (勅)第三百四十四號(三) 四六〇
- 警察官及消防官制服中改正追加 (勅)第百八號(四) 一四七
- 統監府及所屬官署職員制服中改正 (勅)第百八號(四) 一四七
- 臺灣總督府鐵道職員制服制定明治三十三年勅令第三百五十二號(臺灣總督府文官中鐵道停車場警備長同助役及車掌制服)廢止 (勅)第百七十五號(五) 二三八
- 關東都督府文官制服中改正 (勅)第百四十一號(六) 三二五
- 主計候補生經理學校分遣中保劍帶革貸與ノ件 (陸)第一號(一) 一
- 騎兵下士以下ノ三十三年製絨衣ノ内略服ニ限リ袖章等ヲ除去スルヲ得ル件 (陸)陸軍部第二號(一) 一
- 三等兵曹及水兵等ノ制服アルモノ、帽徽章ニ記スル名稱改定 (陸)海軍第七十四號(六) 一四六
- 統監府及所屬官署職員ノ禮章中加除 (府)統監第十五號(四) 五七
- 關東都督府文官制服禮章 (府)關東都督第十號(三) 五三
- 關東都督府警察官防寒外套制式中追加 (告)關東都督第十四號(三) 四一七
- 陸軍參謀及高等官衙副官補職ノ件 (軍)陸軍第十一號(二〇) 三
- 道廳府縣事務官ノ補職及官等ニ關スル件制定明治三十八年勅令第百四十五號(同件)廢止 (勅)第百七十二號(七) 三五七
- 道廳府縣事務官特別任用ノ件 (勅)第百七十三號(七) 三五八
- 府縣事務官特別任用ノ件 (勅)第百七十四號(七) 三五九
- 明治二十六年勅令第百九十六號(警備總監、北海關、府縣稅務監督局稅務署、煙草專賣局稅務監督局、局判任官中月俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)中改正 (勅)第百十號(九) 一八九
- 市町村立小學校教育費ヲ補助セシムルニテ北海道地方費及府縣費支出ノ件 (勅)第百二十七號(五) 二九一
- 府縣都市町村ノ人口及議員配當ノ件制定明治三十二年省令第十七號(府縣會議員ノ配當ニ關スル件)、同第十八號(郡會議員ノ配當ニ關スル件)及同第五十八號(市町村制規定ノ人口調査告示ノ件)廢止 (省)內務部第二十二號(八) 一八九
- 改選後府縣會ニ於テ議長選舉ニ方リ閉會、中止ハ會議ノ決議ニ依ル(キ)ノ件 (省)內務部第二十六號(二〇) 四九五
- 明治二十五年勅令第六號(北海道府縣ニ於テ學校ノ訓育教授管理等ニ關スル規程)ヲ制定改廢スルトキハ文部大臣ニ開申セシムルノ件廢止 (勅)文部第七號(四) 一〇〇
- 府縣水產試驗場規程中改正追加 (省)農商務第十號(五) 三三三
- 府縣水產講習所規程中追加 (省)農商務第十一號(五) 三三三
- 逓信省ニ無償引渡ノ府縣電話線ニ依リ通話ヲ爲ス者電話料半減ノ件 (省)逓信部第四十一號(六) 四二七
- 檢疫官設置ノ屬屬指定 (告)內務部百六號(二〇) 一八七
- 同上指定中廢止 (告)內務部百三十三號(二二) 三六七

〔扶助〕

- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正追加 (法)第四十七號(五) 一一〇
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正追加 (省)文部第十四號(五) 二二八
- 在外指定學校教員退職料及遺族扶助料法第六條中改正 (法)第二號(三) 二
- 韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校教員ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第四十四號(四) 六七
- 統監府及關東都督府在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第四十八號(五) 一一四
- 明治四十年法律第四十八號ヲ適用セサル官吏ニ關スル件 (勅)第百八十八號(五) 二六二
- 統監府、關東都督府及樺太等在勤巡查、看守及女監取締ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第四十九號(五) 一一五
- 明治四十年法律第四十九號ヲ適用セサル巡查、看守及女監取締ニ關スル件 (勅)第百八十九號(五) 二六三
- 官役職工人夫扶助令制定官役工人夫死傷手當規則廢止 (勅)第百八十六號(五) 二五九
- 官役職工人夫扶助令ニ依ル扶助金報告方 (達)陸軍部第四十二號(五) 一六六
- 職工人夫扶助金支給細則 (達)海軍第七十五號(六) 一四六
- 官役職工人夫扶助令施行細則 (府)臺灣總督百十六號(二) 三〇四
- 逓賃、看守退職料及遺族扶助料法施行令第二條中追加 (勅)第百九十號(五) 二六五
- 明治三十四年省令第二十五號(臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ條給テ受クル文官判任以上ノ學校教員退職料及遺族扶助料支給規則)ノ内地ニ轉籍者ヲハ管轄シタル後適用ノ件改正 (省)內務部第二號(三) 四七
- 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ條給テ受クル學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (勅)內務部第二號(三) 四七
- 明治二十五年勅令第二號(市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料證書等ノ書式)中追加 (勅)文部第十二號(五) 一三八
- 在外指定學校教員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定ノ件 (告)文部第七十七號(三) 二二六
- 同上 (告)統監第十號(三) 一六九
- 同上 (告)統監第二十號(三) 一七八
- 同上 (告)統監第二十八號(三) 二〇三
- 熊本縣市町村立小學校教員公立實業補習學校教員及公立幼稚園保母退職料及遺族扶助料金受領手續ノ件 (告)臺灣總督第十號(三) 一八三
- 福岡縣市町村立小學校公立實業補習學校教員公立幼稚園保母退職料、遺族扶助料、遺族扶助金及退職給與金受領手續ノ件 (告)臺灣總督第四十三號(二) 一八三
- 岐阜縣縣費支辨退職料、扶助料、補助金仕拂手續ノ件 (告)臺灣總督第四十四號(二) 一八四

○福井縣市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料金受領方ニ關スル請求手續 (告) 福井縣督第百十七號(八)二五〇四

○瀧州居住者ノ年金、恩給及扶助料請求方 (告) 關東都督第八十二號(二)三三三三

[敷設]

○鐵道敷設法中追加

(法) 第十號(三) 八

[分課]

○大臣官房分課規程

(省) 宮内第九號(二) 四八四

[分限]

○宮内官分限令

(皇) 第十五號(二) 四七

[分工場]

○明治三十九年省令第四十八號(標) 專賣局分工場、煙草收納所出張所、煙草製造所分工場名稱位置) 中廢止

(省) 大藏第二十一號(五) 二二六

[分掌]

○統監府鐵道管理局各部分掌規程廢止

(府) 統監第十四號(四) 五七

○統監府事務分掌規程

(訓) 統監第十號(五) 一三九

○同上改正

(訓) 統監第二十一號(〇) 三三二

○統監府財政監査廳事務分掌規程

(訓) 統監第十三號(五) 一五〇

[分析]

○嶺山監督官ニ於テ行フ分析、檢定及鑑定ニ關スル手續料ノ件 (勅) 第二百二十九號(六) 三〇一

○嶺山監督官分析、檢定及鑑定規則 (省) 農商務第十六號(五) 三〇五

[文官]

○文官懲戒令中追加

(勅) 第七號(四) 一四七

○陸軍所屬特別文官俸給令中改正追加

(勅) 第八十三號(五) 二九七

○臺灣總督府鐵道職員服制制定明治三十三年勅令第三百五十二號(陸) 臺灣總督府文官中鐵道停車場職員同勤務及車掌服制) 廢止

(勅) 第七十五號(五) 二八八

○關東都府府文官服制中改正

(勅) 第二百四十一號(六) 二五八

○關東都府府文官制服廢止

(府) 關東都府第十號(三) 五三

○樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件

(勅) 第三十七號(三) 七五

○樺太在勤文官加俸令及補給及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額

(省) 逓信第二十三號(五) 二九六

○明治三十四年省令第二十五號(陸) 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受タル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則ヲ内地ニ轉用者ヲ管轄セタル後適用ノ件) 改正

(省) 內務第二號(三) 一七

○陸軍預備役後備役准士官下士ノ文官又ハ職員タル者ヲ軍務ニ採用方

(達) 陸軍第四十八號(七) 一五九

○海軍文官選級増修取扱規則中改正

(達) 海軍第七十八號(七) 一六〇

○北海道立水産學校ニ對スル文官任用令及徴兵令ニ依リ認定ノ效力 (告) 文部第十四號(二) 二九

○明治三十六年告示第百十五號(佐) 實業立有田工業學校ヲ徴兵令及文官任用令ニ依リ認定) 中追加

(告) 文部第三十四號(三) 九三

○明治三十六年告示第三十五號(愛) 知縣立工業學校ヲ徴兵令及文官任用令ニ依リ認定) 中追加

(告) 文部第六十一號(三) 二二二

○臺灣總督府中學校ヲ徴兵令及文官任用令ニ依リ認定

(告) 文部第二百十號(八) 四四二

○廣島縣立職工學校徴兵令及文官任用令ニ依リ認定

(告) 文部第二百八十八號(三) 三三三

[文庫、文書館]

○玉瀧村私立教育會附屬紀念文庫(三重縣) 設置

(告) 文部第二百七十四號(二) 三二九

○私立島取文庫(島取市) 改稱

(告) 文部第二百八十四號(二) 三三三

○私立對露役戰勝紀念團神社文庫(廣島縣) 設置

(告) 文部第八號(二) 二八

○私立區域文庫(山口縣) 設置

(告) 文部第七十五號(三) 二二五

○私立竹島文庫(山口縣) 設置

(告) 文部第二百七十六號(二) 三二九

○三好郡井内谷村立淺雲文庫(德島縣) 設置認可

(告) 文部第三百十號(四) 六九七

○水編村立水編文書館(福岡縣) 小學校ニ附設認可

(告) 文部第二百二十一號(八) 一四四

[文事]

○內大臣府官制制定明治十八年太政官達第六十八號(內大臣並ニ宮中顧問官及內大臣秘書官官制) 及同二十三年宮内省達第二十三號(文事秘書官官制) 廢止

(皇) 第四號(二) 二〇

コノ部

[雇員]

○大藏省臨時總務部ノ現業ニ従事スル判任官及雇員ニ勤勉手当ヲ給スルノ件

(勅) 第六十四號(四) 一三九

○陸海軍ノ工率製造其他海軍事務ノ現業ニ従事スル判任官及雇員ニ勤勉手当ヲ給スルノ件

(勅) 第八號(三) 一五

○統監府及所屬官署雇員使用ノ件

(勅) 第一百十二號(四) 一四四

○臺灣駐在外陸海軍雇員傷者死傷手当支給規則中追加

(勅) 第七十六號(八) 二四八

○關東都府府ニ於ケル技師技手増置並ニ雇員使用ノ件

(勅) 第二十四號(三) 二五

○樺太駐ニ於ケル技師屬技手増置並ニ雇員使用ノ件

(勅) 第五十八號(三) 九〇

○陸軍預備役後備役准士官下士ノ文官又ハ雇員タル者ヲ軍務ニ採用方

(達) 陸軍第四十八號(七) 一五九

○陸軍預備役後備役准士官下士ノ文官又ハ雇員タル者ノ遺族ニ一時賜金給與ノ件

(告) 陸軍第十三號(六) 二一八〇

- 雇員備人規則中改正 (達)海軍第二十四號(三) 五三
- 同上 (達)海軍第六十六號(六) 一三三
- 同上 (達)海軍第七十一號(六) 一四三
- 同上 (達)海軍第一百十六號(一〇) 二〇四
- 雇員備人給與規則中改正 (達)海軍第一號(一) 三
- 同上 (達)海軍第四號(一) 四
- 同上 (達)海軍第十七號(三) 四四
- 同上 (達)海軍第三十四號(一) 三三
- 臺灣駐在外海軍雇員備人死傷手当金給與規則中追加 (省)海軍第六號(五) 二二六
- 臺灣總督府雇員備員死傷傷疾手當規則施行細則制定臺灣總督府雇員備員死傷傷疾手當給與規則施行細則 (府)臺灣總督第三十七號(六) 一五四
- 戶長 (府)臺灣總督第三十七號(六) 一五四
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ヘシムヘキ市町村長戶長及之ニ準スルキ者指定ノ件)中追加 (省)通信第二十六號(六) 三一一
- 同上 (省)通信第五十四號(三) 五五七
- 戶籍法中改正 (法)第十四號(三) 一三
- 御料地又ハ國有地ノ上ニ存在スル部分林ニ對シ森林法適用 (省)農商務第二十二號(三) 五三六
- 上海地方ヲ虎列刺流行地ニ指定 (告)內務第九十一號(八)二四四〇
- 同上 (告)內務第一百十一號(一〇)二八七七
- 日本帝國通信省及香港郵政總局ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第二號(八) 九
- 日本帝國通信省及香港郵政總局ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第三號(八) 一六
- 小包郵便物交換條約 (條)第九號(九) 一三三
- 小包郵便物交換條約施行規則 (告)通信第五百五十八號(九)七五
- 外國郵便規則制定從前ノ同規則及外國小包郵便規則廢止 (省)通信第四十二號(九) 四六
- 外國小包郵便規則中改正 (省)通信第十號(三) 一四四
- 清韓小包郵便規則中改正 (省)通信第十一號(三) 一四四
- 同 (省)通信第四十六號(九) 四三二
- 明治三十九年省令第四十六號(本邦陸滿洲支那滿洲樺太宛者ハ滿洲內發着ノ小包郵便物ニ清韓小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セサル件)中改正 (省)通信第十六號(四) 二〇五
- 同上 (省)通信第二十八號(六) 三三

- 日本帝國通信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政總局ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定施行細則 (告)通信第四百八十六號(八)二四七
- 同上約定施行日期 (告)通信第四百八十七號(八)二四八
- 日本帝國通信省及香港郵政總局ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定施行細則 (告)通信第五百二十二號(九)一五六一
- 同上約定施行日期 (告)通信第五百二十三號(九)一五七四
- 無集配三等郵便局ニ於テ外國郵便物中小包郵便物價格表記箱物並ニ代金引換ノ符傳通常郵便物及價格表記箱物ノ取扱ヲ爲サ、ル件設定明治三十五年告示第五百四十五號(郵便及電信受取所ハ外國郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ル件)及外一件廢止 (告)通信第五百六十五號(九)一七六九
- 外國宛小包郵便物ノ郵便料、特殊取扱料其他各國ニ於ケル隨意規定事項設定明治三十九年告示第二百六十二號(同件廢止) (告)通信第五百九十九號(九)二八四六
- 滿鐵願結小包郵便物交換條約施行細則中改正 (告)通信第五百五號(八)二四九四
- 外國小包郵便物ノ取戻等ニ關スル請求書ヲ宛テハキ外國官署名 (告)通信第五百七十七號(九)一七八四
- 外國小包郵便料金表中改正 (告)通信第二百三十四號(四) 八二三
- 同上 (告)通信第二百四十七號(四) 八三〇
- 同上 (告)通信第三百二十一號(五) 一〇八七
- 同上 (告)通信第三百八十五號(六) 一三三七
- 外國宛小包郵便物ノ郵便料、特殊取扱料其他各國ニ於ケル隨意規定事項設定明治三十九年告示第二百六十二號(同件廢止) (告)通信第五百九十九號(九)二八四六
- 外國小包郵便物交換條約施行細則中改正 (告)通信第四百二十四號(七)二四一一
- 露西亞宛小包郵便物包裝方 (告)通信第四百三十六號(七) 二四六
- 露西亞共和國及滿洲國郵便條約及小包郵便物交換條約ニ加入 (告)通信第七百二十八號(二)三三三
- 清韓小包郵便物ノ韓國內郵便局所ニ留置及開封檢付期間 (告)統監第三十八號(一〇) 三三
- 明治三十九年告示第二百二號(郵便取換所ニ於テ當分小包郵便物ノ配達等ヲ取扱ハサル件)中追加 (告)統監第十三號(二) 一七〇

○同上廢止 (告)統監第十五號(三) 一七二

○明治三十五年府令第八十六號(小包郵便物金ノ件) 廢止 (府)臺灣總督第二十號(四) 七三

○郵便出張所及郵便受取所ニ於テ外國郵便物中小包郵便物等ノ取扱ヲ爲サ、ル件設定明治三十四年告示第百四十二號(外國小包郵便事務ノ取扱ハサル所ノ件)廢止 (告)臺灣總督第八十六號(三)三四五

〔公醫〕

○臺灣公醫規則改正 (告)臺灣總督第九十二號(二) 二七六

○臺灣公醫候補生規則中改正 (府)臺灣總督第五十六號(七) 一七七

○同上 (府)臺灣總督第九十三號(二) 二七九

○關東州公醫規則 (府)關東都督第五十七號(一〇) 二六二

○關東州公醫配置ノ場所受持區域及其人員 (告)關東都督第六十九號(一〇)二五二

〔公課〕

○租稅其他ノ公課徵收ニ關スル細則 (府)關東都督第七十七號(四) 七七

〔公館〕

○在外公館費用條例中改正 (勅)第十號(三) 一四

○同上 (勅)第二百八十六號(八) 三六八

○在外公館費用條例施行細則中改正 (省)外務第五號(六) 二六〇

○在外公館職員休暇規程第四條中追加 (省)外務第四號(六) 二六〇

○公布、公文、公式 (勅)第六號(三) 七

○明治三十九年府令第一號(關東都督府公布式)中改正 (府)關東都督第六十二號(二) 二八五

〔公園〕

○臺北公園管理規則 (府)臺灣總督第十二號(三) 五三

〔公債〕

○專業公債條例第一條中改正 (法)第九號(三) 七

○英國倫敦及佛國巴里ニ於テ募集スル公債ニ關スル件 (勅)第二十三號(三) 一四

○明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノタメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一者ヲ歐米ニ駐在セシムルノ件)中追加 (勅)第四百十四號(四) 一五九

○鐵道國有法ニ依リ大日本帝國政府五分利公債發行 (告)大藏第七號(二) 六

○同上 (告)大藏第三百三十三號(八)三四六

○大日本帝國政府五分利公債發行 (告)大藏第八十七號(五) 八八二

○同上 (告)大藏第四百四十九號(九)二五九

○同上 (告)大藏第四百六十六號(一〇)二八八〇

○同上 (告)大藏第四百七十三號(一〇)二八八二

○同上 (告)大藏第四百八十二號(一〇)二九七

○六分利付英貨公債償還ノ件 (告)大藏第三百九十九號(五) 一九八

○明治三十年發行大日本帝國政府五分利公債證書(新樣式)引換ノ件 (告)大藏第二十號(三) 八五

○日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書 (告)大藏第五號(二) 五

○同上 (告)大藏第六號(二) 五

○同上 (告)大藏第二十一號(三) 八三

○同上 (告)大藏第四十一號(三) 一九九

○同上 (告)大藏第六十九號(四) 四八八

○同上 (告)大藏第九十二號(五) 八八四

○同上 (告)大藏第七十七號(六) 二六八

○同上 (告)大藏第二百一十一號(七) 二七八

○同上 (告)大藏第二百三十五號(八) 二四六

○同上 (告)大藏第二百五十七號(九) 二五二

○同上 (告)大藏第二百八十六號(一〇) 二五九

○同上 (告)大藏第二百九十二號(一〇) 二七三

○代公債證書交付ノ件 (告)大藏第三十七號(三) 一九八

○同上 (告)大藏第八十六號(五) 八八二

○同上 (告)大藏第九十六號(六) 二六八

○同上 (告)大藏第二百十二號(六) 二七〇

○同上 (告)大藏第二百二十七號(七) 二八一

○同上 (告)大藏第三百三十七號(八) 二四七

○同上 (告)大藏第三百三十九號(八) 二四七

○同上 (告)大藏第三百六十九號(一〇) 二八八〇

○同上 (告)大藏第九十四號(二) 三六六

○同上 (告)大藏第二百一十一號(三) 三三三

○同上 (告)大藏第二百二十五號(七) 二八八〇

○同上 (告)大藏第三百三十號(七) 二八八二

○公債證書利札紛失ノモノニ對シ利息ヲ仕拂ヒタル證券ノ額面金額等 (告)大藏第二百二十一號(三) 二七七

○同上 (告)大藏第二百二十二號(三) 二七七

○同上 (告)大藏第二百二十三號(三) 二三八

○甲武北海近畿廣南鐵道株式會社所屬鐵道ノ買收價額並公債交付額 (告)通債第八十八號(三)三四〇

〔公共〕

○明治四十年法律第三十一號第七條ニ依リ公共團體ヲ指定スルノ件 (勅)第二百四十五號(六) 五二八

〔公使〕

○在外國大使館及公使館附隨軍武官俸給令中改正 (勅)第四百五號(三) 一四四

○臨時特命全權大使又ハ特命全權公使ヲ選クノ件 (勅)第四百十六號(四) 一五六

○在暹羅帝國公使館ヲ帝國大使館ニ改ム (告)外務第三號(五) 一八九

○在維也納帝國公使館同上 (告)外務第四號三二八九

〔購買購入〕

○明治三十二年省令第十八號(神戸税關新築工事竣工)
船舶購買ニ關スル競争加入者ノ資格ノ件(中改正) (省)大藏第三十五號(九) 三三三

○陸軍工事請負及物品購買規程中改正 (達)陸軍第六十號(一〇) 一七七

○旅順鎮守府ニ於テ購買スル白米及割麥供給ノ競争入札ニ關スル件 (省)海軍第二號(三) 八八

○明治三十四年省令第十二號(舞鶴鎮守府ニ於テ購買スル白米及割麥供給ノ競争入札ニ關スル件)廢止 (省)海軍第三號(三) 八八

○勸業債券購買媒介郵便規則中改正 (省)逓信第四十八號(一〇) 四七四

○郵便局所ニ於テ第二十四回發行勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逓信第六百四十四號(一〇)三三三

○第二十五回發行勸業債券郵便局所ニ於ケル購買媒介取扱期間 (告)逓信第七百四十二號(一〇)三三六

○種馬牧場、種馬育成所又ハ種馬所ノ應募購入ニ關スル應募契約ノ件 (勅)第二百二十七號(六) 三〇〇

〔候補〕

○明治四十一年召募士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召募手續 (省)陸軍第十四號(九) 三九七

○明治四十一年召募士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告)陸軍第二十二號(六) 二五三七

○陸軍大學校學生候補者ノ内大尉ニ關スル件 (達)陸軍第五十二號(六) 一六七

○主計候補生經理學校分道中保領帶奉與スルノ件 (達)陸軍第一號(一) 一

○明治四十年入隊ノ主計候補生入隊期日 (達)陸軍第四十七號(七) 一九九

○陸軍砲兵工長候補者召募 (省)陸軍第四號(三) 八七

○海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則制定海軍少軍醫候補生及海軍少藥劑士候補生採用規則廢止 (省)海軍第九號(七) 三〇四

○海軍中主計海軍少主計海軍少主計候補生採用規則制定海軍少主計候補生採用規則廢止 (省)海軍第十號(七) 三〇七

○海軍少軍醫及同候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第九號(九) 二五五

○海軍少主計候補生採用 (告)海軍第四號(三) 二〇九

○海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十一號(九) 二五五

○海軍公醫候補生規則中改正 (府)海軍總務第五十六號(七) 一七七

○同上 (府)海軍總務第九十三號(二) 二七九

○工兵操典中廢止 (軍)陸軍第八號(一〇) 二〇

〔工長〕

○陸軍砲兵工長候補者召募 (告)陸軍第四號(三) 八七

〔工場〕

○專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出張所、專賣局製造所分工場名稱位置 (省)大藏第三十七號(九) 三七四

○煙草專賣局分工場、煙草收納所出張所、煙草製造所分工場名稱、位置中變更 (省)大藏第十一號(三) 五七

○帝國鐵道總工務局位置 (告)逓信第七十四號(三) 三八一

○帝國鐵道總工務中追加 (告)逓信第四百四十四號(七) 二四三〇

○同上 (告)逓信第五百八十九號(九) 二八三三

○北海道鐵道管理局所管內工場位置 (告)逓信第七十六號(三) 三八五

〔工卒〕

○明治二十一年陸軍第二十五號(續)兵令總發給證書(省)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工卒教育規則)廢止 (達)陸軍第八十號(二) 二四七

〔工務〕

○海軍工廠工務規程中追加 (達)海軍第二十五號(三) 五五

〔工業〕

○工業試驗所官制中追加 (勅)第七十一號(三) 二二六

○工業用酒精稅規則中改正 (律)第十號(二) 二〇

○明治四十年度工業、商業及農業改良機關ノ募集ノ學生徒員數 (告)文部省第六十五號(三) 二二五

○深洲郡瑞穂町工業所有權保護團體員數ノ加入 (告)農商省第八十八號(九) 二九六

〔工作〕

○旅順海軍工作部條例中改正 (勅)第三百三十六號(二) 四八二

○明治三十八年訓令第七號(河川法ニ依ルテ工作物ノ除却及占用許可ノ取消ヲ要スルトキ該分力中斷) (訓)內務第十三號(六) 一八七

○旅順海軍工作部業務規程中改正 (達)海軍第三十一號(二) 三三四

〔工機〕

○海軍工廠學校條例制定海軍機關附屬事務所條例廢止 (勅)第三百三十七號(四) 一八八

〔工事〕

○陸海軍ノ工事製造其他海軍海防ノ現業ニ從事スル機關及職員ニ關シテ勸勉手当ヲ給スルノ件 (勅)第八號(三) 一八

○樺太ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル應募契約ノ件 (勅)第八十四號(三) 二二〇

○明治三十八年省令第四號(認可ヲ經テハテ要セザル河川工事ニ關スル件)中第二條刪除 (省)內務第十四號(六) 二七一

○明治三十二年省令第十一號(認可ヲ經テハテ要セザル砂防工事ニ關スル件)中刪除 (省)內務第十五號(六) 二七一

○ 韓國政府發布ノ國有未墾地利用法 (省) 統監第九十七號(七) 二四三
 ○ 同上 國有未墾地利用法施行細則 (省) 統監第九十八號(七) 二四二
 ○ 同上 施行細則ニ依ル願請屆時等提出方 (省) 統監第九十七號(八) 二五〇
 [國寶]
 ○ 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省) 內務第六十四號(五) 八七四
 [國道]
 ○ 國道第四十二號及第四十三號改正 (省) 內務第五十八號(五) 八七〇
 [國庫] ○ 國庫債券ハサノ部債券ノ項ニ屬ス (法) 第三十一號(三) 三三
 ○ 國庫出納上一錢未満ノ總數計算ニ關スル件 (勅) 第九十八號(三) 一五六
 ○ 明治四十年法律第三十一號第四條第二項ニ依ル命令ノ件 (勅) 第九十八號(三) 一五六
 ○ 明治四十年法律第三十一號第七條ニ依リ公共團體ヲ指定スルノ件 (勅) 第二百四十五號(六) 三二八
 ○ 明治四十年法律第十一號(竊盜防ニ關スル件) 第八條ニ依ル國庫補助ノ件 (勅) 第二百八十五號(八) 三六七
 ○ 豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫外契) 二月二十一日(三) 一
 ○ 同上 (豫外契) 三月十六日(三) 三
 ○ 同上 (豫外契) 三月十九日(三) 二四

○ 醫務院防費國庫補助規則 (省) 農商第六號(四) 一九五
 ○ 明治三十九年告示第九十九號(統監府 運賃官署轉達) 國庫金出納受持區域指定表(中改正) (省) 統監第三號(一) 七
 ○ 同上 (省) 統監第十四號(一) 一七
 ○ 同上 (省) 統監第七十一號(四) 二一〇
 ○ 同上 (省) 統監第八十五號(六) 二六六
 ○ 同上 (省) 統監第二百二十八號(一〇) 三二五
 ○ 同上 (省) 統監第二百五十一號(一三) 四四九
 ○ 郵傳局及郵便取扱所韓國國庫金ノ出納及保管事務取扱フ (省) 統監第六十九號(五) 二〇八
 ○ 永登浦郵便局同上 (省) 統監第五十號(三) 三四九
 ○ 羅州郵便取扱所韓國國庫金ノ出納及保管事務取扱ハス (省) 統監第三號(一) 七
 ○ 鐵道郵便局同上 (省) 統監第八十六號(六) 二六六
 [國債]
 ○ 臨時國債整理局官制中改正 (勅) 第一百十一號(四) 一五五
 ○ 明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理) タメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ缺米ニ駐在セシムルノ件(中追加) (勅) 第一百十四號(四) 一五五
 ○ 鐵道株式會社ノ株券ヲ國債證券ニ代用スルノ件 (勅) 第二百九十一號(八) 三七五
 ○ 明治四十年勅令第二百九十一號第二項ニ依ル條券ノ價格計算方 (省) 大藏第五百十三號(六) 二五二

○ 國債規則第二十三條中改正 (省) 大藏第六號(三) 四八
 ○ 國債規則中改正明治四十年省令第四號國債規則第十五條但書ノ規定ニ依ル新發券請求方廢止 (省) 大藏第四十八號(二) 四八六
 ○ 國債規則第十五條但書ノ規定ニ依ル新發券請求方 (省) 大藏第四號(三) 二九
 ○ 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕積助)ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ納入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件 (省) 大藏第二十四號(六) 二七六
 ○ 明治三十九年告示第七百二十八號(國債規則ニ於ケル國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中改正 (省) 大藏第四十四號(三) 二〇〇
 ○ 國債證券ニ代用スル株券ノ價格 (省) 內務第八十八號(一〇) 二七六
 ○ 同上 (省) 陸軍第二十三號(七) 二五三
 ○ 國債事務取扱店中變更ノ件 (省) 大藏第六十一號(三) 二〇八
 ○ 國債事務取扱店ノ位置及名稱中追加 (省) 大藏第六十五號(四) 四三七
 ○ 國債事務取扱店中移轉 (省) 大藏第八十九號(五) 八八三
 ○ 國債事務取扱店中變更 (省) 大藏第八十七號(二) 二九九
 ○ 國債事務取扱店日本銀行佐賀代理店雜木派店所名稱位置變更 (省) 大藏第二百二號(二) 二二九
 ○ 國債事務取扱店日本銀行西部支店所屬赤間關派出所改稱 (省) 大藏第六十號(三) 二〇七
 ○ 國債事務取扱店小樽支店國庫派出所移轉 (省) 大藏第八十九號(二) 二二九

○ 國庫債券買入雜却 (省) 大藏第四百十四號(八) 二四八
 ○ 記名國債證券減失及紛失 (省) 大藏第九十三號(五) 八八五
 ○ 同上 (省) 大藏第三百三十六號(八) 二四六
 ○ 紛失ノ記名國債證券 (省) 大藏第五百五十九號(九) 二五三
 ○ 減失、紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券 (省) 大藏第七十五號(二〇) 二八六
 ○ 紛失ニ由リ失致ノ記名國債證券 (省) 大藏第二百四十二號(二) 二六九
 ○ 記名國債證券利札紛失 (省) 大藏第七十七號(六) 二七五
 ○ 減失、紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券ノ利札 (省) 大藏第七十四號(二〇) 二八八
 ○ 紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券利札 (省) 大藏第九十二號(一三) 二六〇
 ○ 減失、紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券ノ利札 (省) 大藏第九十三號(二) 二六二
 ○ 紛失ニ由リ失致ノ記名國債證券 (省) 大藏第二百一號(二) 二六九

[國際]
 ○ 國際返信切手券ハ郵便局ニ於テ賣換及引換ヲ爲ス (省) 通信第四十五號(七) 四九一
 ○ 國際返信切手券賣換郵便局名 (省) 通信第五百八十四號(九) 二七九
 ○ 同上中改正 (省) 通信第六百一十一號(一〇) 三〇七

- 同上 (告) 逓信第七百十二號(三)三三六
- 同上 (告) 逓信第七百五十九號(三)三三四
- 同上 (告) 逓信第七百九十八號(三)三三九八
- 國際返信切手券賣捌及引換方 (府) 統監第三十九號(三)三三二
- 國際返信切手券賣捌方 (府) 奉海總督第九十七號(二)二八二
- 同券賣捌郵便局 (告) 奉海總督第六十七號(二)三三九四
- 國際返信切手券ノ賣捌ヲ爲ス郵便電信局支局名 (告) 關東都督第七十八號(一〇)三三九四
- 〔國民兵〕
- 明治三十七年勅令第二百三十三號(國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十五號(九) 四三五
- 明治三十八年勅令第五百五十三號(國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十六號(九) 四三六
- 陸軍召集諸費支出規程中改正並國民兵召集諸費支出規程廢止 (省) 陸軍第十八號(一〇) 四六五
- 〔國稅〕○ソノ部租稅ノ項ニ載ス
- 〔古社寺〕
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護遺物指定 (告) 內務第六十三號(五) 八七一
- 同上國寶物件指定 (告) 內務第六十四號(五) 八七四
- 〔顧問〕
- 內大臣府官制制定明治十八年太政官總第六十八號(內大臣府官制中顧問官及內大臣府官制) 及同二十三年內省達第二十號(文部省官制) 廢止 (勅) 第四百號(二) 一〇
- 〔五選〕
- 華族選派委員互選規程 (省) 宮內第二號(五) 二〇七
- 〔婚嫁〕
- 多摩王殿下水無園忠輔長女靜子ノ御婚儀ノ件 (告) 宮內第一號(三) 二八九
- 工ノ部
- 〔營林〕
- 統監府營林廠官制 (勅) 第七十二號(二) 一〇八
- 統監府營林廠職員官等給與令 (勅) 第七十三號(二) 一一〇
- 統監府營林廠職員特別任用令 (勅) 第七十四號(二) 一一一
- 統監府營林廠高等官ノ官等ニ關スル件 (勅) 第七十五號(二) 一一二
- 陸軍現役將校同相當官ニシテ統監府營林廠職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅) 第七十六號(二) 一一三
- 〔營業〕○鐵道運送營業ノ開始及廢止ハタテ、部限リノ項ニ載ス
- 藥品營業並藥品取扱規則中改正加除 (法) 第三十五號(四) 八八
- 藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ藥品指定 (省) 內務第七號(四) 一一二

- 藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル命令 (省) 內務第二十七號(三) 四九五
- 供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告) 司法第十九號(三) 二二二
- 同上 (告) 司法第二十九號(四) 六六一
- 同上 (告) 司法第四十五號(七) 三三八
- 同上 (告) 司法第六十號(二〇) 二八九五
- 同上 (告) 司法第七十七號(三) 三三三
- 指定倉庫營業者中取消 (告) 司法第五十號(八) 二四五〇
- 指定倉庫營業者死亡ノ件 (告) 司法第十一號(三) 九一
- 指定倉庫營業者廢業 (告) 司法第六十二號(二〇) 二八九五
- 指定倉庫營業者解散 (告) 司法第一號(二) 二〇
- 同上 (告) 司法第三號(二) 二〇
- 同上 (告) 司法第六十一號(二〇) 二八九五
- 指定倉庫營業者中外倉庫株式會社解散 (告) 司法第七十五號(三) 三三五
- 帝國鐵道鐵釜山營業所設置 (告) 逓信第七十二號(三) 三七八
- 帝國鐵道鐵山出張所營業事務所及建設事務所設置並其所管區域及位置 (告) 逓信第七十三號(三) 三七八
- 帝國鐵道鐵山營業事務所多度津派出所設置 (告) 逓信第三百八十七號(六) 三六三
- 帝國鐵道鐵山出張所營業事務所及建設事務所設置並其所管區域及位置中追加 (告) 逓信第四百四十號(七) 二四一九
- 帝國鐵道鐵山營業事務所中追加 (告) 逓信第五百八十八號(六) 二八二五
- 統監府鐵道管理局運輸營業規程中改正 (府) 統監第二十九號(七) 一六四
- 統監府鐵道管理局運輸營業規程中改正 (省) 統監第一號(七) 二二九
- 明治四十年度以後安東津波津波費トシテ臺灣府內營業者増稅ノ件 (府) 臺灣總督第二十二號(四) 七三
- 銀行營業取締規則 (府) 關東都督第三十一號(六) 一八九
- 人力車營業取締規則第十九條中追加 (府) 關東都督第三十四號(六) 一六一
- 旅順新支那市街健河右岸及舊市街民衆營業用地貸付條件及料金徵收規則 (府) 關東都督第七十號(三) 三〇六
- 給水營業許可ノ件 (省) 關東都督第四十六號(七) 二二五
- 〔營造物〕
- 明治三十九年達第四百四十四號(二十年未滿ノ家屋營造物ノ移轉及變用ハ所管長官執行スルコトヲ) 中改正 (達) 海軍第六號(二) 一〇
- 〔營林〕
- 官廳營社各社共通金ヲ以テ營林費ヲ支拂スル建物ノ種類 (訓) 內務第一號(二) 一
- 〔橋戍〕
- 步兵第三十三及第三十四旅團司令部ハ開闢ノ時ツ以テ各其營戍地ニ就キタルモノト看做ス (省) 陸軍第二十一號(三) 五二
- 滿洲ヨリ歸還スル師團ニシテ他ノ街戍地ニ駐在スル衛戍司令官ニ關スル件 (達) 陸軍第十六號(三) 二六

○明治四十年度中衛成病院條例ニ依ル治療費定額 (送)陸達第二十號(三) 三一

[衛生]

○衛生試験所官制第六條中改正 (勅)第七十七號(三) 二二三

○帝國大學附科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル陸軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件 (勅)第九十四號(五) 二六七

○陸軍現役衛生部將校相當官ニシテ帝國大學附科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル者ハ原所屬ノ定員外トス (送)陸達第三十八號(五) 二二五

○帝國大學附科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル陸軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件 (送)陸達第四十號(五) 二二五

○東京衛生試驗所臨時建築事務學理ニ關スル件 (勅)第二百五十九號(七) 三〇一

○軍醫官衛、學校附屬衛生部員及獸醫ノ補充ニ關スル件 (勅)第二百六十號(七) 三〇三

○衛生材料取扱規則表申中改正 (送)陸達第十號(三) 一九

○衛生材料取扱規則表申追加 (送)陸達第三十二號(四) 六三

○衛生材料取扱規則改正 (送)陸達第七十八號(三) 一三三

○戰時衛生部所屬旗制定明治二十年陸達第百五十八號(一)陸達第五號(一) (送)陸達第五號(一) 三

○明治二十二年陸達第六十五號(戰時ニ於テ陸軍衛生部員及衛生ノ事務ニ關スル各兵各部員檢査手續)申中改正 (送)陸達第二十八號(四) 六〇

○海軍軍醫學校ニ關スル醫務衛生ニ關スル事項定章 (送)海軍第五十三號(二) 一〇六

○汽船衛生會規則 (省)統監第五十五號(三) 二一

○衛生組合規則 (府)關東縣第九號(三) 二五

○衛生組合規則第九條申追加 (府)關東縣第四十一號(七) 一八

[幼稚園]

○熊本縣市町村立小學校教員及公立實業補習學校教員及公立幼稚園保母退職料及遺族扶助料金受領手續ノ件 (省)海軍總督第十號(三) 一八五

○福岡縣市町村立小學校公立實業補習學校教員及公立幼稚園保母退職料、遺族扶助料、遺族扶助金及退職給與金受領手續ノ件 (省)海軍總督第四十三號(四) 八五

○臺北幼稚園廢止 (省)臺灣總督第二十九號(三) 四二

[要務]

○野外要務令改正 (軍)陸軍第十號(一〇) 三二

[要務]

○要務總長特種手教令 (送)陸達第六號(三) 七

○要務總長特種手教令申中改正 (送)陸達第七十四號(二) 二〇七

○要務用特種火砲檢査法 (送)陸達第十五號(三) 二六

○明治三十四年告示第九號(各要務地ニ於テ禁止) (省)陸軍第十九號(三) 二二

○限解除ノ事項及其區域ノ件(申追加) (省)陸軍第十九號(三) 二二

○明治三十六年告示第八號(各要務地ニ於テ禁止) (省)陸軍第十九號(三) 二二

○限解除ノ事項及其區域ノ件(申追加) (省)陸軍第十九號(三) 二二

[燕麥]

○種馬牧場種馬育成所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル附屬契約ノ件 (勅)第二百二十七號(六) 三〇〇

[延納]

○輸出製造煙草買受代金延納ニ關スル件 (勅)第六十五號(四) 二二〇

[鹽務]

○鹽務局官制第二條中改正 (勅)第九十三號(三) 二二六

○鹽務局官制制定煙草專賣局定制、樞密事務官官制及鹽務局官制廢止 (勅)第三百四號(三) 八八七

○專賣局職員特別任用令制定樞密事務局職員特別任用令制定專賣局職員特別任用令及鹽務局職員特別任用令廢止 (勅)第三百八號(五) 三九七

○專賣局見習員ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十一號(煙草專賣局見習員ニ關スル件)及同三十八年勅令第二百二十二號(鹽務局見習員ニ關スル件)廢止 (勅)第三百九號(九) 三九八

○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務局、煙草專賣局、審判、樞密事務官官制及鹽務局官制ニ關スル件)申追加 (勅)第三百六號(九) 三九六

○明治二十六年勅令第九十六號(曹洞院、北海道府、縣稅務監督局、稅務署、煙草專賣局、樞密事務官官制、審判官中月俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)申追加 (勅)第三百十號(九) 三九九

○鹽務局出張所名稱、位置及管轄區域申中改正 (省)大藏第十號(三) 八六

○鹽務局經費取扱規程申中改正追加 (勅)大藏第二十四號(三) 一三五

○鹽務局貯收入取納取扱規程申中改正(刪除) (勅)大藏第二十七號(六) 一八八

○明治三十八年勅令第四十二號(鹽務局事務取扱手續)第二十七條申追加 (勅)大藏第十八號(四) 八八

○鹽務局事務取扱手續申中改正 (勅)大藏第三十五號(三) 二〇一

○札幌鹽務局管内函館出張所移轉 (省)大藏第七十六號(四) 一四〇

○大阪稅務監督局及大阪鹽務局移轉 (省)大藏第四十九號(六) 二〇五

○長崎鹽務局管内伊万里出張所移轉 (省)大藏第三十一號(三) 八六

○長崎鹽務局管内寧々津出張所移轉 (省)大藏第三十二號(三) 八八

○長崎鹽務局管内佐々木出張所移轉 (省)大藏第七十五號(四) 一四〇

○名古屋鹽務局管内神戶出張所移轉 (省)大藏第二號(二) 一

○金澤鹽務局管内輪島出張所移轉 (省)大藏第十八號(三) 八五

○金澤鹽務局管内宇出津出張所移轉 (省)大藏第二十六號(三) 八五

○金澤鹽務局管内大谷出張所移轉 (省)大藏第四十六號(三) 一〇三

- 金澤鹽務局管内飯田出張所移轉 (告)大藏第五十號(三) 二〇三
 - 松江鹽務局移轉 (告)大藏第八十五號(五) 八八二
 - 尾道鹽務局管内瀨戸田出張所移轉 (告)大藏第三十號(三) 八六
 - 尾道鹽務局管内松永出張所移轉 (告)大藏第四十號(三) 一九九
 - 尾道鹽務局管内竹原出張所移轉 (告)大藏第五十四號(九) 二五二
 - 阪出鹽務局管内龍間出張所移轉 (告)大藏第七十一號(四) 四三八
 - 阪出鹽務局管内伯方出張所移轉 (告)大藏第七十七號(四) 四四〇
 - 阪出鹽務局管内牟禮出張所移轉 (告)大藏第三十八號(八) 二四七
 - 阪出鹽務局管内多喜出張所移轉 (告)大藏第四十一號(八) 二四八
 - 阪出鹽務局管内三河出張所移轉 (告)大藏第四十三號(八) 二四八
 - 中村稅務署及撫養鹽務局管内中村出張所移轉 (告)大藏第二十四號(三) 八四
 - 熊本鹽務局管内小波瀬出張所移轉 (告)大藏第十一號(二) 七
 - 熊本鹽務局管内姪島出張所移轉 (告)大藏第二十五號(三) 八四
 - 熊本鹽務局管内腹赤出張所移轉 (告)大藏第三十八號(三) 一九八
 - 熊本鹽務局管内鏡出出張所移轉 (告)大藏第四十二號(三) 二〇〇
 - 佐伯稅務署及熊本鹽務局管内佐伯出張所移轉 (告)大藏第九十九號(五) 八八七
 - 熊本鹽務局管内和田出張所移轉 (告)大藏第三十三號(五) 八八八
- 〔遠洋〕**
- 明治三十九年勅令第五十號(遼洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第百四十二號(四) 二二一
 - 遼洋漁業獎勵法施行規則中改正加款 (省)長官勅令第十五號(五) 二五〇
 - 遼洋漁船検査規程中改正加款 (省)長官勅令第十二號(五) 三三三
 - 遼洋出漁者注意事項ノ件 (訓)長官勅令第十一號(五) 二二一
- 〔演習〕**
- 特別大演習御施行ニ付テ夫城縣下ニ行幸 (告)宮内第七號(二) 三三九
 - 近衛師團ニ於テ演習召集及教育召集ヲ施行スルニ付テ指定明治三十二年陸軍第二十八號(演習及教育)ノ近衛師團三召集スル者ノ件(廢止) (陸)陸軍第八十二號(三) 二五〇
 - 明治三十四年陸軍第十二號(陸軍勸務演習勅令)廢止 (陸)陸軍第八十三號(三) 二五二
 - 四季及小波瀬用精兵年額表中追加 (陸)海軍第二十九號(三) 六四

テノ部

〔定員〕

- 明治三十九年勅令第五百五十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校同相當官ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正追加 (勅)第百五十五號(四) 三三三
 - 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第八十號(三) 一一五
 - 監獄醫、教師、醫師、藥劑師、看守及女監取締定員中改正 (省)司法第八號(三) 八九
 - 同上 (省)司法第二十二號(七) 三二一
 - 文部省直轄諸學校職員定員令中改正削除 (勅)第二百四十七號(六) 三三三
 - 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員ノ件)第一條中改正明治三十九年勅令第二百二十六號(臨時郵便貯金事務)ノ爲通信官署職員増置ノ件(廢止) (勅)第二百一號(五) 二七五
 - 海員審判所職員定員及任用令第四條中改正 (勅)第二百十二號(五) 二八六
 - 理事廳職員定員令中改正 (勅)第九號(三) 一三
 - 同上 (勅)第六十六號(三) 一〇四
 - 同上 (勅)第二百九十六號(九) 三八〇
 - 會計検査院廳定員制定明治三十三年勅令第三百三十七號(同件)廢止 (勅)第六十一號(三) 一〇〇
 - 貴族院議院守衛定員及給與令 (勅)第六十二號(三) 一〇一
 - 陸軍現役衛生部將校相當官ニシテ帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ原所屬ノ定員外トス (陸)陸軍第三十八號(五) 二二
 - 海軍現役軍醫官及藥劑官ニシテ帝國大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ原所屬ノ定員外トス (陸)海軍第六十四號(五) 二二
 - 各師團警備區司令部附下士定員區分表 (陸)陸軍第六十一號(二〇) 一七
 - 陸軍平時備人定員表中追加 (陸)陸軍第四十四號(三) 二四
 - 同上中改正 (陸)陸軍第三十一號(四) 六一
 - 明治三十二年告示第九十一號(銃砲烟火藥製造員)中改正 (省)內務第二十四號(三) 一九一
 - 理事廳看守定員ヲ定メ明治四十年府令第十八號(同件)廢止 (府)統監第四十二號(二) 二六七
 - 理事廳看守定員 (府)統監第十八號(四) 六一
- 〔定率〕**
- 關稅定率法輸入稅表中改正 (法)第二十九號(三) 三〇
 - 明治三十九年勅令第二百六十六號(關稅定率法ニ依ル肥料ノ原料輸入稅率ニ關スル件)中改正削除 (勅)第百五十九號(四) 三三
- 〔定夫〕** ○テノ部ニ屬ス
- 〔定數〕**
- 明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數ノ件)中改正 (省)大藏第八號(五) 四九

- 在職陸軍將校同相當官ノ酬養又ハキ乗馬定數ノ件 (勅)陸軍第二十六號(四) 五七
- 第四十一回歐戰免許試驗並第三十一回陸軍工免許試驗舉行期及期日 (告)及商務第七號(二) 三六
- 帝室會計審査局官制 (皇)第八號(二) 二五
- 帝室林野管理局官制 (皇)第九號(二) 二七
- 帝室博物館官制制定明治三十三年官内省達甲第三號 (同件)廢止 (皇)第十一號(二) 二九
- 帝室林野管理局臨時職員官制 (皇)第十二號(二) 三二
- 帝室林野管理局支隊職制 (省)官内第七號(二) 四八
- 帝室林野管理局支隊出張所名稱位階及管轄區域 (省)官内第九號(二)三三三三七
- 帝室林野管理局京都出張所設置 (告)官内第十二號(二)三三三三六
- 逓信省官制中改正追加 (勅)第二百號(五) 二七四
- 日本帝國逓信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政機關ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第二號(八) 九
- 日本帝國逓信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政機關ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定施行細則 (告)逓信第四百八十六號(八)二四七
- 同上約定施行期日 (告)逓信第四百八十七號(八)二四八
- 日本帝國逓信省及香港郵政機關ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第三號(八) 一六
- 同上ノ施行細則 (告)逓信第五百二十二號(八)二五八
- 同上約定ノ施行期日 (告)逓信第五百二十三號(八)二五九
- 逓信省ニ無償引渡ノ府縣電話ニ依リ通話ノ式ヲ電料中減ノ件 (省)逓信第四十一號(九) 四二七
- 逓信省官署所長ニ交付スル切切郵便ノ檢査ノ方法等ニ關シ逓信省令等適用方 (府)關東郵林第四十九號(九) 二二九
- 鐵道敷設法中追加 (法)第十號(五) 八
- 韓國鐵道ノ收益規定法補充ニ關スル件 (法)第十五號(五) 一三
- 明治四十年法律第十五號ニ依リ補充金積算法ノ件 (勅)第九十六號(五) 二七一
- 臺灣省鐵道用品資金會計法第九條追加 (法)第四號(五) 一
- 明治三十五年勅令第二十號臺灣省鐵道用品資金積算法ニ關スル件 (勅)第九十六號(五) 二七一
- 入換出金出納取扱方並林野官制會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 一四五
- 帝國鐵道監督官制制定臺灣省鐵道用品會計法ニ關スル件 (勅)第二十六號(五) 二七
- 帝國鐵道監督官制第二條中改正 (勅)第二百七十八號(七) 四六一
- 臨時鐵道監督官制第二條中改正 (勅)第二百二十六號(四) 一六

- 帝國鐵道監督官制ニ關スル件 (勅)第二十八號(三) 三〇
- 帝國鐵道監督官制特別任用令 (勅)第二十九號(三) 三一
- 帝國鐵道監督官等ノ初叙及陞叙ニ關スル件 (勅)第三十號(三) 三三
- 統監府鐵道管理局官制中改正追加並明治三十九年勅令第九十二號(統監府鐵道管理局ニ臨時鐵道監督官ヲ置クノ件)廢止 (勅)第五十五號(三) 八八
- 統監府鐵道管理局職員特別任用令中改正 (勅)第二百七十六號(七) 三六〇
- 臺灣總督府鐵道部官制第二條中改正 (勅)第二百七十七號(四) 一五七
- 樺太廳ニ鐵道書記ヲ置クノ件 (勅)第二百七十二號(五) 二二六
- 樺太ニ於テ鐵道ニ從事スル判任官特別任用ノ件 (勅)第二百七十三號(五) 二二七
- 臺灣總督府鐵道職員服制制定明治三十三年勅令第三百五十二號(臺灣總督府官中鐵道停車場警備長同勤務及車掌服制)廢止 (勅)第二百七十五號(五) 二二八
- 作業及鐵道會計規則中改正並削除 (勅)第八十九號(三) 二二五
- 作業及鐵道會計金庫出納事務規程追加 (訓)大藏第十一號(三) 三七
- 官設鐵道會計及官設鐵道用品資金會計所屬廢入繰出金收支期限ニ關スル件 (勅)第九十號(三) 二二六
- 帝國鐵道及同用品資金會計規則中改正 (勅)第三百二十四號(二〇) 四三六
- 帝國鐵道及同用品資金會計法ニ關スル件 (訓)大藏第四十號(二〇) 三一九
- 帝國鐵道現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第二百八十五號(五) 二二八
- 帝國鐵道株式會社ノ債券ヲ國債證券ニ代用スルノ件 (勅)第二百七十七號(四) 一六五
- 明治四十年勅令第二百九十一號第二項ニ依リ株券ノ價格計算方 (勅)第二百九十一號(八) 三七五
- 郵傳法ニ關スル件 (勅)第二百九十三號(五) 二二二
- 明治三十九年勅令第四百二十二號(南洋洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正追加 (勅)第六十四號(五) 一〇五
- 帝國鐵道官署現金出納官吏ノ列部保管金出納手續 (訓)大藏第九號(三) 二九
- 統監府鐵道管理局現金出納官吏ノ取扱手續保管金ニ關スル取扱手續適用方 (訓)大藏第三十六號(八) 一〇一
- 政府ノ承認ヲ得タル山陽鐵道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大藏第一號(二) 一〇

- 舊山陽鐵道株式會社債二關スル規程第三條中追加 (省)大藏第十三號(三) 五九
- 舊北越鐵道株式會社債二關スル規程 (省)大藏第三十二號(八) 三五六
- 舊德武舊房鐵道七尾舊德島各鐵道株式會社債二關スル規程 (省)大藏第三十六號(九) 三七五
- 舊關西鐵道株式會社債二關スル規程 (省)大藏第四十一號(一〇) 四五六
- 帝國鐵道官署現金受拂規則第七條中改正 (省)逓信第三十二號(八) 三六二
- 帝國鐵道廳ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付關テ代表ス (省)逓信第十三號(四) 二〇一
- 作業會計並ニ海軍工廠資金會計金庫出納事務規程制定作業及鐵道會計金庫出納事務規程及海軍工廠資金貸入貸出ノ出納取扱方廢止 (訓)大藏第三十二號(六) 一六〇
- 現役軍人ノ南滿洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル者ノ件 (達)陸軍第九號(三) 一九
- 陸軍運輸部出張所設置明治三十七年陸軍第七十八號(陸軍運輸部出張所及停車場設置)廢止 (達)陸軍第六十三號(一〇) 一七八
- 日清間新奉及吉長鐵道ノ件ニ關スル協約ノ件 (告)外務第八號(五) 八六三
- 南滿洲鐵道獨立守備大隊要員トシテ陸後備下士卒召募 (告)陸軍第一號(一) 八
- 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續)中改正 (告)陸軍第十二號(六) 一七五
- 明治四十年告示第十二號(陸軍軍人軍屬鐵道乘車規程)中改正 (告)陸軍第二十七號(二) 三三〇
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續中改正 (告)海軍第十二號(二) 三三〇
- 鐵道國有法ニ依リ大日本帝國政府五分利公債證書發行 (告)大藏第七號(二) 六
- 同上 (告)大藏第三十三號(八) 四四六
- 舊北越鐵道株式會社債價償還 (告)大藏第二百二十三號(七) 一三九
- 鐵道作業局急行列車規程中追加 (告)逓信第八十九號(三) 三〇四
- 明治三十四年告示第二百二十八號(鐵道作業局火險額額買及發着手数料)中改正 (告)逓信第十三號(二) 六一
- 貸切運賃ヲ京師及阪神線ニ貸切運賃ヲ北越線ニ適用ノ件 (告)逓信第四百二十一號(七) 二四〇
- 貸切運賃ヲ關西金寶線ニ適用 (告)逓信第五百六十三號(九) 二七六
- 九州鐵道株式會社外十會社所屬鐵道買取期日指定 (告)逓信第二百三十三號(四) 八二二
- 乘車券通用期限、乘車券ノ改換及剩餘運賃等ニ關スル規定ヲ買取各鐵道線ニ適用 (告)逓信第六百四十二號(一〇) 三三三
- 帝國鐵道廳所管鐵路規程及乘車賃金改正 (告)逓信第六百四十號(二〇) 三〇八
- 九州線大貨物運賃及發着手数料ニ付準據方 (告)逓信第三百七十八號(六) 二五五

- 鐵道國有法ニ依リ阪神鐵道株式會社ノ營業ニ關スル賣渡買取ノ件 (告)逓信第四百三十九號(七) 二四九
- 舊山陽鐵道及舊京釜鐵道株式會社債償還ノ件 (告)大藏第五十二號(三) 二〇四
- 甲武、北海道炭礦鐵道株式會社所屬鐵道ノ買取價額並公債交付額 (告)逓信第八十八號(三) 四〇一
- 帝國鐵道廳工場位置 (告)逓信第七十四號(三) 三八一
- 帝國鐵道廳多摩津工場設置 (告)逓信第三百八十六號(六) 二二六
- 帝國鐵道廳工場中追加 (告)逓信第四百四十四號(七) 二四〇
- 同上 (告)逓信第五百八十九號(九) 二八三
- 帝國鐵道廳中水所工場増設 (告)逓信第六百十二號(一〇) 二七六
- 九州帝國鐵道管理局設置 (告)逓信第三百八十號(六) 二二五
- 九州鐵道管理局所管內工場ノ位置 (告)逓信第三百八十四號(六) 二二七
- 北海道帝國鐵道管理局設置 (告)逓信第七十一號(三) 三七六
- 北海道帝國鐵道管理局所管內工場位置 (告)逓信第七十六號(三) 三八三
- 帝國鐵道廳出張所營業事務所及建設事務所設置並其所管區域及位置 (告)逓信第七十三號(三) 三七八
- 帝國鐵道廳出張所營業事務所及建設事務所設置並其所管區域及位置中追加 (告)逓信第四百四號(七) 二四〇
- 同上 (告)逓信第四百四十號(七) 二四九
- 帝國鐵道廳出張所營業事務所所管區域中改正 (告)逓信第五百四十九號(九) 二八八
- 帝國鐵道廳釜山營業所設置 (告)逓信第七十二號(三) 三七八
- 帝國鐵道廳市街線營業事務所位置及所管區域 (告)逓信第七十七號(三) 三八三
- 帝國鐵道廳北海道鐵道事務所位置變更 (告)逓信第二百六十二號(四) 八二五
- 帝國鐵道廳廣島營業事務所多摩津出張所設置 (告)逓信第三百八十七號(六) 二二六
- 帝國鐵道廳營業事務所中追加 (告)逓信第五百八十八號(九) 二八三
- 帝國鐵道廳出張所營業事務所中追加 (告)逓信第五百六號(八) 二四九
- 帝國鐵道廳神戶營業事務所德島出張所設置 (告)逓信第五百七號(八) 二四九
- 九州帝國鐵道管理局所管內越後事務所ノ所管區域及位置 (告)逓信第三百八十一號(六) 二二八
- 九州帝國鐵道管理局所管內各事務所ノ所管區域及位置 (告)逓信第三百八十二號(六) 二二八
- 北海道帝國鐵道管理局所管內各事務所ノ所管區域及位置 (告)逓信第七十五號(三) 三八一
- 同上中追加 (告)逓信第三百八十三號(六) 二二八
- 同上中改正 (告)逓信第四百四十九號(九) 二八七
- 同上中改正明治四十年告示第四百十九號(同件) (告)逓信第五百十七號(八) 二九八

- 東海道線無坂津間夏期中辨天島停車場設置 (告) 逕信第三百五十五號(六)二三四
- 山陰線青谷島取間運轉營業開始 (告) 逕信第二百七十四號(四)八三三
- 元岩越鐵道若松磯川兩驛間ニ木流假停車場設置 (告) 逕信第三百零五號(五)一〇七九
- 北陸線勸橋小松間粟津停車場設置 (告) 逕信第七百三十一號(二)三三三
- 九州帝國鐵道管理局三角線網田ニ有間ニ赤瀬橋停車場設置 (告) 逕信第四百五十五號(八)二四七
- 奧羽線土崎雄物川間支線ニ雄物川荷物取扱所設置 (告) 逕信第二百三十五號(四)八三
- 北海道夕張線紅葉山間支線ニ煤貨物取扱所設置 (告) 逕信第二百九十六號(五)一〇七九
- 北海道線手宮停車場旅客取扱所設置 (告) 逕信第三百六十二號(六)三三四
- 北海道線釧路線直別停車場設置 (告) 逕信第五百三十號(九)一五七七
- 北海道線上幌向停車場設置 (告) 逕信第六百四十七號(一〇)三三三
- 北海道線大沼公園停車場設置 (告) 逕信第七百五十六號(二)三三三
- 統監府鐵道管理局出納官吏及出納員任命規程中改正 (一) 逕信第五百三號(八)二二二
- 同上 (一) 逕信第五百四號(八)二二二
- 統監府鐵道管理局各部分規程制定統監府鐵道管理局分規程廢止 (一) 逕信第二百七十七號(四)二二七
- 統監府鐵道管理局各部分規程廢止 (一) 逕信第三百三號(四)二二八
- 統監府鐵道管理局運轉營業規程中改正 (一) 逕信第十四號(四)二二七
- 同上 (一) 逕信第二十九號(七)二二六
- 同上 (一) 逕信第四百七號(七)二二九
- 統監府鐵道管理局小松汽船登山港內運轉營業規程 (一) 逕信第八號(三)二二六
- 統監府鐵道管理局現金出納官吏、擔保員等ニ關スル取扱規程 (一) 逕信第三十三號(八)二二九
- 統監府鐵道管理局各驛ト清國安東州間運轉營業規程 (一) 逕信第三十七號(七)二二九
- 京濱線及島山線ニ於ケル旅客荷物、煤貨物取扱所設置 (一) 逕信第四號(四)二二二
- 京濱線及島山線ニ於ケル旅客荷物、煤貨物取扱所設置 (一) 逕信第五十三號(四)二二六
- 函山線哈爾濱(打狗)驛、釧路、函山、各地ニ停車場設置 (一) 逕信第六百三十六號(四)二二六
- 斗六驛林內停車場設置 (一) 逕信第九十一號(六)二二六
- 函山山下函山、九曲雲兩停車場設置 (一) 逕信第九百四十一號(一〇)三三三

- 瀧水及北瀧水停車場廢止 (告) 逕信第五百九十二號(六)二二六
- 鹽埕浦島山間輕便鐵道ニ依リ運轉營業廢止 (告) 逕信第四百四十二號(一〇)三三三
- 南滿洲鐵道附屬地居留民會規則 (一) 逕信第六百四十四號(一〇)三三三
- 同上廢止 (一) 逕信第六百四十四號(一〇)三三三
- 關東州外南滿洲鐵道附屬地ニ關東都督府令及關東州民政署令準用ノ件 (一) 逕信第六百四十四號(一〇)三三三
- (條約)
- 西國郵便條約 (條) 第六號(九) 二二九
- 小包郵便物交換條約 (條) 第九號(九) 二二九
- 日露通商航海條約 (條) 第四號(九) 二二九
- 病院船ニ關スル條約 (條) 第一號(五) 二二九
- ロミニカ共和國萬國郵便條約及小包郵便物交換條約 (告) 逕信第七百二十八號(二)三三三
- 萬國郵便條約施行細則中改正 (告) 逕信第二百四十六號(四)二二〇
- 同上 (告) 逕信第二百九十二號(五)一〇七五
- 同上 (告) 逕信第三百三十二號(五)一〇九二
- 同上 (告) 逕信第三百五十三號(六)一二四三
- 同上 (告) 逕信第四百五號(七)二二〇
- 同上 (告) 逕信第四百十三號(七)二二〇
- 同上 (告) 逕信第四百二十三號(七)二二〇
- 同上 (告) 逕信第四百二十三號(七)二二〇
- 萬國電信條約附屬細則中改正 (一) 逕信第五百五十八號(六)二二二
- 同上 (一) 逕信第五百五十九號(六)二二二
- 同上 (一) 逕信第六百九十三號(一〇)三三三
- 萬國電信條約附屬細則中改正 (一) 逕信第九十一號(六)二二二
- 同上 (一) 逕信第二百七十一號(四)二二八
- 同上 (一) 逕信第二百九十三號(五)二二八
- 同上 (一) 逕信第三百一十一號(五)二二八
- 同上 (一) 逕信第三百五十八號(六)二二六
- 同上 (一) 逕信第四百七十四號(八)二二六
- 同上 (一) 逕信第六百九十四號(一〇)三三三
- 同上 (一) 逕信第七百四十五號(二)三三三
- 同上 (一) 逕信第八百八十一號(二)三三三
- 萬國電信條約附屬細則中改正 (一) 逕信第七項中改正 (一) 逕信第十一號(二) 二二六

○ 漆洲聯邦萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入 (告)農商部第百八十八號(三)一五五六

○ 明治三十一年告示第百四十二號(萬國郵便條約) 中寄留郵便物ノ亡失ニ對シ賠償責任セサル件)廢止 (告)逓信第百六十六號(九)一七六九

〔調査〕

○ 港灣調査會官制 (勅)第百四十三號(六) 三二六

○ 博覽會開設臨時調査會官制及明治三十九年勅令第六十二號(博覽會調査ニ關スル臨時職員設置)廢止 (勅)第百一號(三) 一四〇

○ 明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣山處分調査ニ關スル臨時職員設置)中改正 (勅)第百九十一號(四) 二六四

○ 明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定)ノ中追加 (省)大藏第七號(三) 四八

○ 明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數)ノ中改正 (省)大藏第八號(三) 四九

○ 徵兵處分ヲ受クヘキ所在不明者調査規程制定(從前)ノ同訓令廢止 (訓)陸軍甲第一號(四) 八六

○ 臺灣永代借地調査規則 (律)第四號(七) 八六

○ 臺灣永代借地調査委員會規則 (律)第五號(七) 八八

○ 臺灣永代借地調査規則施行規則 (府)臺灣總督第六十號(八) 一九〇

○ 臺灣永代借地調査委員會規則施行規則 (府)臺灣總督第六十一號(八) 一九二

〔調製〕

○ 標旗統計表帳調製規程模式中改正 (訓)大藏第三十一號(六) 一六〇

〔手當〕

○ 明治三十七年勅令第百五十五號(標準薪資局標準) 遺所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件)中改正 (勅)第三百七號(九) 三九六

○ 大藏省臨時建築部ノ現業ニ從事スル委任官及職員ニ 勤勉手當ヲ給スルノ件 (勅)第百六十四號(三) 三九九

○ 島嶼在勤者月手當給與細則中別表改正 (省)大藏第三十四號(八) 三九七

○ 交通至難ノ場所ニ在勤スル航路標識管理所技手及看守月手當給與細則第一條中追加 (省)逓信第三十一號(七) 四九三

○ 陸海軍ノ工事製造其他海軍港務ノ現業ニ從事スル委任官及職員ニ勤勉手當ヲ給スルノ件 (勅)第八號(三) 一五

○ 勤勉手當支給細則 (達)海軍第十六號(三) 四一

○ 同上 (達)海軍第五十六號(四) 一一四

○ 同上 (達)海軍第五十八號(三) 一一九

○ 同上 (達)海軍第七十七號(七) 一六〇

○ 勤勉手當支給規則 (達)陸海第五十七號(九) 一七〇

○ 官役職工人夫扶助令制定官役人夫死傷手當規則廢止 (勅)第百八十六號(五) 二五九

○ 統監府及所屬官署職員ノ俸給、手當及宿舎料前金渡ノ件 (勅)第百五十五號(四) 二二七

○ 臺灣並在外陸海軍職員傷人死傷手當給與規則中追加 (勅)第百七十六號(五) 二四六

○ 臺灣總督府職員死傷傷疾疾病手當規則施行細則制定臺灣總督府職員死傷傷疾疾病手當給與規則施行細則廢止 (府)臺灣總督第三十七號(六) 一五四

○ 樺太在勤監獄職員ノ手當ニ關スル件 (勅)第四十三號(三) 四九

○ 樺太監巡查ノ在勤手當給與品及貨與品ニ關スル件 (勅)第百二十四號(四) 一六二

○ 中央氣象臺附屬測候所職員及在濟南帝國領事館附屬中央氣象臺技手月手當給與細則制定中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與細則及中央氣象臺臨時測候所技手月手當給與細則ニ關スル件廢止 (省)文部第十一號(四) 一六九

○ 統監府郵便所長手當金年額 (府)統監第二號(二) 二

○ 明治三十二年告示第五十三號(撲殺獸類ニ對スル手當金)下付標準額)中改正 (告)臺灣總督第七十二號(二)三三三〇

○ 關東都督府巡查看守手當支給規則別表中改正 (府)關東都督第六十九號(二) 二九一

○ 手數料) (手數料) (別毛) (電報)

○ 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種目)中追加 (府)臺灣總督第六十八號(八) 一九九

○新開電報規則ヲ轉請閣議著電報ニ準用ノ件 (府)統監第十號(三) 二七	○新開電報料金豫納及後納規則ハ韓國ニ準用セシ (府)統監第二十二號(五) 一〇八	○新開電報規則ヲ臺灣ニ施行スルノ件ヲ定メ新開電報規則ヲ廢ス (府)臺灣總督第十四號(四) 六二	○臺灣年賀電報規則 (府)臺灣總督第一百十二號(三) 二九七	○電報料金後納規則 (府)關東都督第二十七號(五) 一五七	○外國新開電報料金表中改正 (告)通信第三百三十二號(四) 八二	○同上 (告)通信第三百五十八號(四) 八二〇	○同上 (告)通信第五百八十三號(九) 二七八九	○同上 (告)通信第六百九十八號(二) 三三三〇	○同上 (告)通信第七百三十八號(二) 三三三五	○同上 (告)通信八百五十號(三) 三三三二	○外國電報料金表中改正 (告)通信第八號(二) 五五	○同上 (告)通信第二十一號(二) 六七	○同上 (告)通信第三十二號(二) 六七	○同上 (告)通信第三十三號(二) 一四六	○同上 (告)通信第四十六號(三) 一五二	○同上 (告)通信第四十九號(三) 一五四	○同上 (告)通信第六十七號(三) 一六〇	○同上 (告)通信第九十五號(三) 三三三七	○同上 (告)通信第八十號(三) 八八	○同上 (告)通信第二百十五號(三) 四〇一	○同上 (告)通信第二百十六號(三) 四〇一	○同上 (告)通信第二百二十四號(四) 八〇一	○同上 (告)通信第二百三十一號(四) 八一	○同上 (告)通信第二百五十一號(四) 八三	○同上 (告)通信第二百五十七號(四) 八三	○同上 (告)通信第二百六十九號(四) 八三七	○同上 (告)通信第三百二號(五) 一〇八〇	○同上 (告)通信第三百四十四號(五) 一〇八〇	○同上 (告)通信第三百四十五號(五) 一〇八〇	○同上 (告)通信第四百十二號(七) 一四〇七	○同上 (告)通信第四百五十八號(八) 一四〇〇	○同上 (告)通信第四百五十九號(八) 一四〇二	○同上 (告)通信第四百七十五號(八) 一四〇七	○同上 (告)通信第四百八十五號(八) 一四〇七	○同上 (告)通信第五百五十九號(九) 一四六六	○同上 (告)通信第五百六十二號(九) 一四六六	○同上 (告)通信第五百七十八號(九) 一四七七	○同上 (告)通信第五百八十二號(九) 一四七八	○同上 (告)通信第六百三十三號(一〇) 一四八八	○同上 (告)通信第六百六十五號(一〇) 一四八八	○同上 (告)通信第六百九十七號(一〇) 一四八八
--	---	--	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

○同上 (告)通信第七百一十一號(一一) 三三三三	○同上 (告)通信第七百三十七號(一一) 三三三四	○同上 (告)通信第七百七十九號(一二) 三三三四	○同上 (告)通信第七百八十二號(一二) 三三三四	○同上 (告)通信第八百三十三號(一三) 三三三〇	○同上 (告)通信第八百四十八號(一三) 三三三〇	○同上 (告)通信第八百四十九號(一三) 三三三二	○同上 (告)通信第八百五十一號(一三) 三三三二	○同上 (告)通信第八百八十三號(一三) 三三三三	○同上 (告)通信第八百八十八號(一三) 三三三六	○同上 (告)臺灣總督第十四號(四) 四二二	○同上 (告)臺灣總督第四十號(四) 八五二	○同上 (告)臺灣總督第五十五號(四) 八五九	○同上 (告)臺灣總督第四百十五號(一〇) 三三三七	○明治二十六年告示第四百一十一號(海外電報料金ニシテ未納ノ端數アルトキ徴收方)中改正 (告)通信第四百四十二號(七) 二四一九	○韓國内新開電報料金ノ件 (府)統監第六號(三) 一六	○明治三十九年告示第五百三十三號(韓國内電報別便配送料及船舶配送料)中改正 (告)統監第六十四號(五) 二〇六	○明治三十三年府令第八十八號(電報ノ別便配送料金ノ件)廢止 (府)臺灣總督第二十五號(五) 一〇九	○至急電報ノ時間外電報郵便出張所ニ於テ取扱ハサルコトアル(キ)ノ件 (府)臺灣總督第七十七號(五) 二二六	○受付月日ヲ指記セザル和文電報送達(キ)ノ件 (告)臺灣總督第三號(二) 七	○明治三十八年告示第六十五號(電報規則ニ依ル電報取扱所)中追加 (告)臺灣總督第五十二號(四) 八八八	○澎湖廳東西沖小湊山嶺ヲ澎湖郵便局ノ電報直達線區域内ニ編入 (告)臺灣總督第七十七號(五) 二二九	○滿洲内及滿洲韓國相互間轉送ノ新開電報ニ關スル事 (府)關東都督第十三號(三) 五	○電燈 (府)關東都督第二十二號(五) 一五〇	○放電電燈使用規則 (府)關東都督第三十七號(五) 一七九	○同上中改正追加 (府)關東都督第三十六號(五) 一七九	○同上規則ニ依ル書式及樣式 (告)關東都督第三十六號(五) 一七九	○同上規則ニ依ル外燈中取付工費免除 (告)關東都督第九十九號(三) 三三三九	○旅順及大連水道給水規則及旅順電燈規則ニ關スル事務取扱所ノ件 (告)關東都督第二十九號(五) 二二七	○電話 (府)關東都督第二十九號(五) 二二七	○明治三十九年府令第二百二十九號(關東都督府ニ於テケル郵便電信及電話ノ業務ニ關シ電燈規則ノ件)中改正 (勅)第二百五十八號(七) 一四一	○電話規則中改正 (省)通信第三號(三) 二一九	○同上 (省)通信第二十九號(六) 三三三	○同上 (省)通信第四十九號(一〇) 三三七
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---	----------------------------	---	-----------------------------	--------------------------	---------------------------

○ 特設電話規則第二十一條中追加	(省) 通信第四號(三) 一三三	○ 同上	(省) 通信第二百二十一號(四) 七九七
○ 採納新開電話規則	(省) 通信第三十八號(八) 三六九	○ 同上	(省) 通信第二百二十六號(四) 八〇九
○ 採納新開電話規則ハ韓國ニ準用セズ	(府) 統監第三十六號(乙) 二〇五	○ 同上	(省) 通信第二百三十號(四) 八一〇
○ 逓信省ニ無償引渡ノ府縣電話線ニ依リ通話ヲ爲ス者	(省) 通信第四十一號(九) 四二七	○ 同上	(省) 通信第二百三十九號(四) 八一五
電話料半減ノ件	(省) 通信第四十一號(九) 四二七	○ 同上	(省) 通信第二百五十五號(四) 八二五
○ 明治三十九年告示第二百六十四號(電話及電話呼出料ノ件)改正	(告) 通信第二十五號(一) 六八	○ 同上	(省) 通信第二百八十三號(五) 二〇七一
○ 同上	(告) 通信第二十八號(二) 六九	○ 同上	(省) 通信第三百七號(五) 二〇八一
○ 同上	(告) 通信第四十一號(三) 一五〇	○ 同上	(省) 通信第三百八號(五) 二〇八二
○ 同上	(告) 通信第四十四號(三) 一五一	○ 同上	(省) 通信第三百四十八號(五) 二〇八五
○ 同上	(告) 通信第五十四號(三) 一五五	○ 同上	(省) 通信第三百六十九號(六) 二〇八九
○ 同上	(告) 通信第七十三號(三) 一六二	○ 同上	(省) 通信第三百七十五號(六) 二〇九〇
○ 同上	(告) 通信第七十六號(三) 一六三	○ 同上	(省) 通信第三百九十一號(六) 二〇九四
○ 同上	(告) 通信第八十四號(三) 一六七	○ 同上	(省) 通信第三百九十六號(七) 二〇九八
○ 同上	(告) 通信第九十九號(三) 一七九	○ 同上	(省) 通信第四百三十三號(七) 二一〇六
○ 同上	(告) 通信第六十六號(三) 一五〇	○ 同上	(省) 通信第四百四十七號(七) 二一〇九
○ 同上	(告) 通信第六十八號(三) 一五三	○ 同上	(省) 通信第四百五十六號(八) 二一〇〇
○ 同上	(告) 通信第三十五號(三) 一五三	○ 同上	(省) 通信第四百六十號(八) 二一〇四
○ 同上	(告) 通信第五十一號(三) 一六八	○ 同上	(省) 通信第四百六十六號(八) 二一〇六
○ 同上	(告) 通信第五十六號(三) 一七二	○ 同上	(省) 通信第四百八十三號(八) 二一〇七
○ 同上	(告) 通信第六十號(三) 一七三	○ 同上	(省) 通信第四百九十一號(八) 二一〇八
○ 同上	(告) 通信第九十七號(三) 一八九	○ 同上	(省) 通信第四百九十二號(八) 二一〇八

○ 同上	(告) 通信第四百九十六號(八) 一八九九	○ 同上	(省) 通信第七百九十七號(三) 二一〇九
○ 同上	(告) 通信第五百十四號(八) 二四九七	○ 同上	(省) 通信第八百十三號(三) 二一四〇
○ 同上	(告) 通信第五百三十六號(九) 二五八〇	○ 同上	(省) 通信第八百十七號(三) 二一四〇
○ 同上	(告) 通信第五百七十二號(九) 二七七四	○ 同上	(省) 通信第八百二十六號(三) 二一四〇
○ 同上	(告) 通信第六百四十四號(一〇) 三〇七六	○ 同上	(省) 通信第八百四十三號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百六十六號(一〇) 三〇七六	○ 同上	(省) 通信第八百四十七號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百六十八號(一〇) 三〇八〇	○ 同上	(省) 通信第八百五十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百二十九號(一〇) 三〇八三	○ 同上	(省) 通信第八百七十三號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百四十三號(一〇) 三〇三二	○ 同上	(省) 通信第八百七十七號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百五十七號(一〇) 三〇三二	○ 同上	(省) 通信第八百八十七號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百六十三號(一〇) 三〇三〇	○ 同上	(省) 通信第八百九十一號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百七十四號(一〇) 三〇三〇	○ 同上	(省) 通信第九百一十一號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百八十一號(一〇) 三〇三八	○ 同上	(省) 通信第九百三十三號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第六百九十二號(一〇) 三〇四一	○ 同上	(省) 通信第九百八十八號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百二號(一〇) 三〇三二	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百九號(一〇) 三〇三二	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百十號(一〇) 三〇三二	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百二十一號(一〇) 三〇三八	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百二十四號(一〇) 三〇三九	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百四十一號(一〇) 三〇三九	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百七十三號(一〇) 三〇四〇	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一
○ 同上	(告) 通信第七百七十八號(一〇) 三〇四一	○ 同上	(省) 通信第九百九十六號(三) 二一四一

○同上	(告) 逕信第三百六十八號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第八百四十六號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第四百二十九號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第八百五十五號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第四百三十二號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第八百七十五號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第四百九十號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第八百七十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第五百十三號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第八百八十六號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第五百十四號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第五百一十一號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百六十二號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百十號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百七十三號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百十五號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百八十號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百五十五號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第七百一號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百五十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第七百八號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百五十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百二十號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百六十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百二十三號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百六十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百四十四號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百六十九號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百七十號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百七十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百七十二號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百七十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百七十五號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百七十九號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百七十七號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百八十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信七百九十六號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百八十九號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第八百三十六號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百九十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第八百三十九號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百九十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第八百四十二號(三三三三九)	○同上	(告) 逕信第九百九十九號(三三三三九)

○同上	(告) 逕信第四百九十七號(三三三三九)	○龍山平壤間同上	(府) 統監第二十八號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第五百三十七號(三三三三九)	○京城龍山間電話料及電話呼出料改正	(府) 統監第二十六號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百三號(三三三三九)	○京城平壤間長距離電話通話開始	(府) 統監第八十號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百七號(三三三三九)	○龍山平壤間同上	(告) 統監第九十九號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百十九號(三三三三九)	○電話通話開始	(告) 統監第一百十號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百三十號(三三三三九)	○從來發布之電話、電信及電話三圖之改正	(府) 統監第二十七號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百五十八號(三三三三九)	○郵傳、電信及電話三圖之改正	(府) 統監第五十九號(三三三三九)
○同上	(告) 逕信第六百六十七號(三三三三九)	○遼河特設電話加入規則中改正	(府) 統監第五十三號(三三三三九)
○立岩鐵業特設電話所設置	(告) 逕信第八百七十一號(三三三三九)	○同上	(府) 統監第五十一號(三三三三九)
○芳谷鐵業特設電話所(佐賀縣)設置	(告) 逕信第八百九十八號(三三三三九)	○明治三十九年府令第四十五號(遼河特設電話加入規則)料金(追加)	(府) 統監第二十六號(三三三三九)
○逕信省假設舍電話番號	(告) 逕信第三百二十二號(三三三三九)	○明治三十九年府令第四十五號(遼河特設電話加入規則)第十六條料金(追加)	(府) 統監第四十七號(三三三三九)
○龍山電話加入登記料及電話使用料ノ件	(府) 統監第十一號(三三三三九)	[電氣]	
○長距離電話通話附加使用料	(府) 統監第二十三號(三三三三九)	○遼河總督府電氣作業所官制	(勅) 第二百四號(三三三三九)
○特別事件ニ關シ官廳公署等ニ臨時架設ノ電話使用料徵收方	(府) 統監第四十一號(三三三三九)	○電氣事務官特別任用令	(勅) 第二百一十一號(三三三三九)
○韓國新設州治固安縣間電話料及電話呼出料	(府) 統監第五號(三三三三九)	○遼河總督府電氣作業所事務官特別任用令	(勅) 第二百十三號(三三三三九)
○咸興西湖津間同上	(府) 統監第九號(三三三三九)	○遼河總督府電氣使用規則	(府) 統監第三十五號(三三三三九)
○京城平壤間同上	(府) 統監第二十四號(三三三三九)		

- 臺灣總督府電氣作業所職員章佩用規程 (府) 臺灣總督第五十五號(七) 一七六
- 電氣事業取締規則中改正 (省) 逕信第三百七號(八) 三六八
- 臺北電氣作業所ノ臺灣總督府民政部ノ所屬トス (省) 臺灣總督第四十二號(四) 八五一
- 旅順電氣供給區域 (省) 關東都督第三十三號(五) 二一六
- 旅順電氣作業所移轉 (省) 關東都督第六十四號(九) 一八七
- 〔電信〕○電信爲替ハカノ部爲替ノ項ニ屬ス
- 臺灣總督府郵便局官制制定臺灣總督府郵便及電信局官制廢止 (勅) 第三百六十一號(四) 三三六
- 樺太郵便電信局官制 (勅) 第三百五十五號(三) 三三二
- 明治三十九年勅令第二百二十九號(關東都督府ニ於ケル郵便電信及電話ノ業務ニ關シテ規定適用ノ件) 中改正 (勅) 第二百五十八號(七) 三三一
- 郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、儲蓄貯蓄郵便法及電信法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第六十四號(三) 一〇五
- 電信局所ノ電報取扱時間及其時間外電報取扱規則中改正 (省) 逕信第四百十號(九) 四二七
- 請願電信規則制定町村ノ請願ニ依リ電信施設ニ關スル施行細則廢止 (省) 逕信第二號(三) 五九
- 特別高壓電線路取締規則 (省) 逕信第五十五號(三) 五九七
- 無集配三等郵便局ニ於テ外國郵便物中小包郵便物價格表把持物並ニ代金引換ノ符留通票郵便物及價格表把持物ノ取扱ヲ爲サ、ル件制定明治三十五年告示第五百四十五號(郵便及電信受取所ハ外國郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ル件) 廢止 (省) 逕信第五百六十五號(七) 一七六
- キリヤイ一國萬國電信條約ニ加入 (省) 逕信第六百九十三號(一〇) 二二二
- 清國浙江省萬千山電信局夏期中外國電報取扱 (省) 逕信第四百六十九號(八) 一六六
- 萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 逕信第九十一號(四) 八二
- 同上 (省) 逕信第二百七十一號(四) 八六八
- 同上 (省) 逕信第二百九十三號(四) 一〇七
- 同上 (省) 逕信第三百一號(五) 一〇八
- 同上 (省) 逕信第三百五十八號(六) 一四六
- 同上 (省) 逕信第四百七十七號(八) 二四六
- 同上 (省) 逕信第六百九十四號(一〇) 二二二
- 同上 (省) 逕信第七百四十五號(一一) 三三六
- 同上 (省) 逕信第八百八十一號(一二) 三三三
- 萬國電信條約附屬細目規則ニ依リ本邦國電報定率第七項中改正 (省) 逕信第十一號(二) 八
- 外國電信取扱規則中改正 (省) 逕信第十七號(二) 六
- 同上 (省) 逕信第九十號(三) 五
- 同上 (省) 逕信九十四號(三) 五
- 同上 (省) 逕信第二百二十號(三) 五
- 同上 (省) 逕信第二百六十三號(四) 八
- 同上 (省) 逕信第四百三十四號(七) 一七

- 同上 (省) 逕信第四百七十七號(八) 一六八
- 同上 (省) 逕信第四百七十四號(八) 一六七
- 同上 (省) 逕信第五百八號(八) 一四九
- 同上 (省) 逕信第五百四十五號(九) 一五八
- 同上 (省) 逕信第六百三十四號(一〇) 一八五
- 同上 (省) 逕信第六百八十九號(一〇) 一八二
- 同上 (省) 逕信第七百四十六號(一一) 三三六
- 同上 (省) 逕信第八百八十二號(一二) 三三三
- 水底電線敷設 (省) 海軍第十三號(三) 三三三
- 水底電線敷設取締區域ノ件 (省) 逕信第三百四十號(五) 一〇九
- 水底電線敷設 (省) 逕信第五百四十三號(九) 一五八
- 水底電線敷設 (省) 逕信第七百五十四號(一一) 三三〇
- 東京府伊豆國大島(新島、三宅島、磯山)ハ丈島間海底電信線敷設ノ件 (省) 逕信第三十八號(二) 一四八
- 東京府深川區越中島神奈川縣相模郡田島村間ニ海底電信線敷設 (省) 逕信第二百九十五號(一〇) 一七六
- 下總國西條子町字今宮常陸國鹿島郡東下村字波崎間水底電線敷設 (省) 逕信第三百二十號(五) 一〇六
- 陸奥國西津輕郡十三村ニ水底電線敷設 (省) 逕信第八百九十四號(一二) 三三六
- 備前國兒島郡日比村大字逢川渡國後郡王城村大字乃生間水底電線敷設 (省) 逕信第三百四十一號(五) 一〇五
- 安藝國佐伯郡地御前村及同郡最良町間水底電線敷設 (廣島縣) 明治三十年告示第五號(四) 廢止 (省) 逕信第八百九十三號(一二) 三三六
- 肥前國唐津町大字唐津字船宮、東條郡浦島村大字浦島間水底電線敷設 (省) 逕信第三百十九號(九) 一八五
- 鹿島國北條郡浦田平村大字小手田大久保字字平同郡大島村大字大島前平免字字字浦田水底電線敷設 (省) 逕信第三百三十五號(一二) 三三三
- 明治三十年告示第三百四十四號(肥前國唐津町間所水底電線敷設) 中改正 (省) 逕信第六十號(二) 一五八
- 陸奥國飯沼郡海原電線取締區域 (省) 逕信第十四號(二) 六一
- 明治三十五年告示第四百六十九號(安藝國最良町間水底電線ノ件) 中改正 (省) 逕信第三百二十九號(五) 一〇九
- 和寒大沼石倉野田道邊安、國島昆布道邊然別、野邪電信取扱所(北海道) 敷設 (省) 逕信第二百十三號(二) 一七
- 風連多野、音別、白石、大瀬毛電信取扱所(北海道) 敷設 (省) 逕信第七百五十三號(一一) 三三〇
- 秋野牛、早來、道分電信取扱所(北海道) 敷設(電報事務) 廢止 (省) 逕信第八百三十七號(一二) 三三六
- 根室國花咲電信局(北海道) 廢止 (省) 逕信第二百四十四號(四) 八一九
- 日野、大久保電信取扱所(東京府) 敷設 (省) 逕信第一百一十一號(三) 一五三
- 東村山、福生(東京府) 電信取扱所敷設 (省) 逕信第七百十五號(一一) 三三六

- 蒲田、大崎、吉祥寺、金町、日暮里、西新井電信取扱所 (東京府)設置 (告) 逋信第七百五十一號(一)三三九
- 東京府王子電信取扱所電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百四十八號(三) 三六八
- 赤羽電信取扱所(東京府)電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百十六號(一)三三七
- 京都電信取扱所(京都市)設置 (告) 逋信第七百十八號(一)三三七
- 石原、梅迫電信取扱所(京都市)設置 (告) 逋信第七百十八號(一)三三七
- 桃山電信取扱所(京都市)設置 (告) 逋信第七百十八號(一)三三七
- 德慶、西村、深江電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逋信第七百五十三號(三) 三七〇
- 桃谷電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逋信第七百七十九號(九)二七八
- 京橋電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逋信第七百七十九號(九)二七八
- 狹山電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逋信第六百二十二號(一)三〇八
- 相模國府津電信取扱所(神奈川県)電報配達事務廢止 (告) 逋信第二百十號(三) 三九六
- 相野、土山電信取扱所(兵庫県)設置 (告) 逋信第五百五十三號(三) 三七〇
- 武田尾、池田、福崎電信取扱所(兵庫県)設置 (告) 逋信第八百二十二號(一)三三〇
- 大草南風町電信取扱所(長崎縣)設置 (告) 逋信第六百六十六號(五) 三七七
- 黒井電信取扱所(新潟縣)設置 (告) 逋信第五百十三號(三) 三七〇
- 越後國矢代田電信取扱所(新潟縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第二百九十一號(一)〇七〇
- 神保原電信取扱所(埼玉縣)設置 (告) 逋信第七百一十一號(一) 三三三
- 發宮電信取扱所(埼玉縣)設置 (告) 逋信第七百五十一號(一)三三三
- 中山、日向、布佐電信取扱所(千葉縣)設置 (告) 逋信第七百五十一號(一)三三三
- 酒々井、湖北(千葉縣)電信取扱所設置 (告) 逋信第七百五十九號(一)三三六
- 馬橋電信取扱所(千葉縣)設置 (告) 逋信第七百五十一號(一)三三三
- 千瀨、粉毛電信取扱所(千葉縣)設置 (告) 逋信第七百五十三號(一)三三三
- 下總市川電信取扱所(千葉縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第二百九十九號(一) 三九六
- 横芝電信取扱所(千葉縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第八百六十三號(一)三三三
- 常陸國荒川沖電信取扱所(茨城縣)設置 (告) 逋信第三百十七號(一)二〇八
- 下野國山前及文棟電信取扱所(栃木縣)設置 (告) 逋信第七百一十一號(一) 三三三

- 片岡、東那須野(栃木縣)電信取扱所設置 (告) 逋信第五百九十五號(九)二八四
- 下野國宇都宮電信取扱所(栃木縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第三百十二號(五)二〇八
- 北宇智電信取扱所(奈良縣)設置 (告) 逋信第五百七十九號(九)二七八
- 稻澤電信取扱所(愛知縣)設置 (告) 逋信第五百五十三號(三) 三七〇
- 甲斐國小淵澤、笹子及初鹿野電信取扱所(山梨縣)設置 (告) 逋信第二百二號(三) 三四九
- 大月電信取扱所(山梨縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第八百六十三號(一)三三三
- 近江國深川、貴生川及大原電信取扱所(滋賀縣)設置 (告) 逋信第五百五十四號(三) 三七一
- 大谷電信取扱所(滋賀縣)大津市)設置 (告) 逋信第七百十八號(一)三三七
- 高月電信取扱所(滋賀縣)設置 (告) 逋信第七百十八號(一)三三七
- 瑞濱電信取扱所(岐阜縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第七百八十四號(一)三三三
- 信濃國長野電信取扱所(長野縣)設置 (告) 逋信第九十六號(三) 三七七
- 吉田電信取扱所(長野縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百三號(一)三三三
- 越前國新町電信取扱所(山形縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 羽後國横手電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第二百二十二號(一) 三三六
- 土崎、境電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 横瀬、十文字電信取扱所(秋田縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第七百六十六號(三) 三七七
- 大久保電信取扱所(秋田縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百六十五號(一)三三八
- 越前國新町電信取扱所(山形縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 羽後國横手電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第二百二十二號(一) 三三六
- 土崎、境電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 横瀬、十文字電信取扱所(秋田縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第七百六十六號(三) 三七七
- 大久保電信取扱所(秋田縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百六十五號(一)三三八
- 越前國新町電信取扱所(山形縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 羽後國横手電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第二百二十二號(一) 三三六
- 土崎、境電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 逋信第七百六十四號(一)三三三
- 横瀬、十文字電信取扱所(秋田縣)電報配達事務開始 (告) 逋信第七百六十六號(三) 三七七
- 大久保電信取扱所(秋田縣)電報配達事務廢止 (告) 逋信第七百六十五號(一)三三八

- 寶達電信取扱所(石川縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第七十九號(三) 一六六
- 能登部電信取扱所(石川縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第八十號(三) 一六六
- 越前萬富電信取扱所(岡山縣)設置 (告) 逓信第七百五十三號(三) 三七〇
- 庭瀬電信取扱所(岡山縣)設置 (告) 逓信第七百六十四號(三) 三三七
- 八木松(瀨野)白市坂電信取扱所(廣島縣)設置 (告) 逓信第七百十號(三) 三五二
- 岩田電信取扱所(山口縣)設置 (告) 逓信第七百十號(三) 三五二
- 周防國厚狹及福川電信取扱所(山口縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第七百七十號(三) 三七八
- 周防國岩田電信及安藝國坂電報取扱所(山口縣)電報配達事務開始 (告) 逓信第三百三十一號(五) 一〇九二
- 潮岬海軍軍艦電信取扱所(和歌山縣)廢止 (告) 逓信第六百二十五號(三) 三〇〇八二
- 宇多津電信取扱所(香川縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第八百九十六號(三) 三三三九
- 上山田、遠賀川、刈田、添田電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 逓信第八百八十七號(三) 三三八五
- 沖ノ島電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 逓信第八百八十八號(三) 三三〇〇六
- 大貞四日市電信取扱所(大分縣)電報取扱所設置 (告) 逓信第八百八十七號(三) 三三八五
- 越前電信取扱所(佐賀縣)設置 (告) 逓信第六百六十六號(三) 三三七
- 北方殿木兩電信取扱所(佐賀縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第八百三十三號(三) 三三三三
- 淡路及天江電信取扱所設置 (告) 統監第七號(二) 七
- 電信取扱所設置 (告) 統監第三百八十八號(三) 三三三三
- 鹿山電信取扱所設置 (告) 統監第五百五十二號(三) 三三三三
- 郵便所電信及電話通話事務開始ノ件 (告) 統監第三百三十三號(三) 三三〇八
- 宜川電信取扱所常報直配區改正 (告) 統監第二百二十七號(三) 一八七一
- 電信取扱所電報直配區改正 (告) 統監第三百三十一號(三) 三三三三
- 水原電信取扱所電報直配區改正 (告) 統監第八百八十八號(三) 三三〇一
- 清川江外二箇所敷設水底電線區改正 (告) 統監第四百三十三號(四) 八四〇
- 鴨綠江布設水底電線區改正 (告) 統監第六十一號(四) 八四八
- 金川電信取扱所名稱及位置變更 (告) 統監第三百二十二號(三) 三三〇七
- 郵便電信受取所及郵便受取所廢止 (告) 統監第三百三十一號(三) 三三〇〇
- 電信業務派案局ノ件中追加 (告) 新海總督第五百一十一號(七) 二四四四

- 明治三十五年 府令第六號(電話ノ業務ヲ兼掌スル郵便電信局)中追加 (府) 新海總督第三號(三) 一九
- 從來發布セル郵便、電信及電話ニ關スル府令中改正ノ件 (府) 新海總督第二十七號(五) 一一〇
- 明治三十九年 告示第五十一號(特設電話事務取扱ノ爲メ郵便電信局及電話所ノ名稱並其位置及指定區域ノ件中追加) (府) 新海總督第五十八號(五) 二二二
- 郵便、電信及電話ニ關スル從來ノ告示中改正前除 (告) 新海總督第五十九號(五) 二二三
- 二八水電信取扱所設置 (告) 新海總督第九十五號(六) 二二七〇
- 濁水電信取扱所廢止 (告) 新海總督第九十六號(六) 二二七〇
- 本島外國郵便爲替交換局ニ於テ外國電信爲替ヲ取扱ハス (府) 新海總督第八十七號(二) 二二七
- 電話料及電話呼出料中改正 (府) 新海總督第八十八號(二) 二二七
- 水堀頭番仔田兩電信取扱所電信事務取扱 (告) 新海總督第六十五號(二) 三三四八
- 臺北及臺南郵便局電話建築事務兼掌中追加 (府) 新海總督第四十四號(七) 一六五
- 水堀頭番仔田兩電信取扱所電信事務取扱 (告) 新海總督第六十五號(二) 三三四八
- 臺南電信取扱所ニ於テ電報ノ發着信ヲ取扱ハス (告) 新海總督第六十二號(二) 三三四八
- 明治三十九年 告示第十四號(當分ノ内西旅順ニ關スル郵便府郵便電信局分室設置)廢止 (告) 關東都督第六號(三) 一八七
- 明治三十九年 告示第三號(郵便電信局支局取扱事務)中追加 (府) 關東都督第十二號(三) 四六
- 關東都督府郵便電信局事務取扱時間ノ件ヲ定メ明治三十九年 告示第二十號及同四十年 告示第九號(同件)ヲ廢ス (府) 關東都督第三十七號(六) 二二四
- 關東都督府郵便電信局郵便電信爲替及貯金ノ現業事務ハ大連支局ニ於テ取扱フ (府) 關東都督第四十四號(六) 二二五
- 大石橋、牛家屯兩郵便局及營口電信局電話通話事務開始 (府) 關東都督第八十三號(二) 三三三三
- 關東都督府民政署、同郵便電信局及同法廷ハ各、民革訴訟ニ付キ國ヲ代表ス (府) 關東都督第三十九號(七) 一八五
- 關東都督府主官ノ各郵便電信局ニ於ケル爲替、貯金及取立金等ニ用フル銀ノ換算率 (府) 關東都督第七十一號(三) 三三三
- 國際近信切手券ノ實額ヲ爲メ郵便電信局支局名 (府) 關東都督第七十八號(三) 三三三
- 〔轉學〕 新海總督府中學校及森海總督府高等女學校生徒及卒業生ノ他ノ學校へ入學時學ニ關スル規程 (府) 文部第三十五號(二) 四九
- 韓國居留民團設置ノ小學校生徒他ノ學校へ入學時學ニ關スル規定指定ノ件 (府) 文部第七十三號(七) 二二五
- 〔典當〕 土地建物說明規則ニ依リ證明又ハ實況ヲ受ケタル典當ノ執行ニ付キ申請方 (府) 統監第三號(三) 一五

○韓國政府ノ發布ニ係ル土地建物典當執行規則及土地建物典當執行規則施行細則ノ譯文

〔展覽會〕

○美術展覽會規程 (告)文部第七十二號(六)二八四
○第一回美術展覽會規則 (告)文部第二二二號(七)二三九〇
○美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限 (告)文部第二二七號(七)二三九二
○第一回美術展覽會會期及位置 (告)文部第二六十五號(〇)二八九九
○第一回美術展覽會開會 (告)文部第二三三號(七)二三九三
○第一回美術展覽會事務所位置 (告)文部第二二八號(九)二五三八
○第一回美術展覽會事務所移轉 (告)文部第二四十三號(九)二五四二
○第一回美術展覽會出品顯出及物品搬入期限 (告)文部第二六十六號(〇)二八九八

〔點檢〕

○明治三十四年途第二十六號(海軍下士卒被服物品點檢ノ件)中改正 (達)海軍第八八號(二〇)一九九

〔傳習〕

○臺灣總督府農事試驗場講習生規程制定農事試驗場農事講習生規程、同臺灣總督府農事試驗場講習生規程廢止 (告)臺灣總督第二十六號(八)二五〇七

○傳染病預防上必要ト認ムルトキ施行事項 (府)關東都督第四十五號(八)二〇五

〔傳染病〕

○要平地方(ベスト)發生ニ付キ明治四十年府令第四十五號施行 (告)關東都督第五十四號(八)二五二五

アノ部

○鮑及海鼠捕獲制限等ニ關スル件 (訓)農商務第六號(四)二二五
○明治三十五年告示第六百七號(每年一月一日乃至七日郵便葉書ニ對テ日附印ヲ押捺セザル件)改正 (告)逓信第八百六十七號(三)三二四八

〔押捺〕

○裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院及八里港廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件制定明治三十三年勅令第七十四號 (裁判所及臺灣總督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)廢止 (勅)第二百九十二號(九)二七五

〔亞米利加〕

○在北米合衆國臺灣帝國領事館開辦總領事館開館 (告)外務第二十四號(三)三三六五

〔案内業〕

○案内業者取締規則 (省)内務第二十一號(七)三三二

サノ部

○海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則制定海軍少軍醫候補生及海軍少藥劑士候補生採用規則廢止 (省)海軍第九號(七)三四三

〔採用〕

○海軍中主計海軍少主計海軍少主計候補生採用規則制定海軍少主計候補生採用試驗規則廢止 (省)海軍第十號(七)三四七
○海軍少主計候補生採用ノ件 (告)海軍第四號(三)二〇九
○海軍中小主計採用ノ件 (告)海軍第七號(六)二一八〇
○海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十一號(九)二五三六
○海軍少軍醫及候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第九號(九)二五三五
○海軍少藥劑士採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十號(九)二五三六
○海軍造兵大中技士採用ノ件 (告)海軍第二號(三)一八七
○陸軍豫備役後備役准士官下士ノ文官又ハ職員タル者ヲ軍務ニ採用方 (達)陸軍第四十八號(七)一五九
○統監府郵便所長採用規則 (府)統監第一號(一)一
○關東州小學校准訓導及關東州公學堂助教採用規則 (府)關東都督第二十號(五)一三三

〔採炭〕

○海軍鎮炭製造所採炭及燒炭製造規程中改正 (達)海軍第八十九號(八)二六五

同上中改正

○海軍採炭規程改正 (達)海軍第三十一號(七)二六四
○同上 (達)海軍第九十號(八)二六四
○海軍採炭所作業會計取扱規程 (達)海軍第九十七號(九)二七五
○同上中改正 (達)海軍第九十七號(九)二七五

〔採掘〕

○明治三十九年農商務省令第十七號(採掘ノ出願ニ關シ續山監督者及委任ノ件)中改正 (省)農商務第九號(七)二〇〇

〔採取〕

○關東州石材採掘規則 (府)關東都督第五十六號(一〇)二五九
○砂礫採取法ノ一部ヲ補太ニ施行スルノ件 (勅)第二百三十五號(六)二五〇
○韓國政府發布砂礫採取法中改正法律譯文 (告)統監第五十五號(八)二五〇〇
○礦業稅及砂金採取地稅賦課徵收方 (訓)大廳第四十四號(三)二二六
○裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院及八里港廳及關東都督府法院ト、關ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル件 (法)第五十二號(六)二二二

- 裁判所事務局長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第二百九十二號(乙) 三七五
- 裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正 (勅)第八十號(三) 二一五
- 裁判所管轄區域變更ニ關スル件 (法)第三十二號(三) 三〇
- 樺太地方裁判所及同管内二區裁判所設置ニ關スル件 (法)第二十八號(三) 二九
- 裁判所管轄區域變更ニ關スル件 (法)第十三號(三) 二二
- 明治二十三年勅令第十一號(行政裁判所評定官)員數及職務ノ件(第一條中改正) (勅)第二百二十九號(四) 一六七
- 明治三十四年勅令第七十二號(行政裁判法ニ依ル組織及事務分配ノ件)中改正 (勅)第二百二十八號(四) 一六六
- 東京地方裁判所管内八王子區裁判所山無出張所及浦和地方裁判所管内浦和區裁判所大和田出張所ノ管轄及登記管轄區域表中加除 (省)司法第六號(三) 八八
- 横濱地方裁判所管内横濱區裁判所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第二號(二) 三三
- 横濱地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省)司法第三號(二) 三三
- 千葉地方裁判所外四十三地方裁判所管内區裁判所出張所設置登記管轄區域表中改正 (省)司法第二十號(乙) 二八三
- 千葉地方裁判所木更津支部等ニ於ケル取扱事務ニ關スル件 (省)司法第十五號(乙) 二八一
- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所中川出張所等公證簿遺失 (省)司法第七十一號(乙) 二二八
- 千葉地方裁判所管内八日市場區裁判所東野出張所等公證簿遺失 (省)司法第七十二號(乙) 二二八
- 水戸地方裁判所管内下妻區裁判所結城出張所保存ノ不動產登記簿遺失 (省)司法第三號(二) 二〇
- 水戸地方裁判所管内水戸區裁判所等間出張所保存ノ土地登記簿遺失ノ件 (省)司法第十二號(三) 九二
- 水戸地方裁判所管内麻生區裁判所矢田出張所保存ノ登記簿遺失ノ件 (省)司法第四十二號(乙) 一八三
- 宇都宮地方裁判所管内枹木區裁判所燒失ニ付テ登記事務停止 (省)司法第十三號(三) 二〇九
- 宇都宮地方裁判所管内枹木區裁判所燒失ニ付テ登記事務停止 (省)司法第十五號(乙) 二二〇
- 宇都宮地方裁判所管内枹木區裁判所保存ノ登記簿遺失ノ件 (省)司法第三十三號(乙) 八九〇
- 宇都宮地方裁判所管内枹木區裁判所保存ノ不動產登記簿遺失ノ件 (省)司法第三十四號(乙) 八九二
- 宇都宮地方裁判所管内宇都宮區裁判所鹿沼出張所保存ノ不動產登記簿遺失ノ件 (省)司法第四十一號(乙) 二八三
- 宇都宮地方裁判所管内枹木區裁判所所屬出張所水害ニ付テ登記事務停止 (省)司法第五十一號(乙) 二四〇

- 浦和地方裁判所管内越ヶ谷區裁判所備附ノ登記簿簿寫ノ件 (省)司法第二十二號(四) 六八七
- 浦和地方裁判所管内越ヶ谷區裁判所保存ノ登記簿遺失ノ件 (省)司法第二十三號(四) 六八八
- 浦和地方裁判所管内越ヶ谷區裁判所保存ノ確定日附簿遺失ノ件 (省)司法第二十四號(四) 六八九
- 前橋地方裁判所管内前橋區裁判所津川出張所備付ノ不動產登記簿遺失 (省)司法第七十六號(三) 三三五
- 静岡地方裁判所管内沼津區裁判所等保存ノ不動產登記及商業登記簿類紛失 (省)司法第四號(二) 三三
- 長野地方裁判所管内松本區裁判所同上 (省)司法第四十九號(乙) 二八八
- 長野地方裁判所管内長野區裁判所備付ノ相續登記簿書類遺失一冊遺失 (省)司法第五十五號(乙) 二五八
- 新潟外三地方裁判所管内區裁判所出張所設置ニ關シ管轄區域表中改正 (省)司法第二十九號(乙) 四一九
- 奈良地方裁判所管内奈良區裁判所田原本出張所備付ノ簿類遺失 (省)司法第四十三號(乙) 二八五
- 大津地方裁判所管内水口區裁判所移轉 (省)司法第三十五號(乙) 八九一
- 和歌山地方裁判所管内和歌山區裁判所出張所改稱 (省)司法第五號(二) 三三
- 和歌山地方裁判所管内御坊區裁判所刑事事務ヲ取扱フ (省)司法第十九號(乙) 二八二
- 和歌山地方裁判所管内和歌山區裁判所鹽津出張所移轉改稱 (省)司法第十八號(乙) 二八二
- 高知地方裁判所管内中村區裁判所保存ノ不動產及船隻登記簿遺失ノ件 (省)司法第八號(三) 八八
- 高知地方裁判所管内中村區裁判所管轄毛出張所保存ノ舊地所登記簿遺失ノ件 (省)司法第三十六號(乙) 八九一
- 名古屋地方裁判所管内一宮區裁判所太田島出張所外二出張所改稱 (省)司法第十六號(乙) 二八二
- 名古屋地方裁判所管内岡崎區裁判所本城出張所移轉改稱 (省)司法第二十一號(乙) 二八一
- 名古屋地方裁判所管内名古屋區裁判所熱田出張所所屬商業登記簿事務取扱 (省)司法第二十七號(乙) 二八八
- 名古屋地方裁判所管内區裁判所出張所所屬商業登記簿事務取扱 (省)司法第三十三號(乙) 二八七
- 名古屋地方裁判所管内岡崎區裁判所大沼出張所備付ノ登記簿類紛失 (省)司法第四十七號(乙) 二八六
- 福井地方裁判所管内小濱區裁判所三國地方裁判所支部設置ノ件 (省)司法第十四號(乙) 二八一
- 金澤地方裁判所管内小松區裁判所山口出張所出張所改稱 (省)司法第二十五號(乙) 二八〇
- 金澤地方裁判所管内輪島區裁判所大谷出張所改稱 (省)司法第三十二號(乙) 二八七
- 金澤地方裁判所管内金澤小松兩區裁判所出張所同上 (省)司法第三十四號(乙) 二九〇
- 廣島地方裁判所管内福山區裁判所川北出張所移轉改稱 (省)司法第三十八號(乙) 二九二
- 廣島地方裁判所管内吳區裁判所移轉 (省)司法第二十八號(乙) 二八一

- 成島地方裁判所管内吳區裁判所裁判事務ヲ取扱フ (省)司法第三十二號(三) 八九〇
- 松山地方裁判所管内宇和島區裁判所野村出張所備付ノ土地登記簿謄寫ノ件 (告)司法第七十三號(三)三三八五
- 岡山地方裁判所管内新見區裁判所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第一號(二) 三三
- 岡山地方裁判所管内岡山區裁判所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第四號(二) 三三
- 岡山地方裁判所管内高梁區裁判所及同管内玉島區裁判所岡田出張所ノ管轄及登記管轄區域表中加除 (省)司法第七號(三) 八九
- 岡山地方裁判所管内玉島區裁判所岡田出張所移轉改稱 (省)司法第十三號(五) 二二七
- 岡山地方裁判所管内陸山區裁判所保存ノ土地登記簿中登記用紙減失ノ件 (告)司法第十四號(三) 二〇九
- 鳥取地方裁判所管内商業登記取扱廳ノ件 (省)司法第十二號(四) 一五七
- 長崎地方裁判所管内平戸區裁判所志々使出張所移轉改稱 (省)司法第十號(四) 一五八
- 佐賀地方裁判所管内佐賀區裁判所の出張所外三出張所改稱 (省)司法第十七號(六) 二八二
- 佐賀地方裁判所管内佐賀區裁判所久池井出張所移轉改稱 (省)司法第三十九號(二) 四九一
- 福岡地方裁判所管内甘木區裁判所利事事務全部取扱 (省)司法第三十一號(二〇) 四八七
- 福岡地方裁判所管内柳河小倉兩區裁判所同上 (省)司法第三十五號(二〇) 四七〇
- 福岡地方裁判所管内小倉區裁判所置置出張所備付ノ付ノ登記事務停止 (告)司法第三十七號(五) 八九二
- 福岡地方裁判所管内小倉區裁判所置置出張所保存ノ不動産登記簿等焼失ノ件 (告)司法第三十八號(六) 二八〇
- 福岡地方裁判所管内小倉區裁判所置置出張所保存ノ確定日附簿焼失ノ件 (告)司法第三十九號(六) 二八一
- 福岡地方裁判所管内福岡區裁判所備付ノ不動産登記申請書減失 (告)司法第五十六號(二〇) 二八九
- 大分地方裁判所管内中津區裁判所龍王出張所移轉改稱 (省)司法第二十六號(〇) 一六〇
- 熊本地方裁判所管内御船區裁判所限庄出張所同上 (省)司法第三十六號(二〇) 一七一
- 熊本地方裁判所管内熊本區裁判所置置改修工事中移轉 (告)司法第四十八號(七) 二八八
- 福岡地方裁判所管内若松區裁判所坂下出張所外二出張所出張所備付不動産登記簿謄寫ノ件 (告)司法第四十四號(七) 二八五
- 福岡區裁判所假廳舎ノ移轉 (告)司法第七十四號(二) 三三八五

- 盛岡地方裁判所管内盛岡區裁判所水上市出張所改稱 (省)司法第二十八號(九) 四一八
- 青森地方裁判所管内弘前區裁判所藤崎出張所同上 (省)司法第三十七號(一〇) 四七一
- 函館地方裁判所管内函館區裁判所移轉 (告)司法第五十九號(一〇) 二八九五
- 福山區裁判所假移轉 (告)司法第五十四號(九) 二五三八
- 函館地方裁判所管内函館區裁判所移轉 (告)司法第六十七號(一二) 二七三
- 根室地方裁判所管内根室區裁判所及出張所登記簿減失 (告)司法第六十八號(一二) 二七四
- 樺太地方裁判所管内樺太島コルサコフニウラビミコフカ區裁判所コルサコフ出張所設置並ニ登記管轄區域表中追加 (省)司法第三十號(九) 四二〇
- 樺太地方裁判所及同地方裁判所管内ウラジミコフカ區裁判所開廳 (告)司法第二十五號(四) 六九二
- 樺太地方裁判所管内マウカ區裁判所開廳 (告)司法第二十六號(四) 六九二
- 〔歳入、歳出〕
- 明治三十九年度歳入歳出總豫算追加 (豫)二月二十一日(三) 一
- 同上 (豫)二月二十一日(三) 六
- 明治三十九年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)二月二十一日(三) 七
- 明治四十年年度歳入歳出總豫算並同年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)三月十六日(五) 二
- 明治三十九年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月十九日(五) 一四〇
- 明治四十年年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月十九日(五) 一四二
- 明治四十年年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月十九日(五) 一四七
- 明治四十年年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月二十八日(五) 一七〇
- 明治四十年年度歳入歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルノ件 (勅)第百八十號(元) 二四九
- 官設鐵道會計及官設鐵道用品資金會計所關歳入歳出金取支額限ニ關スル件 (勅)第九十號(元) 二二六
- 官設鐵道用品資金、保守府造船材料資金歳入歳出ノ出納取扱方帝國鐵道及帝國鐵道用品資金歳入歳出ノ出納取扱方及帝國鐵道及帝國鐵道用品資金歳入歳出ノ出納取扱方廢止 (勅)大藏第三十三號(六) 一七七
- 明治三十五年訓令第二十號發給官設鐵道用品資金歳入歳出金取支額限ニ關スル件 (勅)大藏第三十四號(六) 一九五
- 關東都府府ニ於ケル租稅其他ノ歳入ニ關スル規定中改正 (勅)第八十六號(五) 一三二
- 關東都府府及樺太廳特別會計規則ニ關スル關東都府府ノ歳入歳出並ニ樺太廳ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事 (勅)大藏第十七號(五) 六九

○ 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歳入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件)第一條中改正 (省)大藏第二十四號(六) 二七六	○ 作業會計並ニ海軍工廠資金會計金庫出納事務規程制定作業及鐵道會計金庫出納事務規程及海軍工廠資金歳入歳出ノ出納取扱方廢止 (訓)大藏第三十二號(六) 一六〇
○ 公學校財務規程制定公學校歳入出豫算決算及基本財産取扱規程廢止 (府)海軍總督第十九號(四) 六七	○ 明治三十九年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第一號(三) 二五
○ 地方費ニ屬スル歳入歳出外ノ現金ヲ取扱フ出納吏ニ關スル件 (府)關東都督第七十一號(三) 三〇七	○ 同上 (訓)陸軍丙第三號(三) 二五
○ 明治四十年度歳入科目表 (訓)內務第四號(四) 八二	○ 明治四十年年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第四號(三) 六五
○ 明治四十年度歳出科目表 (訓)內務第五號(四) 八一	○ 明治四十年年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第五號(四) 八七
○ 明治四十年度歳入科目表 (訓)大藏第十二號(三) 三八	○ 明治四十年年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第六號(四) 八九
○ 同上追加 (訓)大藏第二十號(四) 八五	○ 明治四十年年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍丙第七號(四) 九〇
○ 同上 (訓)大藏第二十一號(四) 八五	○ 同上 (訓)陸軍丙第八號(四) 九一
○ 同上 (訓)大藏第二十六號(五) 二二五	○ 同上 (訓)陸軍丙第九號(四) 九二
○ 同上 (訓)大藏第二十八號(六) 一五八	○ 同上 (訓)陸軍丙第十號(五) 二二六
○ 同上 (訓)大藏第三十七號(九) 三〇九	○ 同上 (訓)陸軍丙第十一號(五) 二二六
○ 同上 (訓)大藏第三十八號(九) 三二〇	○ 同上 (訓)陸軍丙第十二號(五) 二二八
○ 同上 (訓)大藏第三十九號(九) 三二〇	○ 同上 (訓)陸軍丙第十三號(六) 一九九
○ 同上 (訓)大藏第四十三號(一〇) 三三九	○ 同上 (訓)陸軍丙第十四號(六) 一九六
○ 明治四十年度煙草專賣局作業歳入歳出科目表 (訓)大藏第十號(三) 三二	○ 同上 (訓)陸軍丙第十五號(六) 一九七
○ 同上追加 (訓)大藏第十九號(四) 八五	○ 同上 (訓)陸軍丙第十六號(六) 一九七
○ 同上 (訓)大藏第四十一號(一〇) 三三九	○ 同上 (訓)陸軍丙第十七號(七) 二〇〇
	○ 同上 (訓)陸軍丙第十八號(七) 二〇〇

○ 同上 (訓)陸軍丙第十九號(七) 二〇五	○ 同上 (訓)陸軍第五十八號(七) 二七二
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十號(八) 三〇一	○ 同上 (訓)陸軍第七十三號(二) 二〇七
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十一號(八) 三〇一	○ 歳入歳出取扱規程中改正 (訓)海軍第三號(二) 一〇九
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十二號(八) 三〇三	○ 同上 (訓)海軍第四十九號(四) 一〇九
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十三號(九) 三二〇	○ 同上 (訓)海軍第六十九號(六) 二二一
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十四號(九) 三二二	○ 明治三十六年海軍省令第三十四號(委任仕補命令官ノ歳入徵收官ノ收入官吏ノ件)中前條 (訓)海軍第四十七號(四) 一〇二
○ 同上 (訓)陸軍丙第二十五號(一〇) 三三〇	○ 同上 (訓)海軍第七十號(六) 二二一
○ 同上 (訓)陸軍第一號(一〇) 三三〇	○ 同上 (訓)海軍第九十五號(七) 二二九
○ 同上 (訓)陸軍第二號(一一) 三三三	○ 明治四十年度學校及圖書館歳入歳出豫算科目表 (訓)文部第三號(三) 六九
○ 同上 (訓)陸軍第三號(一一) 三三三	○ 同上追加 (訓)文部第八號(四) 一〇一
○ 同上 (訓)陸軍第四號(一二) 三三九	○ 同上 (訓)文部第九號(四) 一〇一
○ 同上 (訓)陸軍第五號(一二) 三三〇	○ 同上 (訓)文部第十號(五) 二二六
○ 同上 (訓)陸軍第六號(一二) 三三〇	○ 同上 (訓)文部第十一號(五) 二二六
○ 同上 (訓)陸軍第七號(一二) 三三二	○ 同上 (訓)文部第十三號(五) 二二九
○ 同上 (訓)陸軍第八號(一二) 三三三	○ 同上 (訓)文部第十四號(五) 二二九
○ 同上 (訓)陸軍第九號(一二) 三三三	○ 同上 (訓)文部第十五號(五) 二二九
○ 同上 (訓)陸軍第二十四號(一〇) 三三二	○ 同上 (訓)文部第十六號(五) 二二九
○ 明治三十七年陸軍第二十八號(仕拂命令官及歳入徵收官區分ノ件)別表改正追加 (訓)陸軍第十九號(三) 三二	
○ 同上 (訓)陸軍第三十三號(四) 六二	
○ 同上 (訓)陸軍第五十五號(七) 一六七	

- 同上 (訓) 文部第十八號(八) 三〇五
- 同上 (訓) 文部第十九號(二) 三〇七
- 同上 (訓) 文部第二十號(三) 三〇三
- 同上 (訓) 文部第二十一號(三) 三〇五
- 同上 (訓) 農商務第五號(四) 一一四
- 明治四十年度提出科目表 (訓) 農商務第二十九號(三) 三三六
- 明治四十年度提出科目表 (訓) 農商務第四號(四) 一〇一
- 同上追加 (訓) 農商務第九號(五) 一三〇
- 同上 (訓) 農商務第十九號(七) 二九九
- 同上 (訓) 農商務第二十一號(八) 三〇四
- 同上 (訓) 農商務第二十二號(八) 三〇四
- 明治四十年度提出科目表中増設 (訓) 農商務第二十六號(二) 三二七
- 明治四十年度提出科目表及森林資金貸入提出科目表 (訓) 農商務第二十七號(三) 三三六
- 同上 (訓) 農商務第二十八號(三) 三三六
- 關東都督府ノ貸入提出ニ銀ヲ用ルル場合ニ關スル件 (府) 關東都督第三十二號(六) 一六〇
- 貸入提出ニ用フル銀貨及銀票ノ價格 (告) 關東都督第四十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十二號(六) 一三七
- 關東州ニ於ケル地方收入ノ貸入徵收官ヨリ證明スルノ貸入徵收證明ノ程式等増補力 (達) 會計検査院第一號(二) 五
- 關東都督府特別會計貸入徵收證明ノ程式増補力 (達) 會計検査院第二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第二十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第三十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第四十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第五十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第六十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第七十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第八十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十一號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十二號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十三號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十四號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十五號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十六號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十七號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十八號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第九十九號(七) 一六二
- 同上 (達) 會計検査院第一百號(七) 一六二

- 臺灣彩票發行中止ノ件 (告) 臺灣總督三月二十日(三) 四一五
- 第五次臺灣彩票當籤番號公示ノ件 (告) 臺灣總督第七十三號(三) 二二八
- 在留 (府) 關東都督第十四號(四) 七四
- 關東州在留者取締規則第三條削除 (府) 關東都督第十四號(四) 七四
- 材料 (達) 陸軍第七十號(三) 一九
- 衛生材料取扱規則中改正 (達) 陸軍第三十二號(四) 六二
- 同上 (達) 陸軍第七十八號(三) 三三七
- 同上 (達) 陸軍第二十七號(四) 五七
- 獸醫材料取扱規則改正 (達) 陸軍第六十五號(二) 一八〇
- 同上中改正 (達) 陸軍第六十五號(二) 一八〇
- 債務 (明治二十六年勅令第二百六十一號(政府ノ債務ニ對シテ差押命令ヲ受ケル場合ニ於ケル會計上ノ規程)中改正 (勅) 第三百三十七號(二) 四三〇
- 勤業債券購買媒介郵便規則 (省) 逓信第二十一號(五) 二三八
- 勤業債券購買媒介郵便規則中改正 (省) 逓信第四十八號(二) 四七四
- 同上 (告) 關東都督第四十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第四十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第五十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第六十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第七十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第八十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十一號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十二號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十三號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十四號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十五號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十六號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十七號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十八號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第九十九號(六) 一三七
- 同上 (告) 關東都督第一百號(六) 一三七
- 勤業債券購買媒介郵便規則ハ韓國ニ準用セム (府) 統監第二十五號(五) 一〇八
- 勤業債券購買媒介郵便規則ハ臺灣ニ施行セム (府) 臺灣總督第四十一號(六) 一三八
- 貯蓄債券購買媒介郵便規則廢止 (省) 逓信第二十二號(五) 二二九
- 陸軍專賣法ニ依リ發行スル國庫債券ノ格式 (告) 大藏第二百四號(三) 三六九
- 陸軍專賣法ニ依リ發行ノ國庫債券中改正 (告) 大藏第四百十四號(八) 二四八
- 國庫債券紛失ノ件 (告) 大藏第九號(二) 六
- 同上 (告) 大藏第二十八號(三) 八五
- 同上 (告) 大藏第二十九號(三) 八五
- 同上 (告) 大藏第三十三號(三) 八六
- 同上 (告) 大藏第五十六號(四) 二〇五
- 同上 (告) 大藏第七十號(四) 四八八
- 同上 (告) 大藏第九十一號(五) 八八八
- 同上 (告) 大藏第一百二十六號(七) 二五八一
- 同上 (告) 大藏第一百六十一號(九) 三三三
- 同上 (告) 大藏第一百七十八號(二) 一八八七
- 同上 (告) 大藏第七十八號(四) 四四〇

- 同上 (告)大藏第百五號(六)二二七
- 國庫假債券減失及紛失 (告)大藏第百五號(三)三六九
- 明治三十八年告示第五十五號(國庫假債券紛失及消滅ノ件)中更正 (告)大藏第七十三號(四)四三九
- 消滅ノ國庫債券中取消 (告)大藏第百五十五號(九)二五二
- 同上 (告)大藏第百六十七號(一〇)二八〇
- 同上 (告)大藏第百六十八號(一〇)二八〇
- 同上 (告)大藏第百七十九號(一〇)二八八
- 同上 (告)大藏第百九十五號(一〇)二六六
- 同上 (告)大藏第百九十七號(一〇)二六六
- 明治三十八年告示第四百八十二號(代國庫假債券交付ノ件)中更正 (告)大藏第九十九號(三)八三
- 明治三十九年告示第四百六十六號(代國庫假債券交付ノ件)中更正 (告)大藏第百十號(六)二六九
- 第二十三回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逓信第三百十六號(五)一〇八五
- 郵便局所ニ於テ第二十四回發行勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逓信第六百四十四號(一〇)三三三
- 第二十五回發行勸業債券郵便局所ニ於ケル購買媒介取扱期間 (告)逓信第七百四十二號(一〇)三三六
- 公學校財務規程制定公學校債入出決算決算及基本財産取扱規程廢止 (府)臺灣總督第十九號(四)六七

- 關東州内外人私有財產繼承ノ確認ニ關スル件取扱規則 (告)關東都督第六十號(乙)二八五
- 關東州外外國人私有財產繼承申請取扱方 (告)關東都督第六十五號(一〇)二八一
- 財政
- 統監府財政監査廳官制 (勅)第十九號(三)二二
- 統監府財政監査廳職員官等給與令 (勅)第二十一號(三)三三
- 同上中改正 (勅)第六十七號(三)一〇〇
- 統監府財政監査廳官制及統監府財政監査廳職員官等給與令廢止 (勅)第二百九十九號(乙)一八八
- 統監府財政監査廳事務分掌規程 (訓)統監第十三號(五)一五〇
- 統監府財政監査廳長官委任事項 (訓)統監第十五號(七)二九九
- 祭式
- 神社祭式行事作法 (告)內務第七十六號(六)二二八
- 砂防
- 砂防
- 砂防
- 輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法)第二十六號(三)二六
- 砂糖消費稅法施行細則中改正 (府)臺灣總督第九十六號(二)二六一
- 砂鐵
- 砂鐵
- 砂金

〔造兵〕

- 海軍造兵大中技士採用ノ件 (告)海軍第二號(三)八七
- 造船局官制第七條削除 (勅)第九十七號(五)二七二
- 造船支局ニ屬スル物件ノ賣拂ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件 (勅)第九十八號(五)二七二
- 造船支局ニ於テ地金ノ受取方停止期間 (告)大藏第九十六號(五)八八七
- 造船地金及成貨受渡或轉讓地金品位證明取扱順序 (告)大藏第百七十二號(一〇)二八二
- 造船地金及成貨受渡順序並ニ金銀地金精製及品位證明取扱順序廢止 (告)大藏第百七十一號(一〇)二八一
- 造林
- 臺灣檜樹造林獎勵規則 (律)第二號(三)二
- 臺灣檜樹造林獎勵規則施行規則 (府)臺灣總督第七號(三)三四
- 臺灣檜樹造林獎勵規則施行規則改正 (府)臺灣總督第八十四號(一〇)二八八
- 艦船造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第百二十三號(一)二二三
- 兵器造修檢査規則中公試發射ノ内砲類命中發射中止 (達)海軍第百三十五號(二)二五三

〔造船〕

- 造船規程中改正 (省)逓信第五十一號(三)五七
- 造船獎勵法施行細則中改正 (省)逓信第五十六號(三)五八
- 官設鐵道用品資金、鐵守府造船材料資金繰入繰出ノ出納取扱方廢止 (訓)大藏第三十三號(六)一七七
- 内地私立造船所ニ於テ建造セル船舶平船造水手続 (達)海軍第九十二號(八)一六四
- 倉庫
- 供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告)司法第十九號(三)二二
- 同上 (告)司法第二十九號(四)六九
- 同上 (告)司法第四十五號(七)二八六
- 同上 (告)司法第六十號(一〇)二八九
- 同上 (告)司法第七十七號(一三)三三三
- 指定倉庫營業者死亡ノ件 (告)司法第十一號(三)九一
- 指定倉庫營業者廢業 (告)司法第六十二號(一〇)二八九
- 指定倉庫營業者解散 (告)司法第一號(一)二〇
- 同上 (告)司法第二號(一)二〇
- 同上 (告)司法第六十一號(一〇)二八九
- 指定倉庫營業者中外倉庫株式會社解散 (告)司法第七十五號(一三)三八九
- 指定倉庫營業者中取消 (告)司法第五十號(八)二四九
- 保稅倉庫法中改正加添 (法)第二十號(三)一八
- 明治四十年法律第二十號施行期日 (勅)第六十三號(三)一〇五

○ 保稅倉庫法施行細則中改正加除 (省)大藏第二十二號六(二七二) (勅)第二百九十號八(三七二)	○ 陸軍倉庫條例 (勅)第二百九十號八(三七二)	○ 陸軍倉庫條例 (省)大藏第五號三(二九)	○ 兵器格納倉庫名稱 (達)海軍第二十八號四(六三)	○ 官費回送販賣倉庫設置 (告)大藏第二百二十號七(二七八)	○ 官費回送販賣倉庫設置中追加 (告)大藏第四百二十二號七(二四八)	○ 桑園 (省)農商務第七號四(一九六)	○ 明治四十年度桑園増殖獎勵費交付規則 (省)農商務第七號四(一九六)	○ 裝飾 (省)農商務第七號四(一九六)	○ 明治二十一年陸軍第二十五號(輜重兵冷鏡裝飾衛教育概則)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工卒教育規則)廢止 (達)陸軍第八十號三(二四七)	○ 明治三十二年陸軍第二百二十號(裝飾及別毛器補定數表)改正 (達)陸軍第六十九號二〇(一八四)	○ 操典 (軍)陸軍第八號二〇(二〇)	○ 工兵操典中廢止 (軍)陸軍第八號二〇(二〇)	○ 作業 (勅)第八十九號三(二二五)	○ 作業及鐵道會計規則中改正削除 (勅)第八十九號三(二二五)	○ 帝國鐵道廳官制制定鐵道作業局官制廢止 (勅)第二百六號三(二七)	○ 臺灣總督府電氣作業所官制 (勅)第二百四號五(二七八)	○ 臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令 (勅)第二百十三號五(二八七)	○ 臺灣總督府電氣作業所職員職章佩用規程 (府)臺灣總督第五十五號七(一七六)	○ 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (勅)大藏第十一號三(一七)	○ 作業會計及海軍工廠貸金會計金庫出納事務規程制定作業及鐵道會計金庫出納事務規程及海軍工廠貸金出入帳出納取扱方廢止 (勅)大藏第三十二號六(一六〇)	○ 明治四十年度煙草專賣局作業所入帳出納科目 (勅)大藏第十號三(三一)	○ 明治四十年度煙草專賣局作業所入帳出納科目中追加 (勅)大藏第十九號四(八五)	○ 明治四十年度專賣局作業所出納科目中追加 (勅)大藏第四十一號二〇(二一九)	○ 海軍採炭所作業會計取扱規程 (達)海軍第十九號三(四四)	○ 海軍採炭所作業會計取扱規程中改正 (達)海軍第九十七號七(一七)	○ 鐵道作業局急行列車規程中追加 (省)運信第八十九號三(三四四)	○ 明治三十四年告示第二百二十八號(鐵道作業局火藥類運賃及發着手数料)中追加 (省)運信第十三號二(六一)	○ 臺北電氣作業所事務官特別任用令 (省)臺灣總督第四十二號四(八五)
---	-----------------------------	---------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	--	-------------------------	---	---	------------------------	-----------------------------	------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	---	--	---	---	---	---	--	-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--	--

○ 旅順電氣作業所移轉 (告)關東都督第六十四號九(一八七)	○ 下戻 (勅)第二百六十三號七(三五五)	○ 差押 (勅)第二百六十三號七(三五五)	○ 明治二十六年勅令第二百六十一號(政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル會計上ノ規程)中改正 (勅)第三百三十七號二(四五〇)	○ 查證 (勅)第三百三十七號二(四五〇)	○ 土地建物證明規則ニ依リ證明又ハ査證ヲ受ケタル典當ノ執行ニ付キ準據方 (府)統監第三號三(一五)	○ 棧橋 (勅)第三百三十七號二(四五〇)	○ 明治三十九年關東州民政署告示第二十八號大連棧橋使用規則及同第二十九號大連棧橋出入者心得廢止 (告)關東都督第二十一號四(八六一)	○ 參謀 (軍)陸軍第十一號二(二二)	○ 陸軍參謀及高等官衙副官補職ノ件 (軍)陸軍第十一號二(二二)	○ 海軍參謀官タル職員ノ件中改正 (達)海軍第五十號四(一〇三)	○ 山林 (勅)第二百六十八號七(三五四)	○ 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルタメ農商務省及林區署ニ臨時ニ職員ヲ置クノ件)中改正削除 (勅)第二百六十八號七(三五四)	○ 山林事務官補特別任用ノ件 (勅)第二百七十五號七(三五九)	○ 鐵道 (達)海軍第四百十號三(二五九)	○ 陸上鑛定期水壓試驗ニ關スル試驗規則 (達)海軍第四百十號三(二五九)	○ 產物 (勅)第三百四十一號三(四九七)	○ 國有林野產物ノ加工製作ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第三百四十一號三(四九七)	○ 國有林野產物賣場規則中改正加除 (省)農商務第二號五(一〇八)	○ 國有林野產物製品賣場規則 (省)農商務第三號五(一〇九)	○ 醫藥預防費國庫補助規則 (省)農商務第六號四(一九五)	○ 牛ノ部	○ 生絲 (勅)第七十號五(二五五)	○ 生絲検査所官制改正生絲検査所臨時商議員規程廢止 (勅)第七十號五(二五五)	○ 議員 (詔)九月十三日(九)	○ 貴族院伯爵議員補選日期 (詔)十二月二十七日(二七)	○ 同上 (詔)十月二日(一〇)	○ 貴族院子爵議員補選日期 (詔)十二月二十七日(二七)	○ 同上 (詔)五月三十一日(六)	○ 貴族院男爵議員補選日期 (詔)五月三十一日(六)
-----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--	--------------------------	--	--------------------------	---	------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--	------------------------------------	--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-------	-----------------------	--	---------------------	---------------------------------	---------------------	---------------------------------	----------------------	-------------------------------

- 野村貿易事務官在ハノロフスタ國有財産局長官ノラジニコフ間漁業ニ關スル協定事項
(告)外務第十六號(二)五五
- 專用漁業權登録
(告)農商務第二十號(三) 九八
- 同上
(告)農商務第二十四號(三) 一〇八
- 同上
(告)農商務第三十六號(三) 三三二
- 同上
(告)農商務第四十五號(三) 二九七
- 同上
(告)農商務第五十一號(三) 三三三
- 同上
(告)農商務第六十九號(四) 七五
- 同上
(告)農商務第八十三號(四) 七六八
- 同上
(告)農商務第八十九號(四) 七七四
- 同上
(告)農商務九十四號(五) 九三六
- 同上
(告)農商務百號(五) 九四五
- 同上
(告)農商務百十五號(五) 九九九
- 同上
(告)農商務百十七號(五) 一〇一〇
- 同上
(告)農商務百二十四號(五) 一〇五五
- 同上
(告)農商務百四十八號(六) 一〇七〇
- 同上
(告)農商務百四十四號(六) 一〇七〇
- 同上
(告)農商務百二十號(二) 三三九
- 同上
(告)農商務第七十九號(四) 七六二
- 同上
(告)農商務第九十號(四) 七六九
- 同上
(告)農商務第九十九號(五) 九四四
- 同上
(告)農商務百二十二號(五) 一〇〇六
- 同上
(告)農商務百二十五號(五) 一〇〇九
- 同上
(告)農商務百四十二號(六) 一〇九九
- 同上
(告)農商務百四十五號(六) 一〇四四
- 同上
(告)農商務百六十四號(六) 一〇五五
- 同上
(告)農商務百八十七號(六) 一〇六六
- 漁船
○漁船檢査規程中改正加除 (省)農商務第十二號(五) 三三三
- 供託
○供託法ニ依リ倉庫業者指定 (省)司法第十九號(三) 二二二
- 同上
(省)司法第二十九號(四) 六九一
- 同上
(省)司法第四十五號(七) 七五六
- 同上
(省)司法第六十號(一〇) 八八五
- 同上
(省)司法第七十七號(一三) 三三三
- 供給
○旅順留守府ニ於テ購買スル白米及割麥供給ノ競争入札ニ關スル件 (省)海軍第二號(三) 八八
- 明治三十四年省令第十二號(海軍留守府ニ於テ購買スル白米及割麥供給ノ競争入札ニ關スル件) 截止 (省)海軍第三號(三) 八八
- 教育圖書供給規程第一條中削除 (海)海軍第二十二號(五) 五五
- 旅順電氣供給區域 (省)關東都督第三十三號(五) 二二八
- 共用(供用)

- 旅順及大連水道給水規則ニ依ル共用給水請求書交付受理セシ
(告)關東都督第二十六號(五) 二二〇
- 旅順水道供用給水停止時
(告)關東都督第三十四號(五) 二二九
- 旅順及大連水道公設共用給水規則
(府)關東都督第七十六號(三) 三三三
- 旅順及大連水道給水規則及同水道公設共用給水規則ニ依ル書式等
(告)關東都督第六十六號(三) 三三六
- 共濟
○帝國鐵道廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件
(勅)第百二十七號(四) 一六五
- 共助
○裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院又ハ理事廳ト關東都督府法院トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル件
(法)第五十二號(九) 三三三
- 裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件制定明治三十三年勅令第七十四號(裁判所及臺灣總督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件) 截止
(勅)第百九十二號(九) 三七五
- 共進會
○博覽會共進會等ニ關スル報告規程制定明治三十二年農商務省令第五號(出品區域一都市以上ニ涉ル博覽會共進會品評會等ヲ開設シタルトキ報告事項ノ件) 截止
(訓)農商務第二十三號(九) 三三三
- 去勢
○三歳若ハ四歳牡馬ノ去勢補助金下付ノ件ヲ定メ明治三十九年農商務省令第十三號(同件)ヲ廢ス (訓)第三號(三) 二二
- 貴族院
○貴族院伯爵議員補選期日 (詔)九月十三日(九) 七
- 同上
(詔)十二月二十七日(三) 一三
- 貴族院子爵議員補選期日 (詔)十月二日(一〇) 九
- 同上
(詔)十二月二十七日(三) 一四
- 貴族院男爵議員補選期日 (詔)五月三十一日(六) 二
- 同上
(詔)十月十八日(一〇) 九
- 貴族院多額納稅者議員補選期日(栃木縣)
(詔)六月九日(五) 一
- 同上(岐阜縣)
(詔)五月十六日(五) 一
- 同上(神奈川縣)
(詔)七月十一日(七) 五
- 同上(東京府)
(詔)九月六日(九) 七
- 同上(熊本縣)
(詔)九月十八日(九) 七
- 同上(愛知縣)
(詔)十月二十六日(一〇) 九
- 貴族院衆議院守衛定員及給與令
(勅)第六十二號(三) 一〇一
- 切符
○明治三十二年訓令第七十號(引出切符書式)中改正
(訓)大藏第四號(三) 二五

- 六錢郵便切手發行 (省) 逓信第三十三號(八) 三六三
- 國際返信切手券ハ郵便局ニ於テ賣捌及引換ヲ爲ス (省) 逓信第四十五號(九) 四五一
- 統監府郵便所又ハ郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ引替ハ (府) 統監第十七號(四) 六一
- 國際返信切手券賣捌及引換方 (府) 統監第三十九號(一〇) 三三二
- 樺海總督府郵便切手類賣下賣捌規則中追加 (府) 樺海總督第二十三號(四) 七五
- 同改正 (府) 樺海總督第四十六號(七) 一六六
- 同上 (府) 樺海總督第六十六號(八) 一九八
- 國際返信切手券賣捌方 (府) 樺海總督第九十七號(二) 二八二
- 內國郵便切手類及外國郵便切手類ノ賣捌及引換 (省) 逓信第二百五十二號(四) 八三二
- 本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名 (省) 逓信第五百六十九號(九) 二七七二
- 同表中改正 (省) 逓信第六百一十一號(一〇) 三〇七八
- 同表中削除 (省) 逓信第七百一十二號(一一) 三三六
- 同表中追加 (省) 逓信第七百五十九號(一二) 三三二四
- 同上 (省) 逓信第七百九十八號(一三) 三三九八
- 國際返信切手券賣捌郵便局名 (省) 逓信第五百八十四號(九) 二七九〇
- 國際返信切手券ハ郵便局ニ限リ賣捌及引換ヲ爲ス (省) 統監第三十三號(一〇) 三三三
- 國際返信切手券賣捌郵便局 (省) 樺海總督第六十七號(二) 三三九
- 國際返信切手券ノ賣捌ヲ爲ス郵便局支局名 (省) 樺海總督第七十八號(一〇) 三三九
- (紀念) 韓國皇帝陛下即位紀念郵便物賣捌發行 (府) 統監第二十四號(八) 一八五
- 關東都府府政紀念郵便物賣捌發行 (府) 關東都府第四十六號(七) 二二六
- 紀念碑、形像ノ公衆ノ往來出入スル土地ニ建設方 (府) 樺海總督第七十五號(七) 二二四
- 韓國皇帝陛下即位紀念郵便物賣捌ノ種類價額及投賣期日 (省) 統監第三十三號(八) 一八五
- 樺海總督府府政紀念日ニ限リ郵便物賣捌所設置ノ件 (省) 樺海總督第八十二號(七) 二六六
- 官幣大社賣捌神祇大祭紀念ノタメ、二等郵便局ニ於テ特殊日附印使用 (省) 樺海總督第四十七號(一〇) 三三〇八
- 關東都府府政一週年紀念郵便物賣捌ノ種類價額及投賣所及投賣期日 (省) 關東都府第五十九號(九) 一八七
- (牛疫) 牛疫發生ニ付注意ノ件 (省) 樺海總督第五十八號(四) 七〇八
- (休暇) 濟水艦機關日誌教令第四條中改正 (省) 樺海軍第八十七號(七) 一六二
- 軍艦、艦務、水雷艦機關年報 (省) 樺海軍第二百二十二號(一〇) 二〇五
- 艦艇機關高力運轉規則中改正 (省) 樺海軍第二百二十五號(一一) 二二六
- (急行列車) 鐵道作業局急行列車規程中追加 (省) 逓信第八十九號(三) 三三三
- (給與) 樺太總督府官給與令 (勅) 第三十六號(三) 一五五
- 樺太總督府ノ在勤手當、給與品及夜間給與ニ關スル件 (勅) 第二百二十四號(四) 一六三
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正(勅) 第三號(一) 二
- 同上 (勅) 第十三號(三) 一七
- 同上 (勅) 第二百五十三號(七) 一六八
- 同上 (勅) 第二百二十七號(一〇) 一五九
- 陸軍給與令中改正 (勅) 第三百六號(三) 一四九
- 同上 (勅) 第三百四十三號(二) 一五八
- 同上 (勅) 第五十九號(三) 九一
- 明治三十九年勅令第五百一十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校同相當官ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正追加 (勅) 第五百五十五號(四) 三三二

- 在外公館職員休暇規程第四條中追加 (省) 外務第四號(六) 二六〇
- 海軍軍人軍屬休暇規則第十四條ノ二追加 (省) 海軍第十三號(三) 四一
- 靖國神社臨時大祭ニ付キ休暇ノ件 (省) 內閣第一號(四) 四一九
- 諸官員暑中休暇 (省) 內閣第三號(七) 一三七三
- 省中官員暑中休暇 (省) 宮內第六號(七) 一三七三
- (宮中) 內大臣府官制定明治十八年太政官達第六十八號(內大臣館ニ宮中顧問官及內大臣祕書官官制)及同二十三年宮內省達第二十三號(文筆祕書局官制)廢止 (皇) 第四號(一) 二〇
- (救助) 明治三十九年度備災救助基金補助額ノ件 (省) 大藏第五十七號(三) 二〇五
- (機關) 機關學校ハカノ部學校ノ項ニ關ス (省) 逓信第五十三號(三) 一五五
- 機關檢査規程中改正 (省) 逓信第四十三號(六) 一五五
- 三八式野砲及三八式機關銃制式 (省) 陸軍第四十三號(六) 一五五
- 軍艦機關日誌教令第四條中改正 (省) 海軍第八十五號(七) 一六二
- 水雷艦機關日誌教令第四條中改正 (省) 海軍第八十六號(七) 一六二
- 濟水艦機關日誌教令第四條中改正 (省) 樺海軍第八十七號(七) 一六二
- 軍艦、艦務、水雷艦機關年報 (省) 樺海軍第二百二十二號(一〇) 二〇五
- 艦艇機關高力運轉規則中改正 (省) 樺海軍第二百二十五號(一一) 二二六
- (急行列車) 鐵道作業局急行列車規程中追加 (省) 逓信第八十九號(三) 三三三
- (給與) 樺太總督府官給與令 (勅) 第三十六號(三) 一五五
- 樺太總督府ノ在勤手當、給與品及夜間給與ニ關スル件 (勅) 第二百二十四號(四) 一六三
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正(勅) 第三號(一) 二
- 同上 (勅) 第十三號(三) 一七
- 同上 (勅) 第二百五十三號(七) 一六八
- 同上 (勅) 第二百二十七號(一〇) 一五九
- 陸軍給與令中改正 (勅) 第三百六號(三) 一四九
- 同上 (勅) 第三百四十三號(二) 一五八
- 同上 (勅) 第五十九號(三) 九一
- 明治三十九年勅令第五百一十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校同相當官ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正追加 (勅) 第五百五十五號(四) 三三二

○ 海軍給與令中改正 (勅)百三十九號(四) 一九八
 ○ 同上 (勅)百七十九號(五) 二四八
 ○ 同上 (勅)第三百三十三號(九) 四二四
 ○ 同上 (勅)第三百三十八號(二) 四五三
 ○ 統監府財政監官廳職員官等給與令 (勅)第二十一號(三) 三三
 ○ 同上中改正 (勅)第六十七號(三) 一〇五
 ○ 統監府及所屬官署技師官等給與令 (勅)第六十八號(三) 一〇五
 ○ 統監府警務廳職員官等給與令 (勅)第七十三號(三) 一一〇
 ○ 統監府及理事廳職員給與令第二條中追加 (勅)第十七號(三) 二〇
 ○ 同上中改正 (勅)第二百九十八號(九) 三八二
 ○ 統監府觀測所判任官ノ給與ニ關スル件 (勅)第七十一號(三) 一〇八
 ○ 統監府通信官署職員官等給與令第二條中改正 (勅)第四百四十八號(四) 二二六
 ○ 明治三十九年勅令第二百二十八號(統監府及理事廳巡査ノ任用及給與ニ關スル件)同年勅令第二百二十九號(統監府及理事廳警務部巡査ノ旅費ニ關スル件)及明治四十年勅令第五百五十四號(統監府巡査駐在所費渡切ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二號(九) 二八五
 ○ 臺灣並在外陸海軍雇員備人死傷手當金給與規則中追加 (勅)百七十六號(五) 二四六
 ○ 臺灣總督府巡査守ノ給與ニ關スル件ヲ定メ臺灣總督府巡査及看守手當支給規則及明治三十一年勅令第五百二十號(巡査看守修給令ハ臺灣總督府巡査及看守ニ適用スルノ件)ヲ廢ス (勅)第二百九號(五) 二八三

○ 臺灣島及澎湖島駐荷陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第三百二十八號(一〇) 四三〇
 ○ 關州在勤者海軍給與令第十條ノ二追加 (勅)第四百十號(二) 二〇〇
 ○ 明治三十九年勅令第二百三十一號(關東都督府巡査守ノ任用及給與ニ關スル件)中改正 (勅)第三百四十五號(三) 四六六
 ○ 貴族院衆議院守衛定員及給與令 (勅)第六十二號(三) 一〇一
 ○ 島嶼在勤者月手當給與規則中別表改正 (省)大藏第三十四號(八) 四三七
 ○ 陸軍行校乘馬令及陸軍給與令中改正ノ件施行期日 (省)陸軍第四號(五) 八二
 ○ 臺灣並在外海軍雇員備人死傷手當金給與規則中追加 (省)海軍第六號(五) 二二六
 ○ 中央氣象臺附屬測候所職員及在清國帝國領事館附屬中央氣象臺技手月手當給與規則制定中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與規則及中央氣象臺臨時測候所技手月手當給與ニ關スル件廢止 (省)文部第十一號(四) 二六九
 ○ 清國駐在製鐵所官吏給與規則第二條改正 (省)農商務第五號(五) 二一八
 ○ 交通至難ノ場所ニ在勤スル航路標識管理所技手及看守月手當金給與規則第一條中追加 (省)逓信第三十一號(七) 四三三
 ○ 理事廳看守ノ任用及給與ニ關スルノ準據方 (府)統監第十九號(五) 八九

○ 統監府及理事廳巡査給與品及食糧品規則中改正追加 (府)統監第二十一號(五) 一〇七
 ○ 臺灣總督府雇員備員死傷傷疾疾病手當規則施行細則制定臺灣總督府雇員備員死傷傷疾疾病手當給與規則施行細則廢止 (府)臺灣總督第三十七號(六) 一五四
 ○ 滿洲、韓國、樺太駐荷陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第三號(二) 二
 ○ 同上 (達)陸達第八號(三) 一九
 ○ 同上 (達)陸達第二十二號(三) 三九
 ○ 同上 (達)陸達第四十五號(七) 一五二
 ○ 同上 (達)陸達第六十二號(一〇) 一七八
 ○ 同上 (達)陸達第八十四號(一二) 二二五
 ○ 陸軍給與令細則中改正 (達)陸達第四號(一) 二
 ○ 同上 (達)陸達第十八號(三) 三〇
 ○ 同上 (達)陸達第七十九號(一二) 二二二
 ○ 陸軍武官增修給與規程中改正 (達)陸達第十七號(三) 二六
 ○ 臺灣島及澎湖島駐荷陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸達第二十三號(三) 三九
 ○ 同上 (達)陸達第八十五號(一二) 二五二
 ○ 清國駐荷陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第二十四號(三) 四〇
 ○ 同上 (達)陸達第三十五號(三) 六二
 ○ 雇員備人給與規則中改正 (達)海軍第一號(一) 三

○ 同上 (達)海軍第四號(二) 四
 ○ 同上 (達)海軍第十七號(五) 四四
 ○ 同上 (達)海軍第三十四號(二) 二二
 ○ 職工人夫給與規則中改正 (達)海軍第十號(三) 二二
 ○ 同上 (達)海軍第七十六號(二) 一五〇
 ○ 關東州派遣職工給與規則中改正 (達)海軍第八號(三) 二〇
 ○ 明治三十七年海軍省達第二十九號(海軍ノ給與ニ關スル令)施行期日ノ件廢止 (達)海軍第十五號(三) 二一
 ○ 海軍給與令施行細則中改正 (達)海軍第四十五號(四) 一〇〇
 ○ 同上 (達)海軍第七號(一〇) 一八〇
 ○ 同上 (達)海軍第四十四號(二) 一〇一
 ○ 同上 (達)海軍第三十三號(一) 三三
 ○ 關東州在勤者海軍給與令施行細則第七條ノ二追加 (達)海軍第四十六號(四) 一〇三
 ○ 福岡縣市町村立小學校公立實業補習學校教員公立幼稚園保母課員、遺族扶助料、遺族扶助金及退職給與金受領手續ノ件 (省)臺灣總督第四十三號(四) 一五
 ○ 岐阜縣縣費支那退還料、扶助料、給與金仕拂手續ノ件 (省)臺灣總督第四十四號(四) 八四
 ○ 基隆及滬尾水道給水規則中改正 (府)臺灣總督第十六號(四) 六五

- 旅順及大連水道給水規則 (府) 關東都督第二十號(五) 二二〇
- 旅順及大連水道給水規則 (府) 關東都督第二十一號(五) 二二〇
- 旅順及大連水道給水規則 (府) 關東都督第七十五號(三) 三三三
- 旅順及大連水道給水規則 (依) 共用給水請求書當分受理セス (告) 關東都督第二十六號(五) 二二〇
- 旅順及大連水道給水規則 (依) 書式、標識、鑑札及證票 (告) 關東都督第二十八號(五) 二二〇
- 旅順及大連水道給水規則及旅順電燈規則 (關) 關東都督第二十九號(五) 二二七
- 旅順水道給水區域 (告) 關東都督第三十二號(五) 二二八
- 旅順水道供用給水給水停止時間 (告) 關東都督第三十四號(五) 二二九
- 給水管業許可 (告) 關東都督第四十六號(七) 四四五
- 旅順及大連水道給水規則及同水道公設共用檢規則 (依) 書式等 (告) 關東都督第六號(三) 三六〇
- 競賣 (府) 關東都督第六十六號(二) 二八四
- 競賣 (府) 關東都督第六十六號(二) 二八四
- 競賣 (府) 關東都督第六十六號(二) 二八四
- 種馬牧場、種馬育成所及種馬所建設工事購買競争者資格ニ關スル件 (省) 大藏第三十號(七) 三三八
- 明治三十二年省令第十八號(神戸税關新築工事並ニ船舶購買ニ關スル競争加入者ノ資格ノ件) 中改正 (省) 大藏第三十五號(九) 三七三
- 臨時陸軍建築部擔任工事購買競争者ノ資格ニ關スル件 (省) 陸軍第八號(六) 二八〇
- 明治三十八年省令第五號(沈没船舶買入ノ競争加入者資格ノ件) 及同第六號(沈没船舶引揚購買競争加入者資格ノ件) 中追加 (省) 海軍第七號(五) 二二七
- 東京府北多摩郡所屬玉川北足立郡境界變更ノ件 (法) 第八號(三) 七
- 特別大演習御施行ニ付テ茨城縣下ノ行幸 (告) 內務第七號(二) 三三五
- 神社儀式行幸作法 (告) 內務第七十六號(六) 二五八
- 會計法行政執行法治安警察法、新開條例、出版法及買置取銷法ヲ轉本ニ施行スルノ件 (勅) 第九十五號(五) 二五五
- 明治二十三年勅令第百一十一號(行政裁判所評定官ノ員數及職務ノ件) 第一條中改正 (勅) 第九十九號(四) 二六七
- 明治三十四年勅令第七十二號(行政裁判法ニ依ル組織及事務分配ノ件) 中改正 (勅) 第九十八號(四) 二六六
- 明治三十三年勅令第百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ權限ヲ府縣知事ニ委任ノ件) 中追加 (勅) 第三十二號(二) 二六一

- 明治三十四年告示第九號(廣島灣内ニ危險物沈没中船舶通航等禁止ノ件) 附表中追加 (告) 陸軍第六號(四) 四四二
- 澎湖列島中ニ危險物沈没ニ付テ船舶通航禁止ノ件 (告) 海軍總督第二十三號(三) 四二五
- 歸化 (告) 內務第三十六號(三) 一九六
- 同 (告) 內務第四十四號(四) 四二二
- 陸軍現役步兵科兵卒ノ歸休ニ關スル件 (勅) 第三百三十二號(二〇) 四四四
- 徽章 (府) 海軍總督第五十五號(七) 一七六
- 臺灣總督府電氣作業所職員徽章佩用規程 (府) 臺灣總督第五十五號(七) 一七六
- 明治二十二年陸軍第六十五號(戰時ニ於テ陸軍衛生部員及衛生ノ事務ニ服スル各兵各部隊員擔架奉使ノ章) 中改正 (達) 陸軍第二十八號(四) 六〇
- 記章 (告) 海軍第三號(三) 八七
- 明治二十八年告示第十七號(海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式) 中改正追加 (告) 海軍第六號(五) 八九〇
- 同上 (勅) 第八十一號(三) 二一六
- 中央氣象臺官制中改正 (勅) 第八十一號(三) 二一六
- 臨時陸軍建築部擔任工事購買競争者ノ資格ニ關スル件 (省) 陸軍第八號(六) 二八〇
- 明治三十八年省令第五號(沈没船舶買入ノ競争加入者資格ノ件) 及同第六號(沈没船舶引揚購買競争加入者資格ノ件) 中追加 (省) 海軍第七號(五) 二二七
- 東京府北多摩郡所屬玉川北足立郡境界變更ノ件 (法) 第八號(三) 七
- 特別大演習御施行ニ付テ茨城縣下ノ行幸 (告) 內務第七號(二) 三三五
- 神社儀式行幸作法 (告) 內務第七十六號(六) 二五八
- 會計法行政執行法治安警察法、新開條例、出版法及買置取銷法ヲ轉本ニ施行スルノ件 (勅) 第九十五號(五) 二五五
- 明治二十三年勅令第百一十一號(行政裁判所評定官ノ員數及職務ノ件) 第一條中改正 (勅) 第九十九號(四) 二六七
- 明治三十四年勅令第七十二號(行政裁判法ニ依ル組織及事務分配ノ件) 中改正 (勅) 第九十八號(四) 二六六
- 明治三十三年勅令第百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ權限ヲ府縣知事ニ委任ノ件) 中追加 (勅) 第三十二號(二) 二六一
- 中央氣象臺發信手ニ在濟國帝國領事館附ツ會スル件 (勅) 第八十二號(五) 二二七
- 中央氣象臺附屬測候所職員及在濟國帝國領事館附屬中央氣象臺發信手月手當給與細則制定中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與細則及中央氣象臺臨時測候所技手月手當給與細則ニ關スル件 廢止 (省) 文部第十一號(四) 一六九
- 海軍氣象信號規程中改正 (達) 海軍第百十七號(一〇) 二〇三
- 鐵道府鐵道管理局小湊汽船釜山港内運航規程 (府) 鐵道第八號(三) 一六
- 海軍所屬汽船老成丸信號符字點附 (告) 達信第五百一十一號(二) 四九六
- 勸勉 (大藏省臨時建部部ノ現業ニ從事スル責任官及職員ニ勸勉手當ヲ給スルノ件 (勅) 第九十四號(四) 二二九
- 勸勉手當支給細則 (達) 陸軍第五十七號(九) 二七〇
- 勸勉手當支給規則 (達) 海軍第十六號(六) 四一
- 同上中改正 (達) 海軍第五十六號(四) 二二四
- 同上 (達) 海軍第五十八號(五) 二二九
- 同上 (達) 海軍第七十七號(七) 二六〇
- 勸務 (樺太ニ於ケル舞臺ノ履取及勸務ニ關スル件 (勅) 內務第三號(四) 八一

○見習醫官同樂會同職醫官ノ軍事學術科及特科ノ勤務習得期間延長 (達)陸軍第六十七號(一〇) 一八一

○明治三十四年陸軍第十二號(陸軍勤務演習命令)廢止 (達)陸軍第八十三號(三) 二五二

○軍艦職員勤務令中改正 (達)海軍第百十號(一〇) 二〇〇

○防備隊職員勤務令 (達)海軍第百十五號(一〇) 二〇三

〔金庫〕

○金庫出納事務規程第二十九號中改正 (訓)大藏第五號(三) 二六

○作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓)大藏第十一號(三) 三七

○帝國大學特別會計並二學校及圖書館特別會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十五號(三) 四七

○韓國森林特別會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十六號(三) 六四

○作業會計並三海軍工廠資金會計金庫出納事務規程制定作業及鐵道會計金庫出納事務規程及海軍工廠資金庫入出納ノ出納取扱方廢止 (訓)大藏第三十二號(六) 一六〇

○帝國鐵道及同用品資金會計並三韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程制定官設鐵道用品資金金庫出納取扱方廢止 (訓)大藏第三十三號(六) 一七

○明治三十五年訓令第二十號臺灣官設鐵道用品資金庫入出納金出納取扱方並韓國森林特別會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 一九五

○在清國中央金庫運出所收定 (會)大藏第八號(二) 六

○京城本金庫所屬鐵道支金庫設置 (會)大藏第十五號(三) 八二

○門司本金庫所屬赤間關支金庫收替 (會)大藏第三十六號(三) 一九八

○明治三十九年告示第八百六十五號(金庫常設運出所設置ノ件)中追加 (會)大藏第五十四號(三) 二〇四

○明治三十九年告示第八百六十九號(清國內及神太ニ中央金庫常設運出所設置ノ件)中削除小樽本金庫所屬神太支金庫設置 (會)大藏第八十八號(三) 二六九

○明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納場所中改正) (會)大藏第八十八號(二) 二九

〔金銀〕

○金銀地金精製及品位證明規則第十條中追加 (勅)第九十九號(五) 二七五

○道幣地金及成貨受渡順序並二金銀地金精製及品位證明取扱順序廢止 (會)大藏第七十一號(一〇) 二八一

〔金錢〕

○鐵道部陳金銀出納規程第十九條中刪除 (達)海軍第二十號(三) 五二

○沒收及領置金銀出納規程第一表中改正 (達)海軍第九十八號(二) 一七五

〔銀、銀票、銀貨〕

○關東都督府ノ歳入歳出ニ銀ヲ用井ルル場合ニ關スル件 (府)關東都督第三十二號(六) 一六〇

○臺灣總督府所屬郵便爲替貯金ノ出納官吏ニ於テ取扱フ一圓銀貨及臺灣銀行券出納計算整理手續中改正 (訓)大藏第三號(三) 二五

○歳入歳出ニ用フル銀貨及銀票ノ價格

○同上 (告)關東都督第四十一號(六) 一三七

○同上 (告)關東都督第四十二號(六) 一三七

○同上 (告)關東都督第四十八號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十二號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十七號(九) 一七二

○同上 (告)關東都督第六十二號(九) 一八七

○同上 (告)關東都督第六十七號(一〇) 二一五

○同上 (告)關東都督第六十八號(一〇) 二一五

○同上 (告)關東都督第七十三號(一〇) 二五三

○同上 (告)關東都督第八十七號(一一) 三三三

○同上 (告)關東都督第九十四號(一一) 三三三

○同上 (告)關東都督第九十六號(一一) 三三六

○同上 (告)關東都督第九十七號(一一) 三三六

○同上 (告)關東都督第百號(一二) 三九九

○同上 (告)關東都督第百一號(一二) 三九九

○同上 (告)關東都督第百三號(一二) 四〇〇

○關東都督府ノ歳入歳出ニ銀ヲ用井ルル場合ニ關スル件 (府)關東都督第四十一號(六) 一三七

○臺灣總督府所屬郵便爲替貯金ノ出納官吏ニ於テ取扱フ一圓銀貨及臺灣銀行券出納計算整理手續中改正 (訓)大藏第三號(三) 二五

○歳入歳出ニ用フル銀貨及銀票ノ價格

○同上 (告)關東都督第四十一號(六) 一三七

○同上 (告)關東都督第四十二號(六) 一三七

○同上 (告)關東都督第四十八號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十二號(八) 一五二

○同上 (告)關東都督第五十七號(九) 一七二

○同上 (告)關東都督第六十二號(九) 一八七

○同上 (告)關東都督第六十七號(一〇) 二一五

○同上 (告)關東都督第六十八號(一〇) 二一五

○同上 (告)關東都督第七十三號(一〇) 二五三

○同上 (告)關東都督第八十七號(一一) 三三三

○同上 (告)關東都督第九十四號(一一) 三三三

○同上 (告)關東都督第九十六號(一一) 三三六

○同上 (告)關東都督第九十七號(一一) 三三六

○同上 (告)關東都督第百號(一二) 三九九

○同上 (告)關東都督第百一號(一二) 三九九

○同上 (告)關東都督第百三號(一二) 四〇〇

〔銀行〕

○日本勸業銀行法中改正追加 (法)第三十七號(四) 四四

○農工銀行法中改正 (法)第三十八號(四) 四四

○北海道拓殖銀行法中改正 (法)第三十九號(四) 四六

○韓國ニ於ケル銀行業ニ關スル件 (勅)第三十一號(五) 五四

○韓國ニ於ケル銀行業ニ關スル規則 (府)統監第二十號(五) 八九

○銀行營業取締規則 (府)關東都督第三十一號(六) 一五九

○臺灣總督府所屬郵便爲替貯金ノ出納官吏ニ於テ取扱フ一圓銀貨及臺灣銀行券出納計算整理手續中改正 (訓)大藏第三號(三) 二五

○日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書 (告)大藏第五號(二) 五

○同上 (告)大藏第六號(二) 五

〔命令〕

×ノ部

○ 關東州外南滿洲鐵道附屬地ニ關東都督府令及關東州民政署令準用ノ件 (府) 關東都督府第二十六號(五) 一三六

○ 臺北電氣作業所ヲ臺灣總督府民政部ノ所屬トス (告) 臺灣總督府第四十二號(四) 八五二

○ 關東都督府民政部ノ事務ハ旅順ニ於テ取扱フ (告) 關東都督府第四號(一) 七四

○ 關東都督府民政部監獄署移轉 (告) 關東都督府第八十號(二) 三三三

○ 關東都督府民政部監獄署大連支署廢止 (告) 關東都督府第七十二號(一) 三三三

シノ部

○ 神社寺院佛堂境内地使用取締規則第一條中改正 (省) 內務第八號(四) 一五二

〔仕拂〕

○ 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿ノ格式) 中改正 (省) 大藏第四十七號(一) 四九八

○ 明治三十七年陸軍第二十八號(仕拂命令官及諸入徴收官區分ノ件) 中改正 (達) 陸軍第十九號(三) 三三

○ 同上 (達) 陸軍第三十三號(四) 六二

○ 同上 (達) 陸軍第五十五號(六) 一六七

〔寺院〕

○ 明治三十二年勅令第二百七十七號(行旅病人及行旅死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十九號(一) 四〇〇

○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ樺太ニ施行 (勅) 第三百十八號(一) 四一九

○ 明治二十六年內務省訓令第二十九號(各籍原籍四人自分帳在喪人名目錄放免辨償出費死亡帳發出款票ノ格式) 中改正 (訓) 司法第一號(一) 一一

○ 指定倉庫營業者死亡ノ件 (告) 司法第十一號(三) 九一

○ 同上 (達) 陸軍第五十八號(二) 一七一

○ 同上 (達) 陸軍第七十三號(二) 三〇七

○ 明治三十六年陸軍第三百三十四號(委任仕拂命令官區入徴收官收入官吏表) 中削除 (達) 海軍第四十七號(四) 一〇二

○ 同上 (達) 海軍第七十號(六) 一四一

○ 同上 (達) 海軍第九十五號(七) 一七二

○ 同上 (達) 海軍第一百二號(一) 一七六

○ 經費仕拂命令發行ヲ委任シタル場合ニ於テ支出計算書ヲ會計檢査院ニ送付力 (訓) 文部第二十二號(三) 三三三

○ 關東州地方費ニ依ル收入金又ハ仕拂金計算力 (府) 關東都督府第二十九號(五) 一五八

〔死亡〕

○ 樺太守備隊司令部條例 (軍) 陸第一號(一) 一

○ 臺灣守備隊旅團司令部條例ヲ臺灣守備隊司令部條例ニ改正 (軍) 陸第二號(六) 五

○ 聯隊區司令部條例改定 (軍) 陸第六號(一) 一八

○ 步兵第三十三及第三十四旅團司令部ハ關聯ノ時ヲ以テ各其新設地ニ就キタルモノト看做ス (省) 陸軍第二十一號(三) 三二

○ 各師管轄隊區司令部附下士定員區分表 (達) 陸軍第六十一號(二) 一七七

○ 滿洲ヨリ歸還スル師團ニシテ他ノ衛戍地ニ駐在スル衛戍司令官ニ關スル件 (達) 陸軍第十六號(三) 二六

○ 各聯隊區司令部及對馬沖繩兩管轄隊區司令部位云 (省) 陸軍第二十一號(三) 三二

〔司獄〕

○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅) 第三百十九號(四) 一五八

○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則中改正 (府) 臺灣總督府第五十二號(七) 一七五

○ 同上 (府) 臺灣總督府第百號(三) 二九四

〔事犯〕

○ 明治三十三年法律第五十二號(法人ニ於テ租稅及業煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十七號(一) 四一九

〔死没〕

○ 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死没シタル軍人軍屬靖國神社ニ合祀ノ件 (告) 陸軍三月二十六日(三) 二〇八

○ 匪徒鐵艦等ノタメ死没シタル在滿洲國軍人軍屬及雇員傭人等ノ遺族ニ一時賜金賜與ノ件 (告) 陸軍第十三號(六) 二一八〇

○ 韓國參謀鐵艦ノタメ死没シタル陸軍軍人軍屬等ノ遺族ニ一時賜金賜與力 (告) 陸軍第二十六號(一) 二八九三

○ 明治三十七八年戰役ノ業務ニ從事シ傷疾疾病等ニ因リ死没シタル者靖國神社ニ合祀ノ件 (告) 海軍第五號(四) 六七八

○ 臺灣總督府雇員死没傷疾疾病手續規則施行細則制定臺灣總督府雇員死没傷疾疾病手續給與規則施行細則廢止 (府) 臺灣總督府第三十七號(六) 一五四

○ 臺灣總督府在外海軍雇員傭人死傷手續給與細則中追加 (省) 海軍第六號(五) 二二六

〔司法〕

○ 司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第九十四號(三) 二二八

〔司令〕

○ 關東都督府所在地及韓國駐軍司令部所在地ニ設置スル陸軍監獄ノ管理ニ關スル件 (勅) 第四十一號(三) 四八

○ 樺太守備隊司令部條例 (軍) 陸第一號(一) 一

○ 臺灣守備隊旅團司令部條例ヲ臺灣守備隊司令部條例ニ改正 (軍) 陸第二號(六) 五

○ 聯隊區司令部條例改定 (軍) 陸第六號(一) 一八

○ 步兵第三十三及第三十四旅團司令部ハ關聯ノ時ヲ以テ各其新設地ニ就キタルモノト看做ス (省) 陸軍第二十一號(三) 三二

○ 各師管轄隊區司令部附下士定員區分表 (達) 陸軍第六十一號(二) 一七七

○ 滿洲ヨリ歸還スル師團ニシテ他ノ衛戍地ニ駐在スル衛戍司令官ニ關スル件 (達) 陸軍第十六號(三) 二六

○ 各聯隊區司令部及對馬沖繩兩管轄隊區司令部位云 (省) 陸軍第二十一號(三) 三二

〔司獄〕

○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅) 第三百十九號(四) 一五八

○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則中改正 (府) 臺灣總督府第五十二號(七) 一七五

○ 同上 (府) 臺灣總督府第百號(三) 二九四

〔事犯〕

○ 明治三十三年法律第五十二號(法人ニ於テ租稅及業煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十七號(一) 四一九

〔事務官〕

○明治三十八年告示第七十四號(地方官官制ニ依リ事務官五人ヲ置ク縣指定)中改正 (省)内務第七十九號(七)二二七六

〔鹽食鹽〕

○鹽草專賣法、鹽草專賣法、粗製硫磺、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十四號(鹽草專賣法)施行ニ關シ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ適用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件廢止 (勅)第三百一十一號(九) NOO

○鹽草專賣特別定例及交付金下付規則中改正追加 (勅)第九號(四) 一四八

○鹽草專賣法施行細則中改正 (省)大藏第二號(二) 二〇〇

○鹽草專賣法施行細則制定粗製硫磺、樟腦油專賣法施行細則第二十二條、鹽草專賣法施行細則第三十九條創除及明治三十七年省令第二十二號(鹽草專賣局官吏證書格式)廢止 (省)大藏第三十九號(九) 三八九

○明治四十年度鹽草專賣費科目追加 (訓)大藏第四十二號(〇) 三一九

○明治三十八年訓令第七十一號(收納鹽等級別附著方)追加 (訓)大藏第二十三號(五) 二二四

○明治三十九年訓令第五號(鹽草專賣費科目)追加 (訓)大藏第八號(三) 二一九

○鹽草專賣法ニ依リ百斤當價價格表改正 (省)大藏第八十八號(五) 八八三

○明治四十一年中收納スル鹽ノ百斤當價價格表 (省)大藏第二百十九號(三) 三三七

○官費回送鹽販賣倉庫設置 (省)大藏第二百二十號(七) 二二七

○明治三十四年告示第二十二號(食鹽貯藏規則)中改正 (省)海關總務第七十四號(二) 二二八

○明治三十八年府令第二十三號(食鹽專賣事務取扱店支局ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (府)海關總務第一百一號(三) 二九四

○明治三十八年告示第七十號(官費回送鹽所業務担当者)中改正 (省)海關總務第二百二十五號(八) 二〇七

○千住製鐵所搬運運轉資本增加ニ關スル件 (法)第十六號(三) 一五

〔積重〕

○明治二十一年陸軍第二十五號(積重兵令)廢止(附則)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工率教育規則)廢止 (陸)陸軍第八十號(三) 二四七

○明治二十三年陸軍第七十九號(積重兵令)廢止(附則)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工率教育規則)廢止 (陸)陸軍第六十六號(二〇) 一八一

○明治二十三年陸軍第七十九號(積重兵令)廢止(附則)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工率教育規則)廢止 (陸)陸軍第六十六號(二〇) 一八一

○明治二十三年陸軍第七十九號(積重兵令)廢止(附則)及明治三十年陸軍第九十一號(陸軍工率教育規則)廢止 (陸)陸軍第六十六號(二〇) 一八一

○會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及實業取締法ヲ稱本ニ施行スルノ件 (勅)第九十五號(三) 一五五

〔市町村〕

○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正追加 (法)第四十七號(五) 一一〇

○明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ)主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件(中追加) (勅)第三百二十一號(二〇) 四三二

○明治三十年勅令第二號(市町村立小學校教員俸給ニ關スル件)中改正追加 (勅)第二百十六號(五) 二八九

○市町村立小學校教育費ヲ補助セシムルニ北海道地方費及府縣費支出ノ件 (勅)第二百十七號(五) 二九二

○明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ)主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件(中追加) (勅)第三百二十一號(二〇) 四三二

○府縣都市町村ノ人口及議員配當ノ件制定明治三十二年省令第十七號(府縣會議員ノ配當ニ關スル件)同第十八號(郡會議員ノ配當ニ關スル件)及同第五十八號(市町村制規定ノ人口調査告示)ノ件(廢止) (省)內務第二十二號(八) 三九五

○明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定)ノ件(中追加) (省)大藏第七號(三) 四八

○明治三十年訓令第六十五號(税金分納及市町村ヘ納付スヘキ國稅ニシテ督促狀發付以前上納ニ關スル件)改正 (訓)大藏第十三號(三) 四七

○市町村ノ徵收スヘキ國稅ニシテ市町村ノ滞納報告後又ハ督促狀發付後收稅官吏ニ納付ヲ中出テタル場合ノ取扱ニ關スル件 (訓)大藏第十四號(三) 三七

○明治二十七年訓令第十一號(市町村ニ關シ)ノ國稅金收納條其他一人別稅元額格式ノ件(中改正追加) (訓)大藏第二十九號(六) 一五九

○明治三十年訓令第三十九號(市町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方)中改正追加 (訓)大藏第三十號(六) 一五九

○市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程 (省)文部第三十號(九) 二四五

○市町村立小學校同等ニ關シ(省)文部第二十三號(九) 二四五

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長及之ニ準スルキ者指定)ノ件(中追加) (省)選信第二十六號(六) 二二二

○同上 (省)選信第五十四號(三) 五七七

〔市制〕

○神奈川縣三浦郡横須賀町ヲ市制施行地ニ指定 (省)內務第七號(二) 二

○福島縣信夫郡福島町ヲ市制施行地ニ指定 (省)內務第二十三號(三) 一九二

○長野縣東筑摩郡松本町ヲ市制施行地ニ指定 (省)內務第四十五號(四) 三二二

〔諸陵寮〕

○諸陵寮主殿寮出所廢止制定明治十六年太政官律第四十一號(京都宮内省支廳職員設置)廢止 (省)宮内第八號(二) 四八五

〔處務〕

- 海軍省處務規定中改正 (達)海軍第三百三十六號(三) 二五三
- 海軍教育本部處務規程中改正 (達)海軍第一百號(九) 一七四
- 旅順海軍工作部處務規程中改正 (達)海軍第三百一十一號(二) 二三四
- 糖業改良事務局處務規程第八條ノ追加 (勅)農商務第十五號(六) 一九八
- 糖業改良事務局東京出張所處務規程 (勅)農商務第十六號(六) 一九八
- 糖業改良事務局大島出張所處務規程 (勅)農商務第十七號(六) 一九八
- 大連商館陳列館處務規程 (告)陸軍部第五號(三) 一八四
- 煙草專賣法、粗製煙膏、樟腦油、專賣法違反事件ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十四號 (煙草專賣法ノ施行ニ關シテ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件)同三十八年勅令第三百三十六號(間接國稅犯則者處分法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏ノ件)廢止 (勅)第三百一十一號(九) 四〇〇
- 臺灣間接國稅犯則者處分規則 (律)第十一號(二) 二〇〇
- 臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則 (府)臺灣總督第八十九號(二) 二七二

〔乘員、乘客〕

- 明治三十七年勅令第七十九號(海軍特設船乘員ノ航海加修ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三十九號(二) 四九四
- 帝國鐵道通所管轄路哩程及乘客賃金改正 (告)逓信第六百四十號(一〇) 三〇八七
- 陸軍將校乘馬令制定陸軍乘馬飼養條例廢止 (勅)第四號(二) 五
- 陸軍將校乘馬令施行規則 (達)陸軍第二十一號(三) 三三
- 同上中改正 (達)陸軍第六十四號(一〇) 二七九
- 陸軍將校乘馬令及陸軍給與令中改正ノ件施行規則 (省)陸軍第四號(三) 八二
- 明治三十九年勅令第五百一十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校同相當官ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正追加 (勅)第五百一十五號(四) 二二二
- 在職陸軍將校同相當官ノ飼養スヘキ乘馬定數ノ件 (達)陸軍第二十六號(四) 五七
- 將校乘馬ノ數理實施當分延期 (達)陸軍第三十七號(五) 一一五
- 帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸軍現役衛生部將校相當官乘馬飼養停止ノ件 (達)陸軍第四十號(六) 二二五
- 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍屬乘車車位物品發送手續)中改正 (告)陸軍第十二號(六) 二七五

〔乘車〕

- 明治四十年告示第十二號(陸軍軍人軍屬鐵道乘車證檢式中改正) (告)陸軍第二十七號(二) 三三〇
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車物品發送手續中改正 (告)海軍第十二號(二) 三三〇
- 乘車券通用期限、乘車券ノ改竄及削減運賃等ニ關スル規定中改正 (告)逓信第六百四十一號(一〇) 三三二
- 同上規定ヲ買收各鐵道線ニ適用 (告)逓信第六百四十二號(一〇) 三三三
- 〔證券〕
- 專賣局官吏證票樣式制定粗製煙膏、樟腦油專賣法施行細則第二十二條、鹽專賣法施行細則第三十九條削除及明治三十七年省令第二十二號(煙草專賣局官吏證票樣式)廢止 (省)大藏第三十九號(九) 三八九
- 鐵道株式會社ノ株券ヲ國債證券ニ代用スルノ件 (勅)第二百九十一號(八) 三七五
- 明治四十年勅令第二百九十一號第二項ニ依ル株券ノ價格計算方 (告)大藏第五百五十三號(九) 三三二
- 國債規則中改正明治四十年省令第四號(國債規則第十五條但書)規定ニ依ル新證券請求方廢止 (省)大藏第四十八號(二) 四八六
- 國債規則第十五條但書ノ規定ニ依ル新證券請求方 (省)大藏第四號(三) 二九
- 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歲入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件)第一條中改正 (省)大藏第二十四號(六) 二七六
- 大藏省債券發行 (省)大藏第十三號(二) 七
- 同上 (省)大藏第十七號(三) 八
- 同上 (告)大藏第三十七號(二) 八五
- 同上 (告)大藏第三十五號(五) 一九七
- 同上 (告)大藏第五十一號(五) 二〇三
- 同上 (告)大藏第五十三號(五) 二〇四
- 同上 (告)大藏第五十八號(五) 二〇六
- 同上 (告)大藏第八十號(四) 四四一
- 同上 (省)大藏第一百號(五) 八八八
- 同上 (省)大藏第一百一號(五) 八八八
- 同上 (告)大藏第一百十三號(六) 二二七
- 同上 (告)大藏第一百二十九號(七) 二八二
- 同上 (告)大藏第一百四十五號(八) 四四九
- 同上 (告)大藏第一百四十六號(八) 四四九
- 同上 (告)大藏第一百六十號(九) 五三三
- 同上 (告)大藏第一百六十二號(九) 五三三
- 同上 (告)大藏第一百八十八號(二) 二八八
- 同上 (告)大藏第一百九十六號(二) 二八七
- 同上 (告)大藏第一百九十八號(二) 二八八
- 同上 (告)大藏第二百十四號(三) 三七五
- 同上 (告)大藏第二百十八號(三) 三七五

- 明治三十九年告示第七百二十八號(國債規則ニ於ケル國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中改正 (告)大藏第四百四號(三) 二〇〇
- 國債證券ニ代用スル株券ノ價格 (告)內務第四百八號(二〇)一八七六
- 同上 (告)陸軍第二百三十三號(九)一五三九
- 國債證券買入銷却ノ件 (告)大藏第九十三號(五) 八八五
- 效力ヲ失ヒタル記名國債證券 (告)大藏第五百九十九號(二)一五三三
- 紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券利札 (告)大藏第九十二號(二)一三六〇
- 紛失ニ由リ失致ノ記名國債證券 (告)大藏第二百號(二)一三六九
- 紛失ニ依リ失致ノ國債證券 (告)大藏第二百一號(二)一三六九
- 記名國債證券減失及紛失 (告)大藏第三百三十六號(八)一四四六
- 記名國債證券減失及紛失ノ件 (告)大藏第四百十六號(二)一七三
- 減失紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第四百七十四號(二〇)一八八三
- 減失紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券 (告)大藏第四百七十五號(二〇)一八八六
- 減失紛失ニ因リ失致ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第四百九十三號(二)一三六二
- 記名國債證券利札紛失ノ件 (告)大藏第四百七十七號(二)一七三
- 金銀地金精製及品位證明規則第十條中追加 (勅)第九十九號(五) 二七三
- 遺棄地金及成貨受渡錠精製地金品位證明取後順序 (告)大藏第四百七十二號(二〇)一八八一
- 土地建物證明規則ニ依リ證明又ハ查證ヲ受ケタル契當ノ執行ニ付テ準據方 (府)統監第三百三號(三) 一三
- 關東州ニ於ケル地方收入ノ繰入徵收官ヨリ證明スヘキ繰入徵收額證明ノ格式等準據方 (達)會計検査院第一號(二) 一五
- (證書)○公債證書ハコノ部公債ノ項ニ補ス
- 明治二十三年陸軍第七十九號(輔軍糧本組長選任證書附與取捨方)廢止 (達)陸軍第六十六號(二〇)一八一
- 學術事業證書等授與式施行手續改正 (達)海軍第二百六十六號(二) 一三〇
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式改正 (達)海軍第五十九號(五) 一一九
- 明治二十五年訓令第二號(市町村立小學校教員選任料及遺族扶助料證書等ノ書式)中追加 (訓)文部第十二號(五) 二三八
- (證狀)
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式改正 (達)海軍第五十九號(五) 一一九
- (職員)
- 明治二十九年法律第十三號(公立學校職員選任料)ノ關スル件)中追加 (法)第一號(三) 一

- 在外指定學校職員選任料及遺族扶助料法第六條中改正 (法)第二號(三) 二
- 韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ選任料及遺族扶助料ノ關スル件 (法)第四百四號(四) 六七
- 内閣所屬職員官制第一條中改正 (勅)第四百六十號(四) 三三五
- 華族令制定前ノ同令及明治三十九年大藏官布告(宮妓ニ華族家人職員ニ關スル件)廢止 (皇)第二號(五) 三
- 宮内省官制制定明治二十二年宮内省官制第十條(同件)同二十三年同第十八號(侍從等職事務設置及官制)同三十七年同第三號(內務官制)及同三十九年同第十四號(內務官制)廢止 (皇)第三號(二) 九
- 皇族附屬職員官制制定明治二十三年宮内省官制第一條(同件)廢止 (皇)第七號(二) 二四
- 帝室林野管理局臨時職員官制 (皇)第十二號(二) 三一
- 明治三十七年勅令第五百五十五號(樺草賣賣局樺草製造所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件)中改正 (勅)第三百七號(九) 三九六
- 專賣局職員特別任用令制定樺草賣賣局職員特別任用令標準專賣局職員特別任用令及鹽務局職員特別任用令廢止 (勅)第三百八號(九) 三九七
- 陸軍現役將校同相當官ニシテ統監府警務處職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第七十六號(三) 一一三
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正(勅)第二百四十七號(六) 三三二
- 博覽會開設臨時調查會官制及明治三十九年勅令第六十二號(博覽會調査ニ關スル臨時職員設置)廢止 (勅)第一百一號(五) 一〇〇
- 明治三十九年勅令第五十號(遊洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第四百四十二號(四) 二二一
- 明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣山鹿分關設關スル臨時職員設置)中改正 (勅)第四百九十一號(五) 二六四
- 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ係事セムルタメ農商務省及林區署ニ臨時職員ヲ置クノ件)中改正(勅)第二百六十八號(七) 三九四
- 明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林領事ニ關スル事業ノタメ林區署ニ臨時職員ヲ置クノ件)中改正 (勅)第二百六十九號(七) 三九四
- 帝國鐵道職員特別任用令 (勅)第二十九號(三) 三一
- 帝國鐵道職員官等ノ初級及階級ニ關スル件 (勅)第三十號(三) 三一
- 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員ノ件)第一條中改正明治三十九年勅令第二百二十六號(臨時郵便貯金事務ノ爲通信官署職員増置ノ件)廢止 (勅)第二百一號(五) 二七五
- 海員審判所職員定員及任用令第四條中改正 (勅)第二百十二號(五) 二六六
- 官吏待遇者ノ懲戒ニ關スル件制定神祕懲戒令及明治三十二年勅令第三百四十九號(公立學校職員ノ懲戒ニ關スル件)廢止 (勅)第四百七十七號(五) 二四八
- 統監府財政監督廳職員官等給與令 (勅)第二十一號(三) 一三三
- 統監府財政監督廳職員官等給與令中改正 (勅)第六十七號(五) 一〇五
- 統監府警務處職員官等給與令 (勅)第七十三號(五) 一一〇

- 統監府警務員特別任用令 (勅)第七十四號(三) 一一一
- 統監府財政監査官制及統監府財政監査官制職員官等給與令廢止 (勅)第二百九十九號(九) 三八三
- 統監府鐵道管理局職員特別任用令中改正 (勅)第二百七十六號(七) 三六〇
- 統監府及理事監職員給與令中改正 (勅)第十七號(三) 二〇〇
- 同上 (勅)第二百九十八號(九) 三八二
- 統監府及理事監職員特別任用令中改正 (勅)第三百號(九) 三八三
- 理事監職員定員令中改正 (勅)第九號(三) 一三三
- 同上 (勅)第六十六號(三) 一〇四
- 同上 (勅)第二百九十六號(九) 三八〇
- 統監府通信官署職員官等給與令第二條中改正 (勅)第四百四十八號(四) 二二六
- 統監府及所屬官署職員服制中改正 (勅)第四百四十四號(三) 五〇
- 統監府及所屬官署職員宿舎料ノ件 (勅)第四百四十九號(四) 二二七
- 統監府及所屬官署職員ノ俸給、手當及宿舎料前金渡ノ件 (勅)第四百五十五號(四) 二二七
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正加除 (勅)第二百二十四號(五) 二九七
- 臺灣總督府鐵道職員服制制定明治三十三年勅令第三百五十二號(臺灣總督府文官中鐵道停車場職員同助役及車掌服制)廢止 (勅)第四百七十五號(五) 二三八
- 臺灣總督府職員加俸支給規則第二條改正 (勅)第四百九十二號(五) 二六五
- 埔州改其ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件 (勅)第三百二十二號(四) 一六〇
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第三百八號(五) 二六一
- 臺灣總督府、統監府及理事監鐵道關東都府ノ巡査及判任待遇監職員等ノ懲戒ニ關スル件 (勅)第二百九十三號(九) 三七八
- 臺灣總督府地方職員特別任用令第四條追加 (勅)第二百七十七號(七) 三八二
- 關東州學校職員任用ニ關スル件 (勅)第五十一號(三) 七六
- 樺太監職員官等給與令 (勅)第三十六號(三) 四四
- 樺太監職員特別任用令 (勅)第三十八號(三) 四四
- 樺太在勤監職員ノ手當ニ關スル件 (勅)第四十三號(三) 四九
- 勅任待遇委任待遇官内職員職制 (省)官内第五號(二) 四七七
- 准判任判任待遇等外官内職員職制 (省)官内第六號(二) 四七八
- 在外公館職員休暇規程第四條追加 (省)外務第四號(六) 二六〇
- 明治三十四年省令第二十五號(臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則)内地ニ轉籍者ヲハ暫留タル後適用ノ件)改正 (省)内務第三號(三) 四七
- 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (勅)內務第二號(六) 二六

- 樺太監職員旅費規則第六條ノ追加 (勅)內務第十七號(七) 二〇一
- 現役軍人ノ南滿洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル者ノ件 (達)陸軍第九號(三) 一九
- 海軍交談官タル職員ノ件中改正 (達)海軍第五十號(四) 一〇三
- 軍艦職員勤務令中改正 (達)海軍第一百十號(一〇) 一〇〇
- 防備隊職員勤務令 (達)海軍第一百十五號(一〇) 一〇三
- 中央氣象臺附屬候所職員及在滿洲帝國領事館附屬中央氣象臺接手月手當給與細則制定中央氣象臺附屬候所職員月手當給與細則及中央氣象臺臨時測測所接手月手當給與ニ關スル件廢止 (省)文部第十一號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定ノ件 (告)文部第七十七號(三) 二二六
- 流籠職員試驗規程中改正 (告)農商務第八十二號(七) 一〇〇
- 統監府及所屬官署職員ノ加修額ニ關スル件 (府)統監第十三號(四) 五七
- 統監府及所屬官署職員ノ懲章中加除 (府)統監第十五號(四) 五七
- 學事狀況ニ關スル報告中職員及生徒兒童數申報方 (訓)統監第十八號(九) 三三四
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定ノ件 (告)統監第十號(三) 一六九
- 同上 (告)統監第二十號(三) 一七八
- 同上 (告)統監第二十八號(三) 四〇三
- 同上 (告)文部第七十七號(三) 二二六
- 臺灣總督府電氣作業所職員職令備用規程 (府)臺灣總督第五十五號(七) 一七六
- 臺灣總督府巡査、巡査補及判任待遇監職員懲戒規程 (府)臺灣總督第七十四號(九) 二二二
- 煙草專賣法、鹽專賣法、租製糖、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法ノ施行ニ關シ同種國稅規則)並分法施行規則ヲ適用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フ(キ)官吏指定ノ件)同三十八年勅令第三百三十六號(間接國稅規則)並分法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フ(キ)官吏指定ノ件)廢止 (勅)第三百一十一號(九) 二〇〇
- 明治三十七年省令第八十六號(教員檢定試驗出席者中軍役者ヲハ之ニ關スル職務ニ關スル者ヲ檢定規則ノ件)廢止 (告)文部第二百三十七號(九) 二〇〇
- 統監府郵便局長職務章程 (訓)統監第一號(二) 一一
- 統監府郵便局長職務章程中改正 (訓)統監第二十五號(二) 三三八
- 海港檢疫及輸入獸類檢疫及檢査上管轄外ニ於ケル地方長官ノ職權ニ關スル件 (勅)第三百號(三) 一〇〇
- 海港檢疫及輸入獸類檢疫及檢査ノ施行ニ關シ同種國稅知事ノ職權行使區域ノ件 (省)內務第四號(六) 四八
- 明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)中追加 (勅)第三百二十一號(一〇) 四七一

○明治三十九年勅令第六十七號(附屬ニ於ケル内國官職ノ管掌事項ヲ統監ノ職權ニ關セシムル件)中改正
(勅)第二百四十二號(六) 三二六

〔職工〕

○官役職工人夫扶助令制定官役人夫死傷手當規則廢止
(勅)第八十六號(五) 二五九

○官役職工人夫扶助令ニ依ル扶助金報告方
(達)陸軍第四十二號(五) 一一六
(達)海軍第七十五號(六) 一四六

○職工人夫扶助金支給細則
(府)逓傳總督第六十六號(三) 三〇四

○職工人夫給與規則中改正
(達)海軍第五號(二) 四
(達)海軍第十號(三) 三二
(達)海軍第七十六號(六) 一五〇

○同上
(達)海軍第八號(三) 二〇

○關東州派遣職工給與規則中改正追加
(勅)陸軍第十二號(五) 一三三

○製材職工定夫規則第五十六條中削除
(勅)陸軍第十二號(五) 一三三

○國有林事業穩定案實行ニ要スル印刷物ノ調整、職工人夫ノ雇傭、工事、物件ノ買入、賃借、運搬等ニ關スル規程
(勅)陸軍第十三號(二) 九

〔職制〕

○勅任待遇委任待遇官内職員職制
(省)官内第五號(二) 四七七

○准判任待遇待遇等外官内職員職制
(省)官内第六號(二) 四七八

○帝室林野管理府支離廢制
(省)官内第七號(二) 四八二

○陸軍衛生隊出陣所職制制定明治十六年太政官達第四十一號(官制)官内省文職員職制廢止
(省)官内第八號(二) 四八三

〔屬託〕

○租稅其他ノ收入徵收處分屬託ニ關スル件
(法)第三十四號(二) 八八

○關東都督府ニ於ケル技師技手給與賃金屬託員履用使用ノ件
(勅)第二十四號(三) 二二

○樺太廳ニ於ケル技師技手給與賃金屬託員履用使用ノ件
(勅)第五十八號(三) 九〇

○明治三十五年省令第十號(不動產ノ登記ノ屬託ニ關スル件)中改正
(省)大藏第四十五號(一〇) 四八八

○明治三十五年省令第四號(不動產登記屬託官吏指定ノ件)中改正追加
(省)陸軍第七號(四) 一五九

○不動產登記屬託官吏指定
(省)文部第三十二號(二) 七九二

○明治三十五年省令第四號(不動產ノ登記屬託ニ關スル件)中改正
(省)農商務第十四號(五) 二二〇

○明治四十年省令第十四號(不動產登記ノ屬託ニ關スル件)中改正
(省)農商務第十八號(九) 四八六

○明治三十五年省令第五號(不動產ノ登記ノ屬託ニ關スル件)中改正追加
(省)逓傳第十七號(四) 二〇九

〔食料、食卓料〕

○判任官以下官直及其他ノ糧食ニ於ケル食料支給方々
定、明治二十四年達第六十二號(同件)ヲ廢ス
(達)海軍第十八號(五) 四四

○製鐵所所屬船舶乘組員ニ食卓料及航海日當ヲ支給スルノ件
(勅)第一百五號(四) 一五五

〔書記〕

○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務屬、探取賣買局書記、檢關事務局屬及鹽務局屬ノ俸給ニ關スル件)中改正
(勅)第三百六號(九) 三九六

○裁判所書記長書記定員及俸給令第二條中改正
(勅)第八十號(三) 一一五

○日本大博覽會書記特別任用ニ關スル件
(勅)第七十四號(五) 二二八

○樺太廳ニ鐵道書記ヲ置クノ件
(勅)第七十二號(五) 二二六

○明治三十年省令第十九號(師範學校教諭助教檢査官、訓導及書記ノ人員)廢止
(省)文部第十二號(四) 一七〇

〔書籍館〕

○東京府帝國教育會書籍館改稱
(告)文部第九十五號(七) 三三八

○千葉縣千葉教育會附屬書籍館改稱
(告)文部第三十九號(三) 九四

○宮城縣牡鹿郡立書籍館ノ廢止認可
(告)文部第五十八號(三) 二二二

○宮城縣宮城書籍館改稱
(告)文部第八十四號(三) 二二七

〔助教〕

○關東州小學校准訓導及關東州公學堂助教採用規則
(府)關東都督第二十號(五) 二二三

〔助産婦〕

○京都府府助産婦講習所規程
(府)新編總督第五十一號(七) 一七二

○臺北府府ニ於テ助産婦講習所開設ノ件
(告)新編總督第八十八號(七) 二四四

〔初級、陸級〕

○帝國鐵道職員官等ノ初級及陸級ニ關スル件
(勅)第三十號(三) 四四

〔師團〕

○明治三十五年勅令第八十五號(師團法官部及參謀院軍法官部ニ陸軍野手ヲ置クノ件)中改正
(勅)第四十號(三) 七七

○近衛師團ニ於テ演習召集及教育召集ヲ施行スヘキ者指定明治三十二年陸軍第二十八號(演習及教育)ノ*

○近衛師團ニ召集スヘキ者ノ件)廢止
(達)陸軍第八十二號(三) 二五〇

○諸師團ヨリ陸軍ニ師團ニシテ陸ノ雷皮地ニ駐在スル師團司令官ニ關スル件
(達)陸軍第十六號(三) 二二六

○滿洲駐師團派遣中當該師團團長ノ官掌事項分掌方
(達)陸軍第五十九號(三) 一七七

〔疾病〕

○濱海師團團員傷死及傷病者手當規則施行細則制定濱海師團團員傷死及傷病者手當規則施行細則施行規則廢止
(府)濱海都督第三十七號(六) 一五九

〔執務〕

- 明治三十九年府令第二十二號(統監府及所屬官署) 執務時間)中改正 (府)統監第四十號(一) 二六七
- 理事廳支廳分掌規程、理事廳支廳執務規程並ニ理事廳支廳ノ名稱、位置及區域ノ府令廢止 (府)統監第四十五號(三) 二九三

○陸軍地方施政ニ關スル理事官ノ執務規程廢止 (府)統監第四十六號(三) 二九四

- 明治三十九年訓令第十四號(統監府執務時間當分延長ノ件)廢止 (訓)統監第二十二號(一) 三三七

〔實業〕

- 公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程 (省)文部第二十八號(九) 四三三
- 實業學科教員夏期講習會場變更ノ件 (告)文部第百八十三號(六) 二九一

- 明治四十年開設スヘキ實業學科教員夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第百六十五號(五) 八九八

〔獸醫〕

- 軍隊官衙、學校附衛生部員及獸醫ノ補充ニ關スル件 (勅)第百六十號(七) 三三三
- 獸醫材料取扱規則改正 (達)陸軍第二十七號(四) 五七
- 第四十一回獸醫免許試驗第三十一回附錄ニ免許試驗舉行地及期日 (告)農商部第七號(二) 三六
- 獸醫材料取扱規則中改正 (達)陸軍第六十五號(一〇) 一八〇

- 見習醫官同業期官同業醫官ノ軍事學術科及特科ノ勸誘講習期間延長 (達)陸軍第六十七號(一〇) 一八一
- 臺灣總督府農事試驗場講習生規程制定農事試驗場農事講習生規程同業講習生規程、臺灣總督府農事試驗場獸醫講習生規程廢止 (告)臺灣總督第百二十六號(八) 二五七

〔獸類〕

- 海濱檢疫並輸入獸類檢疫及検査上管轄外ニ於ケル地方長官ノ職權ニ關スル件 (勅)第百號(三) 一四〇
- 海濱檢疫並輸入獸類檢疫及検査ノ執行ニ關シ區區知事ノ職權行使區域ノ件 (省)內務第四號(三) 二八
- 明治三十二年告示第五十三號(撲殺獸類ニ對スル手當金下付標準額)中改正 (告)臺灣總督第百七十二號(一) 三三〇

〔獸疫〕

- 防疫預防費用負擔區分中改正 (府)臺灣總督第七十號(八) 二〇〇
- 臺灣防疫預防規則ヲ若干結核病ニ適用 (告)臺灣總督第百六十六號(一) 三三九

〔收入〕

- 租稅其他ノ收入徵收處分編註ニ關スル件 (法)第三十四號(四) 一八
- 關東都督府ニ於ケル收入印紙ニ關スル件 (勅)第百四十二號(三) 二九七

- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方指定)中追加 (告)外務第一號(一) 一
- 同上 (告)外務第九號(五) 八六六

○鹽務局諸收入收納取扱規程中改正前除 (訓)大藏第二十七號(六) 一五八

- 明治三十六年達第百三十四號委任仕佛命令官職入徵收官收入官吏表)中改正 (達)海軍第四十七號(四) 一〇三
- 同上 (達)海軍第七十號(六) 一四二
- 同上 (達)海軍第九十五號(六) 一七二
- 同上 (達)海軍第百二號(九) 一七六

- 統監府郵便所又ハ郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ割引歩合 (府)統監第十七號(四) 六一

- 明治三十九年府令第三十八號(統監府及所屬官署ニ於テ徵收スル手数料ハ收入印紙ヲ以テ納付スルノ件)中改正 (府)統監第四號(三) 一五
- 明治三十八年勅令第二百二十七號ニ依リ罰金等ノ費用ヲ收入印紙ヲ以テ納付セシムル場合ノ様式 (訓)統監第十二號(五) 一四九

- 收入印紙ヲ以テ納付スルコトヲ得ル韓國稅關納付金ノ件 (告)統監第八十一號(六) 三六四

- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納付ヘキ手数料種目)中追加 (府)臺灣總督第六十八號(八) 一九九
- 關東州地方費ニ依ル收入金又ハ仕佛金計算方 (府)關東都督第二十九號(五) 一五八
- 關東州ニ於ケル地方收入ノ徵入徵收官ヨリ證明スヘキ徵入徵收額證明ノ程式等標準方 (達)會計檢査院第一號(一) 五

- 明治三十三年訓令第九號(土地收用法ニ關スル件)第二條改正 (訓)內務第九號(五) 一三三
- 臺灣土地收用規則ヲ臺北廳大加納廳大龍崗街ニ施行 (府)臺灣總督第九十九號(三) 二九四

〔收容〕

- 臺東加路閣浮浪者收容所設置 (告)臺灣總督第百四十九號(二〇) 三三九

〔收納〕

- 明治三十七年省令第二十七號(煙草專賣局、葉煙草收納所、煙草製造所民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スルノ件)中改正追加 (省)大藏第二十號(五) 二二五
- 煙草專賣局分工場、煙草收納所出所、煙草製造所分工場名稱、位置中變更 (省)大藏第十一號(三) 一七
- 明治三十九年省令第四十八號(煙草專賣局分工場、煙草收納所出所、煙草製造所分工場名稱位置)中廢止 (省)大藏第二十一號(五) 二二六

- 明治三十九年省令第四十八號(實業收納所出張所名稱位置)中追加
(省)大藏第二十七號七 三三七
 - 同上
(省)大藏第三十一號七 三三九
 - 標準收納所出張所名稱位置中追加
(省)大藏第三十三號八 三五七
 - 實業局收納所出張所名稱位置表中改正
(省)大藏第四十三號(一〇) 四九七
 - 實業局收納所管轄區域及實業局收納所出張所、實業局製造所分工場名稱位置
(省)大藏第三十七號九 五七四
 - 實業局、實業局收納所、實業局製造所、實業局販賣所、營業事務ニ係ル民事訴訟ニ付中國代表
(省)大藏第三十八號九 五八九
 - 明治三十八年訓令第七十一號(收納額等級別附著方)中追加
(訓)大藏第二十三號五 一二四
 - 鹽務局諸收入收納取扱規程中改正附錄
(訓)大藏第二十七號六 一五八
 - 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ關シテハ國稅金收納簿其他一人別徵稅元帳簿式ノ件)中改正附加
(訓)大藏第二十九號(六) 一五九
 - 明治四十年產鹽煙草收納期日及場所
(省)海軍總督第七七號七二四三二
- [收税]**
- 明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法ノ施行ニ關シテ間接稅犯則者處分法施行規則ヲ用シ及收稅官吏ハ稅務署長ニ關スル職務ヲ行フハ官吏指定制ノ件)中改正
(勅)第四十七號(三) 七三
- 市町村ノ徵收スル國稅ニシテ市町村ノ納稅者及又ハ督促狀發付後徵稅官吏ニ納付ヲ申出タル場合ノ取扱ニ關スル件
(訓)大藏第十四號(三) 五七
- [修學]**
- 法科大學陸軍經理學校員外學生修學規則
(達)陸軍第七十六號(二) 二〇八
- [修技]**
- 陸軍測量部修技所生徒募集規則中改正
(省)陸軍第六號(四) 一五四
 - 陸軍測量部修技所生徒募集
(達)陸軍第二十五號(三) 四〇
- [士官准士官]**
- 明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召集手續
(省)陸軍第十四號(九) 三九七
 - 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則第十一條改正
(達)海軍第七十三號(六) 一四五
 - 陸軍豫備役後進士官下士ノ文官又ハ職員タル者ヲ軍務ニ採用方
(達)陸軍第四十八號七 一五九
 - 海軍高等武官准士官服役令中改正
(勅)第三百三十四號(二) 四七七
- [志願兵]**
- イノ部一年志願兵ノ項中添著
(省)陸軍第七十三號(六) 一四五
- 明治三十七年勅令第二百三十三號(國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件)中改正
(勅)第三百十五號(九) 四三三

- 明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召集手續
(省)陸軍第十四號(九) 三九七
 - 明治四十一年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得
(告)陸軍第二十二號(七) 二五七
 - 陸軍一年志願兵志願者學術試驗ヲ要スルモノ、試驗格
(告)陸軍第二號(一) 一〇
 - 海軍兵學校及海軍機關學校生徒志願者心得
(告)海軍第一號(一) 一一
- [砂防]**
- 明治三十二年省令第十一號(認可ヲ經ルヲ要セザル砂防工事ニ關スル件)中第三條刪除
(省)內務第十五號(六) 二七一
 - 砂防設備ヲ要スル土地指定
(省)內務第三號(一) 一
 - 同上
(達)內務第九號(三) 七五
 - 砂防設備ヲ要スル土地指定中解除
(省)內務第十六號(三) 七七
 - 砂防設備ヲ要スル土地指定
(告)內務第二十九號(三) 一九三
 - 同上
(告)內務第三十八號(三) 一九六
 - 同上
(告)內務第四十六號(四) 四二二
 - 同上
(告)內務第五十一號(四) 四三三
 - 同上
(告)內務第七十七號(七) 二七三
 - 同上
(告)內務第九十八號(九) 二五九
- 同上
(省)內務第一號(九) 二五七
 - 砂防工事施行土地區域ノ件
(省)內務第四十七號(四) 四三三
 - 砂防工事施行土地區域
(省)內務第五十五號(三) 三六六
 - 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スル土地指定中解除
(省)內務第十七號(三) 八〇
 - 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若クハ制限スル土地指定
(省)內務第五十二號(四) 四二五
 - 同上
(省)內務第五十三號(四) 四二五
 - 同上
(省)內務第七十八號(七) 二七三
- [砂鐵]**
- 砂鐵採取法ノ一部ヲ補太ニ施行スルノ件
(勅)二百三十五號(六) 二二〇
 - 韓國政府發布砂鐵採取法中改正法律譯文
(省)總務第五五號(八) 二五〇〇
- [砂金]**
- 鑛業稅及砂金採取地稅賦課徵收方
(訓)大藏第四十四號(三) 五三九
- [倉庫]**
- 明治三十一年省令第十九號(師範學校教諭勸業會館、圖書館及書記ノ人員)廢止
(省)文部第十二號(三) 一七〇

- 陸軍將校乘馬令制定陸軍乘馬飼養條例廢止 (勅)第四號(二) 三
- 陸軍將校乘馬令及陸軍給與令中改正ノ件施行期日 (省)陸軍第四號(三) 八二
- 陸軍將校乘馬令施行規則 (達)陸軍第二十一號(三) 三三
- 同上中改正 (達)陸軍第六十四號(二〇) 一七九
- 將校乘馬ノ整理實施當分延期 (達)陸軍第三十七號(五) 一一五
- 陸軍現役將校同相當官ニシテ統監府管林原職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第七十六號(三) 一一三
- 帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件 (勅)第九十四號(五) 二二七
- 陸軍現役衛生部將校相當官ニシテ帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ原所屬ノ定員外トス (達)陸軍第三十八號(五) 一一五
- 帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸軍現役衛生部將校相當官乘馬飼養停止ノ件 (達)陸軍第四十號(五) 一一五
- 明治三十九年勅令第五百一十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校同相當官)ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正追加 (勅)第五百五十五號(四) 三三
- 在職陸軍將校同相當官ノ飼養スル乘馬定數ノ件 (達)陸軍第二十六號(四) 五七
- 東京帝國大學及京都帝國大學並直轄諸學校ニ於ケル獎學附金委任整理規程 (訓)文部第四號(五) 七五
- 同上中刪除 (訓)文部第十七號(五) 一五〇
- 獎勵
- 明治三十九年勅令第五十號(遠洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第四百二十二號(四) 二二一
- 三歲若ハ四歲壯馬ノ去勢獎勵金下付ノ件ヲ定メ明治三十九年農商務省令第十三號(同件)ヲ廢ス (訓)第三號(三) 三
- 出獄人保護事業獎勵費下付出願方 (省)司法第六十四號(二〇)一八九六
- 遠洋漁業獎勵法施行細則中改正追加 (省)農商務第十五號(五) 二五〇
- 明治四十年度耕地整理及土地改良獎勵費規則 (省)農商務第四號(三) 二二六
- 明治四十年年度農園增殖獎勵費交付規則 (省)農商務第七號(四) 一九六
- 案內同養獎勵ニ關スル件 (訓)農商務第八號(三) 二二七
- 造船獎勵法施行細則中改正 (省)通商第五十六號(三) 五八八

- 臺灣檳樹造林獎勵規則 (律)第二號(三) 二
- 臺灣檳樹造林獎勵規則施行規則 (府)臺灣總督第七號(三) 三三
- 同上改正 (府)臺灣總督第八十四號(二〇) 二四八
- 明治四十年度ニ於テ下付スル牛糞獎勵金ノ歩合 (省)臺灣總督百號(七) 四三〇
- 賞與
- 軍事警察賞與ノ件 (勅)第五號(二) 五
- 軍事警察賞與規程 (達)陸軍第十三號(三) 二五
- 關東都督府警察賞與ニ關スル件 (勅)第一百十三號(四) 一五四
- 關東都督府警察賞與施行規則 (府)關東都督第三十號(五) 一三九
- 權屬
- 專賣局官制制定煙草專賣局官制、權屬事務局官制及鹽務局官制廢止 (勅)第三百四號(二) 三八七
- 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務廳、煙草專賣局書記、權屬事務局及鹽務局屬ノ俸給ニ關スル件)中改正 (勅)第三百六號(二) 三九六
- 專賣局職員特別任用令制定權屬事務局職員特別任用令煙草專賣局職員特別任用令及鹽務局職員特別任用令廢止 (勅)第三百八號(二) 三九七
- 明治二十六年勅令第九十六號(警視廳、北海道廳、府縣稅務監督局、稅務署煙草專賣局權屬事務局鹽務局判任官中月俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)中改正 (勅)第三百十號(二) 三九九
- 煙草專賣法、鹽專賣法、粗製糖、權屬油專賣法違反事件ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法)ノ施行ニ關シ同接關係同者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官又ハ稅務官吏ニ關スル點ヲ行フ(ハ官定指定ノ件)廢止 (勅)第三百一十一號(二) 五〇〇
- 粗製糖、權屬油專賣法施行細則中改正 (省)大藏第四十四號(二〇) 五七
- 專賣局官吏履歷式制定粗製糖、權屬油專賣法施行細則第二十二條、鹽專賣法施行細則第三十九條刪除及明治三十七年省令第二十二號(煙草專賣局官吏履歷式)廢止 (省)大藏第三十九號(二) 六八九
- 明治三十六年省令第二十四號(權屬事務局出張所名稱位置)中改正 (省)大藏第三號(二) 二二
- 權屬事務局經費取扱規程 (訓)大藏第一號(三) 一五
- 同上中改正 (訓)大藏第二十五號(五) 二二五
- 權屬統計彙報編製規程式改正前條 (訓)大藏第三十一號(六) 一六〇
- 權屬事務局事務取扱手續第五十三條中刪除 (訓)大藏第二號(二) 三三
- 旅費支給規程制定明治三十二年勅令第三號(內閣府徵收費支給規程)同三十二年勅令第四十二號(權屬及權屬油專賣費支給規程)及同三十八年勅令第二十八號(本號)同件)廢止 (訓)大藏第六號(三) 六六
- 神戸權屬事務局所屬田外四出張所開辦 (省)大藏第十二號(二) 七

- 粗製炭酸糖油ノ補償金額中改正 (省)大廳第六十二號(三) 二〇八
- 粗製炭酸糖油ノ補償金中改正 (省)臺灣總督第八十號(六)二〇六七
- 同上 (省)臺灣總督第九十九號(七)二〇二九
- 樟樹 (律)第二號(三) 二
- 臺灣樟樹造林獎勵規則 (府)臺灣總督第七號(三) 三
- 臺灣樟樹造林獎勵規則施行規則 (府)臺灣總督第八十四號(二)二〇八
- 同上改正 (府)臺灣總督第八十四號(二)二〇八
- 商業 (省)司法第十二號(四) 一五七
- 島取地方裁判所管内商業登記取扱規則 (省)司法第十二號(四) 一五七
- 名古屋地方裁判所管内區裁判所出訴所附商業登記事務取扱規則 (省)司法第三十三號(二) 二〇六七
- 金澤地方裁判所管内金澤小松兩區裁判所出訴所同上 (省)司法第三十四號(二) 二〇七〇
- 福岡地方裁判所管内柳河小倉兩區裁判所同上 (省)司法第三十五號(二) 二〇七〇
- 熊本地方裁判所管内御船區裁判所出訴所同上 (省)司法第三十六號(二) 二〇七一
- 青森地方裁判所管内弘前區裁判所出訴所同上 (省)司法第三十七號(二) 二〇七二
- 明治四十年年度工業、商業及農業職員養成所ニ關スル令 (省)文部第六十五號(五) 二〇一
- 商業會議所設立認可 (省)農商務第九十六號(五) 九〇一
- 秋田商業會議所設立認可 (省)農商務第二百三十八號(三)二〇一九
- 弘前商業會議所設立認可 (省)農商務第二百四十六號(三)二〇二〇
- 商賈員 (勅)第七十號(五) 二〇二四
- 生絲検査所官制改正生絲検査所臨時職員規程停止 (勅)第七十號(五) 二〇二四
- 商品 (省)關東都督第三號(二) 二〇
- 大連商品陳列館規程制定明治三十八年令第二號(勅) (省)關東都督第五號(二) 一八四
- 大連商品陳列館規程 (省)關東都督第八十一號(二)二〇二〇
- 大分利村英貨公債償還ノ件 (省)大廳第三十九號(三) 一八八
- 舊山陽鐵道及舊京釜鐵道株式會社社債償還ノ件 (省)大廳第五十二號(三) 二〇二四
- 明治二十二年訓令第四號(師範學校生徒ニ關スル令) (勅)文部第七號(四) 二〇〇
- 臺灣永代借地整理規則 (律)第五號(七) 八

- 臺灣永代借地調查規則 (律)第四號(七) 六
- 臺灣永代借地調查委員會規則 (律)第五號(七) 八
- 臺灣永代借地整理規則施行規則 (府)臺灣總督第五十九號(八) 一八六
- 臺灣永代借地調查規則施行規則 (府)臺灣總督第六十一號(八) 一九二
- 臺灣永代借地調查委員會規則施行規則 (府)臺灣總督第六十一號(八) 一九二
- 射擊 (勅)度射擊規則ニ依リ供給受クルマテ各艦ニ於テ適宜ノ照尺改正表編成使用方 (達)海軍第三十六號(四) 六六
- 野砲小銃及拳銃射擊規則 (達)海軍第六十七號(六) 一三三
- 明治二十三年達第二百八十五號(下士卒拳銃射擊ノ件)廢止 (達)海軍第六十八號(六) 一四一
- 兵器造修検査規則中公試發射ノ内砲類命中發射中止 (達)海軍第三百三十五號(三) 二五三
- 艦砲射擊検査取扱手續 (達)海軍第三百三十九號(三) 二五九
- 社債 (省)府ノ承認シタル舊山陽鐵道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大廳第一號(二) 二〇
- 舊山陽鐵道株式會社社債ニ關スル規程第三條中追加 (省)大廳第十三號(三) 五九
- 舊北海道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大廳第二十八號(七) 三三七
- 舊北海道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大廳第三十二號(八) 四六六
- 舊博武香房總七尺香舖各體道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大廳第三十六號(九) 四七三
- 舊關西鐵道株式會社社債ニ關スル規程 (省)大廳第四十一號(一〇) 四八六
- 舊山陽鐵道及舊京釜鐵道株式會社社債償還ノ件 (省)大廳第五十二號(三) 二〇二四
- 舊北海道鐵道株式會社社債償還 (省)大廳第二百二十三號(七)二〇二九
- 社寺 (國)有林野部分林規則、社寺保管林規則、國有林野委託規則及國有林野法施行規則ニ依リ事務取扱手續 (勅)農商務第三號(二) 五
- 上海 (省)內務第九十一號(一)七二〇
- 上海地方ノ虎列刺施行地ニ指定 (省)內務第九十一號(一)七二〇
- 島 (沖)和縣間切島、東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名稱及區域ノ變更等ニ關スル件 (勅)第四十五號(三) 五〇
- 明治四十年勅令第四十五號(沖)和縣ニ施行 (省)內務第二十四號(二) 四九五
- 明治四十年勅令第四十五號(東)京府大島及八丈島ニ施行 (省)內務第二十九號(三) 五〇一

- 衛生試験所官制第六條中改正 (勅)第七十七號(三) 二二五
- 東京衛生試験所臨時建築事務管理三關スル件 (勅)第二百五十九號(七) 三〇一
- 工業試驗所官制第二條中追加 (勅)第七十一號(五) 二二六
- 陸軍一年志願兵志願者學術試驗ヲ要スルモノ、試驗格 (省)陸軍第二號(一) 一〇
- 試驗ノタメ暑中各兵各部下士卒等ニ夏外套ヲ著用セシムルノ件 (達)陸軍第三十四號(四) 六二
- 明治三十九年陸軍第八十號(明治四十年陸軍大學校學生入學人員及試驗科目)中改正 (達)陸軍第五十號(七) 一五九
- 海軍中主計海軍少主計海軍少主計候補生採用規則制定海軍少主計候補生採用試驗規則廢止 (省)海軍第十號(七) 三四七
- 艦船造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第二百二十三號(二) 二二五
- 陸上艦定期水壓試驗並ニ鐵道試驗規則 (達)海軍第四百號(三) 二五七
- 醫術開業試驗規則中改正 (省)文部第十七號(五) 三三二
- 同上 (省)文部第二十九號(九) 四二五
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗規程中改正 (省)文部第五十號(五) 八九二
- 明治四十年各高等學校入學試驗ニ關スル件 (告)文部第五十二號(五) 八九五
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (省)文部第四十二號(三) 九四
- 教員檢定試驗檢定試驗檢定檢定者中水害ノタメ缺席シタル者大年受檢方 (省)文部第二百三十四號(九) 二五九
- 明治三十七年告示第八十六號(教員檢定試驗檢定者中軍役者クハ之ニ關スル點ニ關スル者試驗檢定規則)廢止 (省)文部第二百三十七號(九) 二九〇
- 醫術開業後期實地試驗施行ノ件 (省)文部第四十號(三) 九四
- 明治四十年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日 (省)文部第七十七號(六) 二八八
- 臨時醫術開業後期實地試驗施行ノ件 (省)文部第七十九號(六) 二八九
- 本年第二回醫術開業試驗、同進州試驗、學說試驗、受檢者水害ノタメ缺席シタル者大年受檢方 (省)文部第二百五十五號(一〇) 二八九
- 臨時醫術開業後期實地試驗施行 (省)文部第二百八十一號(二) 三二九
- 明治四十一年第一回定期醫師試驗施行地及期日 (省)文部第二百八十七號(二) 三三三
- 明治四十一年第一回定期醫師開業試驗施行地及期日 (省)文部第二百八十六號(二) 三三三
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第二十七號(三) 九二
- 同上 (省)文部第六十三號(五) 二二五

- 同上 (省)文部第七十二號(三) 二二五
- 同上 (省)文部第八十二號(三) 二二七
- 同上 (告)文部第二百九號(八) 四四〇
- 明治三十六年文部省告示第三十號(教員無試験檢定ニ關スル指定)中追加 (告)文部第二百六十四號(一〇) 二八九
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ルモノ指定 (告)文部第二百八十五號(二) 三二九
- 東京府宗教大學ノ入學ニ關シ專門學校入學規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第九十九號(三) 三三〇
- 府縣水産試驗場規程中改正追加 (省)農商務第十號(五) 三三三
- 漁獵職員試驗規程中改正 (告)農商務第八十二號(七) 三三〇
- 第四十一回獸醫免許試驗並第三十一回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第七號(二) 三六
- 臺灣總督府通信手試驗規則 (府)臺灣總督第五十號(七) 一六八
- 同上中改正 (府)臺灣總督第九十九號(三) 三〇六
- 臺灣總督府農事試驗場講習生規程制定農事試驗場農事講習生規程、同養蠶講習生規程、臺灣總督府農事試驗場獸醫講習生規程廢止 (告)臺灣總督第二百二十六號(八) 二五〇七
- 關東都督府中央試驗所規程 (府)關東都督第五十五號(一〇) 二五九
- 關東都督府水産試驗場事務取扱場所 (告)關東都督第五十八號(九) 二七三
- 鹿兒島種馬所設置 (省)內閣第四號(八) 二四七
- 九州種馬牧場廢止 (省)內閣第五號(八) 二四七
- 種馬牧場、種馬育成所及種馬所建設工事請負競争者資格ニ關スル件 (省)大藏第三十號(七) 三三八
- 〔種畜種卵、種禽〕
- 種畜種付規則制定種牛牧場種付規則廢止 (省)農商務第十三號(五) 三三四
- 種畜種付規則ニ依リ種付ノ行フ種牛牧場及種牛又ハ種牝豚ノ種類 (省)農商務第一百八號(五) 二〇六
- 種畜種卵種下規程 (省)農商務第一號(一) 一〇
- 種禽種卵種下規程ニ依リ種下クハ種禽及種卵ノ種類及其引渡場所 (省)農商務第三十七號(三) 三三六
- 同上中追加 (省)農商務第二百三十四號(二) 三六八
- 〔輸入、輸出〕
- 關稅定率法輸入稅法中改正 (法)第二十九號(八) 二〇
- 輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法)第二十六號(八) 一六
- 臺灣ニ於ケル特別ノ輸入稅ニ關スル件 (法)第三十號(三) 三一
- 同上施行期日 (勅)第八十五號(三) 二二〇
- 海港檢査並輸入獸類檢査及檢査上管轄外ニ於ケル地方長官ノ職務ニ關スル件 (勅)第九號(一) 一〇

○ 海陸検査及輸入獸類検査及検査ノ執行ニ關シテ 知事ノ職權行使區域ノ件 (省)内務第四號三 四八	○ 明治三十九年勅令第二百六十六號(關稅定率法ニ依 ル肥料ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正前條 (勅)第百五十九號四 三三四	○ 外國馬匹輸入届出方 (閣)第五號七 七	○ 藥劑師、藥種商、製藥者對局方ニ記號セサル藥品製劑 ノ製造輸入發賣方 (省)内務第二十八號二二 五〇〇	○ 煙草專賣局製造葉卷煙草及輸入製造煙草ノ賣渡價格 (省)大藏第四十七號三 二〇三	○ 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於 テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)改正 (勅)第三百三十號二〇 四四二	○ 同上中改正 (勅)第三百四十號二二 四四五	○ 輸出製造煙草買受代金延納ニ關スル件 (勅)第百六十五號四 二二〇	○ 明治三十四年法律第十號施行規則第七條中改正 (勅)第二百六十三號七 三二五	○ 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正 (律)第九號二二 一九	○ 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍服製造業車 物品輸送手續)中改正 (告)陸軍第十二號六 二七五	○ 海軍軍人軍服製造業車物品輸送手續中改正 (告)海軍第十二號二二 二七〇	○ 統監府鐵道管理局各局ノ清國安東縣州五間區各 物運轉輸送取扱方 (府)統監第三十七號二二 二〇五	○ 學術事業促進會授與式施行手續改正 (達)海軍第百二十六號二二 二二〇	○ 會計法行政執行法治安警察法、新聞紙條例、出版法 及實地取締法ヲ修訂スルニ施行スルノ件 [出版] (勅)第九十五號三 一三三	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第一號二 一	○ 同上 (省)内務第二號二 一	○ 同上 (省)内務第四號二 二	○ 同上 (省)内務第五號二 二	○ 同上 (省)内務第六號二 二	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第十一號三 七六	○ 出版物四種同種以上 (省)内務第十三號三 七六	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第十四號三 七六	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第十五號三 七七	○ 同上 (省)内務第二十號三 一九〇	○ 同上 (省)内務第二十八號三 一九三	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第三十號三 一九三	○ 出版物四種同種以上 (省)内務第三十四號三 一九五	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第三十七號三 一九六
---	---	-----------------------	---	--	---	-------------------------	------------------------------------	--	------------------------------	---	---------------------------------------	--	--------------------------------------	--	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------	----------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

○ 同上 (告)内務第四十一號四 四二〇	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第八十七號八 四九九
○ 同上 (告)内務第四十三號四 四二〇	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第九十二號八 四四〇
○ 同上 (告)内務第四十八號四 四二三	○ 同上 (省)内務第九十四號八 四四三
○ 同上 (告)内務第五十四號四 四三五	○ 出版物八種同種以上 (省)内務第九十五號八 四四四
○ 同上 (告)内務第五十六號四 四三五	○ 出版物三種同種以上 (省)内務第九十六號八 四四四
○ 同上 (告)内務第五十七號五 八六九	○ 出版物七種同種以上 (省)内務第一百號九 二二六
○ 同上 (告)内務第五十九號五 八七〇	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第一百七號二〇 二八七
○ 同上 (告)内務第六十號五 八七二	○ 同上 (省)内務第一百四號二〇 二八七
○ 出版物二種同種以上 (告)内務第六十一號五 八七二	○ 出版物八種同種以上 (省)内務第一百九號二〇 二八七
○ 出版物一種同種以上 (告)内務第六十二號五 八七二	○ 出版物二種同種以上 (省)内務第一百十號二〇 二八七
○ 出版物四種同種以上 (告)内務第六十五號五 八七九	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第一百十三號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第六十七號五 八八〇	○ 出版物三種同種以上 (省)内務第一百十四號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第六十八號五 八八〇	○ 出版物一種同種以上 (省)内務第一百十五號二〇 二八九
○ 出版物二種同種以上 (告)内務第六十九號五 八八一	○ 同上 (省)内務第一百十四號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第七十號六 二二六	○ 同上 (省)内務第一百十五號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第七十一號六 二二七	○ 同上 (省)内務第一百十六號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第七十二號六 二二七	○ 同上 (省)内務第一百十七號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第七十三號六 二二七	○ 同上 (省)内務第一百十八號二〇 二八九
○ 出版物一種同種以上 (告)内務第七十五號六 二二八	○ 同上 (省)内務第一百十九號二〇 二八九
○ 出版物三種同種以上 (告)内務第七十三號六 二二八	○ 同上 (省)内務第二十號二〇 二八九
○ 出版物二種同種以上 (告)内務第八十三號六 二二八	○ 同上 (省)内務第二十一號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第八十四號六 二二八	○ 同上 (省)内務第二十二號二〇 二八九
○ 出版物一種同種以上 (告)内務第八十五號六 二二八	○ 同上 (省)内務第二十三號二〇 二八九
○ 同上 (告)内務第八十六號六 二二九	

○同上 (告)内務部百二十七號(三三三六六)

○同上 (告)内務部百二十八號(三三三六六)

○同上 (告)内務部百二十九號(三三三六七)

○同上 (告)内務部百三十號(三三三六七)

○同上 (告)内務部百三十一號(三三三六七)

○同上 (告)内務部百三十二號(三三三六七)

○同上 (告)内務部百三十四號(三三三六八)

○同上 (告)内務部百三十五號(三三三六八)

○明治三十二年告示第二十一號(學務課出版圖書拂下
定價)中追加
(告)臺灣總督府第五十七號(四) 八五九

○同上 (告)臺灣總督府第八十三號(六) 二六七

〔出港稅〕
○臺灣輸出稅及出港稅規則中改正 (律)第九號(二) 一九

〔出獄人〕
○出獄人保護事業獎勵費下付出願方 (告)司法第六十四號(二〇) 二八九

〔出漁〕
○遠洋出漁者注意事項ノ件 (訓)農商務第十一號(五) 一三一

○露領沿海州出漁ニ關スル報告事項 (訓)農商務第十四號(五) 一三三

〔出品〕
○美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限 (告)文部部百二十七號(七) 二九九

○第一回美術展覽會出品點數及物品輸入制限 (告)文部部百六十號(二〇) 二八九

〔銃〕
○三八式及三十年式銃用彈藥筒ノ制式改正 (通)陸軍第五十四號(九) 一六七

○野砲小銃及拳銃射擊規則 (通)海軍第六十七號(六) 一三五

○明治二十三年達第二百八十五號(下)士卒拳銃射擊ノ件(廢止) (通)海軍第六十八號(六) 一四一

〔銃砲〕
○明治三十二年告示第九十一號(銃砲商火藥商定員)中改正 (告)内務部百二十四號(三) 一九一

〔銃隊〕
○銃隊教練實施ニ關スル件 (通)海軍第三十四號(四) 六八

〔銃砲〕
○銃砲取締規則中追加 (府)臺灣總督府第三十六號(六) 一九一

〔住宅費〕
○市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程 (省)文部部百三十號(六) 四三九

〔戎器〕
○治安警察法ニ依リ戎器其他ノ物件携帶禁止 (省)内務部九號(五) 二二九

〔囚人〕

○裁判所臺灣總督府法院 統監府法院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件制定明治三十三年勅令百七十四號 (裁判所及臺灣總督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)廢止 (勅)第二百九十二號(九) 三七五

○明治二十六年內務省訓令第二十九號(名簿原簿囚人自分帳在監人名目録放免簿簿出監簿死亡帳假出獄票樣式)中改正 (訓)司法第一號(二) 一

○囚人及刑事被告人押送規則 (府)關東都督第六十七號(二) 二八五

〔衆議院〕
○貴族院衆議院守衛定員及給與令 (勅)第六十二號(三) 一〇一

○明治三十四年省令第二十九號衆議院議員選舉人名簿樣式)中改正 (省)內務部百十號(五) 二三四

〔宿直〕
○判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方ヲ定メ明治二十四年達第六十二號(同件)ヲ廢ス (通)海軍第十八號(三) 四四

〔宿料〕
○陸軍監獄看守宿料支給細則第一條中追加 (通)陸軍第三十號(四) 六一

〔宿舍〕
○統監府及所屬官署職員宿舍料ノ件 (勅)第四百四十九號(四) 二二七

〔主計〕
○統監府及所屬官署職員ノ俸給手續及宿舍料前金支ノ件 (勅)第五百十號(四) 二二七

〔主計〕
○海軍經理學校條例制定海軍主計官條例廢止 (勅)第三百三十八號(四) 一九九

○明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒、主計候補生、志願者召集手續 (省)陸軍第十四號(六) 三九七

○主計候補生經理學校分道中級留學生ノ貸與スル件 (通)陸軍第一號(二) 一

○明治四十年入隊ノ主計候補生入校期日 (通)陸軍第四十七號(七) 二八九

○明治四十一年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (省)陸軍第二十二號(六) 三三七

○海軍中主計海軍少主計海軍少主計候補生採用規則 (省)海軍第十號(七) 四四七

○定海軍少主計候補生採用試驗規則廢止 (省)海軍第七號(六) 二二八

○海軍中少主計採用ノ件 (省)海軍第七號(六) 二二八

○海軍少主計候補生採用ニ付中出願方 (省)海軍第十一號(六) 二二八

〔守衛〕
○貴族院衆議院守衛定員及給與令 (勅)第六十二號(三) 一〇一

〔酒造〕
○臺灣酒造稅規則 (律)第六號(九) 九

- 臺灣酒造稅規則施行規則 (府)臺灣總督第八十號(一〇)三三三
- 臺灣酒造稅規則施行規則 (府)臺灣總督第七十九號(一〇)三三三
- 臺灣總督第七十九號(一〇)三三三
- 明治三十四年法律第十號施行規則第七條中改正 (勅)第二百六十三號(七)三五五
- 工業用酒精稅規則中改正 (律)第十號(二)三〇〇
- 酒類
- 監督藥品經理規程改正 (達)海軍第二十七號(四)六六五
- 同上中改正 (達)海軍第三十號(四)六六四
- 同上削除 (達)海軍第八十三號(七)二六一
- 同上 (達)海軍第八十四號(七)二六一
- 同上 (達)海軍第九十一號(八)二六四
- 同上 (達)海軍第九十九號(一〇)二〇〇
- 樺太九脊古丹需品支取設置 (達)海軍第五十四號(四)一〇六
- 監督需品中兵器ニ編入ノ物件 (達)海軍第一百十一號(一〇)二〇一
- 巡査
- 統監府、關東都督府及樺太等在勤巡査、看守及女監取締ノ退還料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第四十九號(五)二二五
- 明治四十年法律第四十九號ヲ適用セサル巡査、看守及女監取締ニ關スル件 (勅)第八十九號(五)二六三
- 郵政、看守退還料及遺族扶助料法施行令第二條中追加 (勅)第九十號(五)二六三
- 外國在勤警部巡査任用及支給規則第十一條中改正 (勅)第二百八十七號(八)三六九
- 明治三十九年勅令第二百二十八號(統監府及理事廳巡査ノ任用及支給ニ關スル件)同年勅令第二百二十九號(統監府及理事廳警部巡査ノ任用及支給ニ關スル件)及明治四十年勅令第二百五十四號(統監府巡査駐在所敷設切ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二號(五)三八五
- 統監府巡査駐在所敷設切ニ關スル件 (勅)第五百四十四號(四)三三〇
- 統監府及理事廳巡査給與品及貨品規則中改正追加 (府)統監第二十一號(五)一〇七
- 臺灣總督府巡査看守ノ給與ニ關スル件ヲ定メ、臺灣總督府巡査及看守手當支給規則及明治三十一年勅令第二百二十號(巡査看守俸給令ハ臺灣總督府巡査及看守ニ適用スルノ件)ヲ廢ス (勅)第二百九號(五)二八五
- 臺灣總督府巡査俸給令改正 (勅)第二百十號(五)二八四
- 臺灣總督府、統監府及理事廳巡査ニ關東都督府ノ巡査及判任待遇監獄職員等ノ懲戒ニ關スル件 (勅)第二百九十三號(五)三五七
- 臺灣總督府巡査、巡査補及判任待遇監獄職員懲戒規程 (府)臺灣總督第七十四號(九)三三二
- 明治三十九年勅令第二百三十一號(關東都督府巡査看守ノ任用及給與ニ關スル件)中改正 (勅)第三百四十五號(三)四六六

- 關東都督府巡査看守手當支給規則別表中改正 (府)關東都督第六十九號(二)二九二
- 樺太總巡査ノ在勤手當、給與品及貨品ニ關スル件 (勅)第二百二十四號(四)二六三
- 樺太ニ於ケル巡査ノ配置及勤務ニ關スル件 (勅)內務第三號(四)八一
- 浚渫費
- 明治四十年度以後安平港浚渫費トシテ濰南管内管業者増稅ノ件 (府)濰南總督第二十二號(四)七三
- 敷地
- 旅順新支那市街龍河右岸及海市街貨座敷營業用敷地貸付條件及料金徴收規則 (府)關東都督第七十號(三)三〇六
- 私書函
- 郵便私書函貸與規程第四條中追加 (告)逓信第四百四十一號(七)二四九
- 明治三十三年告示第八十一號(郵便私書函使用料)中追加 (告)逓信總督第六十八號(五)二二五
- 郵便私書函貸與規程ノ郵便私書函使用料 (告)關東都督第三十八號(六)二三七〇
- 私費
- 明治三十一年省令第四號(師範學校私費生規則及師範學校私費卒業生服務年限ノ件)廢止 (省)文部第十二號(四)一七〇
- 待從職
- 宮内省官制制定明治二十二年宮内省第十號(同件)同二十三年同第十八號(待從職事務設置及官制)同三十七年同第三號(內務局官制)及同三十九年同第十四號(內務省臨時職員廢止)廢止 (皇)第三號(二)九
- 人員
- 明治三十九年陸軍第八十號(明治四十年陸軍大學校學生入學人員及試驗科目)中改正 (達)陸軍第五十號(七)一五九
- 明治四十一年召募士官候補生、士官候補生、中央幼年學校理科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告)陸軍第二十二號(九)二五七
- 人力車
- 人力車營業取締規則第十九條中追加 (府)關東都督第三十四號(六)二六一
- 人口
- 府縣郡市町村ノ人口及議員配當ノ件制定明治三十二年省令第十七號(府縣會議員ノ配當ニ關スル件)、同第十八號(郡會議員ノ配當ニ關スル件)及同第五十八號(市町村制規定ノ人口調査告示ノ件)廢止 (省)內務第二十二號(八)三五五
- 人名簿
- 明治三十四年省令第二十九號(衆議院議員選舉人名簿格式)中改正 (省)內務第十號(五)二二四

- 清國吉林省哈爾濱二帝國總領事館設置 (告)外務第二號(三) 一八九
- 清國吉林省吉林二帝國領事館設置 (告)外務第五號(三) 一八九
- 在清國上海帝國總領事館南京分館附設南京帝國領事館開館 (告)外務第二十一號(二〇)二八七五
- 日清間大連海關設置ニ關スル協定 (告)外務第十三號(六)二四九
- 日清間新奉及吉長鐵道ノ件ニ關スル協約ノ件 (告)外務第八號(五) 八六三
- 明治三十九年告示第八百六十九號(清國內及樺太ニ中央金庫常設派出所設置ノ件)中削除小樽本金庫所 恩樺太支金庫設置 (告)大廳第八八號(六)二六九
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則第四條改正 (達)陸軍第二十四號(三) 四〇
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則中改正追加 (達)陸軍第三十五號(四) 六二
- 臺灣、樺太、朝鮮、滿洲及北清在動ノ軍人軍屬家族旅行許可ニ關スル件ヲ定メ明治三十九年陸軍第四十一號(當分ノ内滿洲及樺太在動ノ軍人軍屬武官ハ家族ヲ携行スルヲ得サル件)廢止 (達)陸軍第二十九號(四) 六〇
- 明治三十九年陸軍第四十九號(在臺灣、樺太、清國、韓國ノ國境附近下土兵卒ノ兵籍及身上異動ニ關スル取扱準據方)中改正 (達)陸軍第七十五號(二)二〇八
- 清國政府派遣學生監督員ノ件 (告)文部第二十四號(二) 三三
- 清國駐在製鐵所官吏給與細則第二條改正 (省)農商務第五號(三) 一一八
- 清韓小包郵便規則中改正追加 (省)逓信第十一號(五) 一五四
- 清韓小包郵便規則中改正 (省)逓信第四十六號(六) 四六二
- 清國老嶺山外三番野燈臺在動官吏加給支給額 (省)逓信第二十三號(五) 二九九
- 明治三十九年省令第四十六號(木邦發滿洲、滿洲發樺太宛者ハ滿洲内發者ノ小包郵便物ニ清韓小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セサル件)中追加 (省)逓信第十六號(四) 二〇五
- 同上中改正 (省)逓信第二十八號(六) 三二二
- 統監府鐵道管理局各驛ノ清國安東縣相互間旅客荷物運送取扱方 (府)統監第三十七號(六) 二〇五
- 清韓小包郵便物、韓國内郵便物所ニ寄附及附託納付期間 (府)統監第三十八號(二〇) 三三二
- 真言宗本山松王護國寺、同大木山興濟寺、同勸修寺、同慶心院各分靈獨立管長別置許可 (告)內務第二百六十六號(三)三六六
- 海軍文官進級規程修改規則中改正 (達)海軍第七十八號(七) 一六〇

(進級)

- 海軍文官進級規程修改規則中改正 (達)海軍第七十八號(七) 一六〇

(進水)

- 内地私立遊樂所ニ於テ建造セシメタル軍艦進水手續 (達)海軍第九十二號(八) 一六四

(神職)

- 官吏待遇者ノ警戒ニ關スル件制定神職警戒令及明治三十二年勅令第三百四十九號(公立學校職員ノ警戒ニ關スル件)廢止 (勅)第三百七十七號(五) 二四六
- 明治三十九年勅令第二十四號(官國幣社經費ニ關スル件)施行期日 (勅)第一號(二) 一
- 培國神社臨時大祭ニ付キ休暇ノ件 (告)內閣第一號(四) 二一九
- 官國幣社會計規則改正明治十年乙第四十六號(官國幣社常用品中官費社費區分)同乙第四十七號(官國幣社官費箇所ヲ定ムル件)同乙第五十七號(官國幣社非常豫備金方法及社入金遺跡定期)同三十六年勅令第九號(本號ト同伴)廢止 (省)內務第一號(二) 一
- 官國幣社會計規則第五條改正 (省)內務第六號(四) 一五〇
- 神社寺院佛堂境内地使用取捨規則第一條中改正 (省)內務第八號(四) 一五三
- 官國幣社各社共通金ヲ以テ修繕費ヲ支拂スル器物ノ種類 (勅)內務第一號(二) 一
- 神社儀式行作法 (告)內務第七十六號(六)二二八
- 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死者クハ戰傷後死歿タル軍人軍屬培國神社へ合祀ノ件 (告)陸軍三月二十六日(三)二〇八

ヒノ部

- 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死者クハ戰傷後死歿タル軍人軍屬培國神社へ合祀ノ件 (告)陸軍第七號(四) 四四二
- 同上 (告)陸軍第八號(四) 四四八
- 明治三十七八年戰役ニ於テ死亡シタル軍人軍屬等培國神社合祀未済者届出方 (告)陸軍第十六號(五)二一八
- 明治三十七八年戰役ノ業務ニ從事シ傷疾病等ニ因リ死歿シタル者培國神社へ合祀ノ件 (告)海軍第五號(四) 六七八
- 官幣大社滋養神社例祭當日參列者資格 (告)滋養神社例祭日參列者資格 (告)滋養神社例祭日參列者資格 (告)滋養神社例祭日參列者資格
- 官幣大社滋養神社大祭ニ付キ東北朝鮮領所屬臨時祭壇出張所設置 (告)滋養神社例祭日參列者資格 (告)滋養神社例祭日參列者資格 (告)滋養神社例祭日參列者資格
- 陸軍文官進級規程修改規則中改正 (勅)第十號(二) 一四

(費用)

- 在外公使費用條例中改正 (勅)第十號(二) 一四

- 同上 (勅)第二百八十六號(八) 三六八
- 在外公館費用條例施行細則中改正 (省)外務第五號(六) 二六〇
- 癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨、追徴及買給ニ關スル件 (勅)第二百六十二號(七) 三三三
- 領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ關スル規程第二條中追加 (省)外務第六號(七) 三二六
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方指定)中追加 (告)外務第一號(二) 一
- 同上 (告)外務第九號(五) 八六六
- 歐亞陸防費用負擔區分中改正(府)臺灣總督第七十號(八) 二〇〇
- 大連水道維持費用負擔額改正 (府)關東都督第三十五號(六) 一六一
- 明治三十八年勅令第二百二十七號ニ依リ罰金等ノ費用ヲ收入印紙ヲ以テ納付セシムル場合ノ様式 (訓)統監第十二號(五) 一四九
- [肥料] 明治三十九年勅令第二百六十六號(關稅定率法ニ依ル肥料ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正前條 (勅)第二百五十九號(四) 三三四
- [日附印] 官幣大社臺灣神社大祭紀念ノタメ、二郵便便局ニ於テ特殊日附印使用 (告)臺灣總督第四百十七號(二〇)三二四八

- [埠圳] 埠圳改良ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件 (勅)第二百二十二號(四) 一六〇
- 臺灣公共埠圳聯合會規則 (府)臺灣總督第六十四號(八) 一九八
- [病院] 病院船ニ關スル條約 (條)第一號(五) 一
- 帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件 (勅)第九十四號(五) 二六七
- 帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官兼其職務停止ノ件 (達)陸軍第四十號(五) 二二五
- 陸軍現役衛生部將校相當官ニシテ帝國大學醫科大學教授又ハ赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ軍所屬ノ定員外トス (達)陸軍第三十八號(六) 一一五
- 海軍現役軍醫官及副官ニシテ帝國大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ軍所屬ノ定員外トス (達)海軍第六十四號(五) 一一二
- 海軍病院條例中改正 (勅)第九十五號(五) 一六八
- 同上 (達)海軍第七十二號(六) 一四二
- 明治三十七年和蘭國海牙ニテ開辦セラレタル病院船ニ關スル最終決議書 (告)外務第十二號(五) 八六八
- 明治四十年度中斷皮膚病院條例ニ依ル治療費定額 (達)陸軍第二十號(五) 三三

- [評定官] 明治二十三年勅令第百一十一號(行政裁判所評定官ノ員數及職務ノ件)第一條中改正 (勅)第二百二十九號(四) 一六七
- [被服] 騎兵下士以下ノ三十三年製被服ノ内略服ニ限リ袖章等ヲ除去スルヲ得ル件 (達)陸軍第二號(二) 一
- 明治三十四年達第二十六號(海軍下士卒被服物品點檢ノ件)中改正 (達)海軍第八號(二〇) 一九九
- [被告] 裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件制定明治三十三年勅令第百七十四號(裁判所及臺灣總督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)廢止 (勅)第二百九十二號(九) 三七五
- 囚人及刑事被告人押送規則 (府)關東都督第六十七號(二) 二八五
- 匪徒刑罰令ニ掲ケタル犯罪被告事件審判ノタメ臨時法院開設 (府)臺灣總督第七號(三) 二九六
- 明治四十年府令第百七號廢止 (府)臺灣總督第百十七號(三) 三〇五
- [引換] 國際返信切手券ハ郵便局ニ於テ賣捌及引換ヲ爲ス (省)逓信第四十五號(九) 四五一

- 國際返信切手券賣捌及引換方 (府)統監第三十九號(二〇) 三三三
- [秘書] 內大臣府官制制定明治十八年太政官達第六十八號(內大臣並ニ宮中顧問官及內大臣秘書官官制)及同二十三年宮內省達第二十三號(文書秘書官官制)廢止 (達)第四號(二) 一〇
- [非常] 官制社會計規則改正明治十年乙第四十六號(官制社會計用品中官費社會費區分)同乙第四十七號(官制社會計用品所定タル件)同乙第五十七號(官制社會計非常豫備金方法及社入金道標定則)同三十六年勅令第九號(本號)同件、廢止 (省)內務第一號(二) 一
- [美術] 美術展覽會規程 (告)文部第百七十二號(八)二八四
- 美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限 (告)文部第百二十七號(七)二九三
- 美術審査委員會官制 (勅)第二百二十號(五) 二九三
- 第一回美術展覽會規程 (告)文部第百二十三號(七)二九〇
- 第一回美術展覽會開會 (告)文部第百二十三號(七)二九〇
- 第一回美術展覽會事務所設置 (告)文部第百二十八號(六)二九八
- 同上移轉 (告)文部第百四十三號(九)二九三
- 第一回美術展覽會出品額出及物品輸入期限 (告)文部第百六十號(二〇)二八九

第一回美術展覽會會期及位置

(告) 文部第二十六十五號(一〇) 一八九九

(品位)

○造幣地金及成貨受渡順序並ニ金銀地金精製及品位取明取取順序廢止 (告) 大藏第七十一號(一〇) 一八八一

○造幣地金及成貨受渡並ニ精製地金品位取明取取順序 (告) 大藏第七十二號(一〇) 一八八一

(品評會)

○博覽會共進會等ニ關スル報告規程制定明治三十二年農商務省令第五號(出品區域一郡市以上ニ涉ル博覽會共進會品評會等ヲ開設シタルトキ報告事項) 件廢止 (訓) 農商務第二十三號九 三三三

(牝馬) ○タノ部種馬ノ項ニ屬ス

七ノ部

(模範)

○統監府勸業模範場官制廢止 (勅) 第六十九號(三) 一〇六

(戻稅)

○輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法) 第二十六號(三) 二六

○明治三十四年法律第十號施行規則第七十條中改正 (勅) 第二百六十三號七 三四五

○工業用酒精戻稅規則中改正 (律) 第十號(二) 二〇

(木材)

○帝國大學資金並學校及圖書館資金所屬森林原野並產物特別處分規則ニ依リ所屬森林ノ主產物ヲ隨意契約ニ依リ賣拂フコトヲ得ル木材業者ノ資格 (省) 文部第二十五號(八) 三六一

(門標)

○明治三十九年訓令第四號(理事廳警察及警察分署門標ニ關スル件) 中加除 (訓) 統監第九號(四) 二二三

(文部)

○臨時文部省及帝國大學ニ技師技手ヲ置クノ件 (勅) 第二百十五號(五) 一八九

○文部省直轄諸學校官制中改正加除 (勅) 第二百四十六號(六) 三一九

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正加除 (勅) 第二百四十七號(六) 三二三

○文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中改正加除 (勅) 第二百四十八號(六) 三三三

七ノ部

(生徒)

○陸地測量部修技所生徒募集規則中改正 (省) 陸軍第六號(四) 一五五

○明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校預科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召集事項 (省) 陸軍第十四號(九) 三九七

○明治四十一年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校預科生徒、地方幼年學校生徒、人員及志願者心 (省) 陸軍第二十二號(九) 三九七

○師範學校生徒募集規則廢止 (省) 文部第十二號(四) 一七〇

○臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者ノ他ノ學校(入學)ニ關スル規程 (省) 文部第三十五號(二) 四九三

○學事狀況ニ關スル報告中職員及生徒兒童數中報方 (訓) 統監第十八號(九) 三三四

○明治三十二年訓令第四號(師範學校生徒ニ退學ヲ命スルトキ學費ヲ償還セシムル件) 同二十四年訓令第七號(師範學校ニテ支給スヘキ生徒ノ學費積目及支給方ノ件) 廢止 (訓) 文部第七號(四) 一〇〇

○陸地測量部修技所生徒募集 (達) 陸軍第二十五號(三) 一八〇

○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式改正 (達) 海軍第五十九號(五) 一一九

○陸軍戶山學校軍樂生徒召集 (告) 陸軍第三號(二) 一〇

○海軍兵學校及海軍機關學校生徒志願者心得 (告) 海軍第一號(二) 一

○明治三十六年告示第十五號(陸軍中央幼年學校本科生徒入學期日及納金ニ關スル件) 中改正 (告) 海軍第五號(三) 二〇八

○明治四十年度工業、商業及農業教員養成所ニ募集スヘキ生徒員數 (告) 文部第六十五號(三) 二二三

○韓國居留民團體區ノ小學校生徒他ノ學校(入學)ニ關スル認定指定ノ件 (告) 文部第七十三號(三) 二二五

(整度)

○發度射擊規則ニ依リ供給ヲ受クルマナ各艦ニ於テ道立ノ照尺改正表編成使用方 (達) 海軍第三十六號(四) 六六

(整理)

○臨時國債整理局官制第二條中改正 (勅) 第一百十一號(四) 一五三

○明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理)ノタメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ缺米ニ駐在セシムルノ件) 中追加 (勅) 第一百十四號(三) 一五五

○臺灣永代債地整理規則 (省) 陸軍第十四號(九) 三九七

○臺灣永代債地整理規則施行規則 (省) 陸軍第十四號(九) 三九七

○臺灣總督府所屬郵便局貯蓄金、出納官吏ニ於テ取扱フ一四銀貨及臺灣銀行券出納計算整理手續中改正 (訓) 大藏第三號(五) 二五

○陸軍兵學校及海軍機關學校生徒志願者心得 (達) 陸軍第三十七號(五) 二二五

○製茶稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○臺灣總督府所屬郵便局貯蓄金、出納官吏ニ於テ取扱フ一四銀貨及臺灣銀行券出納計算整理手續中改正 (省) 內務第二十八號(三) 二〇〇

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

○製糖稅則施行規則制定前ノ同規則廢止 (府) 臺灣總督第一號(三) 一七

- 清國駐在製鐵所官定給與細則第二條改正 (省)農商務第五號三 二一八
- 製材
- 製材職工定夫規則第五十六條中刪除 (勅)農商務第十二號五 一三三
- 製劑
- 藥劑師、藥種商、製藥者、藥局方ニ配職セサル藥品製劑ノ製造輸入發賣方 (省)內務第二十八號二 五〇〇
- 製絨
- 千住製絨所據置運轉資本增加ニ關スル件 (法)第十六號三 一五
- 稅務
- 稅務監督局官制中改正 (勅)九十一號三 二二六
- 稅務官制中改正 (勅)第九十二號三 二二七
- 同上 (勅)第三百二十五號二〇 四三七
- 明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法)ノ施行ニ關シ間接國稅則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フノ官吏指定ノ件)中改正 (勅)第四十七號三 七三
- 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務局、煙草專賣局書記、模範事務局及鹽務局屬ノ俸給ニ關スル件)中改正 (勅)第三百六號九 三九六

- 明治二十六年勅令第九十六號(野幌、北海、釧路、府縣稅務監督局、稅務署、煙草專賣局模範事務局屬事務官任用官中月俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)中改正 (勅)第三百十號九 一五九九
- 煙草專賣法、製藥法、製劑法、製藥法、製藥法違反事件ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法)ノ施行ニ關シ間接國稅則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フノ官吏指定ノ件)同三十八年勅令第三百三十六號(間接國稅則者處分法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フノ官吏ノ件)ノ停止 (勅)第三百十一號九 一五〇〇
- 加古川稅務署移轉 (省)大藏第四號二 五
- 四谷稅務署移轉 (省)大藏第十號二 七
- 中村稅務署及撫養鹽務局管内中村出張所移轉 (省)大藏第二十四號三 八四
- 杉木稅務署移轉 (省)大藏第四十三號三 二〇〇
- 大原稅務監督局及大原鹽務局移轉 (省)大藏第四十九號三 二〇五
- 上市稅務署移轉 (省)大藏第五十五號三 二〇五
- 福岡稅務署移轉 (省)大藏第五十九號三 二〇七
- 函館稅務署移轉 (省)大藏第六十六號三 四三七
- 錦田稅務署移轉 (省)大藏第六十七號三 四三七
- 四谷稅務署移轉 (省)大藏第六十八號三 四三七
- 佐賀稅務署移轉 (省)大藏第七十九號三 四三七

- 下關稅務署移轉 (省)大藏第八十一號四 四四二
- 松江及今市稅務署移轉 (省)大藏第八十二號四 四四二
- 笠間稅務署移轉 (省)大藏第八十三號四 四四二
- 岩村田稅務署移轉 (省)大藏第九十號五 八八三
- 宗道稅務署移轉 (省)大藏第九十四號五 八八五
- 佐伯稅務署及熊本鹽務局管内佐伯出張所移轉 (省)大藏第九十九號五 八八七
- 須賀川稅務署移轉 (省)大藏第一百號五 八八九
- 千葉稅務署移轉 (省)大藏第一百四號六 二二七
- 八吉稅務署移轉 (省)大藏第一百二十八號七 二二八
- 三春稅務署移轉 (省)大藏第一百三十一號七 二二八
- 西郷稅務署移轉 (省)大藏第一百三十四號八 二四六
- 八代稅務署移轉 (省)大藏第一百四十號八 二四八
- 品川稅務署移轉 (省)大藏第一百四十八號九 二五九
- 福知山稅務署移轉 (省)大藏第一百五十二號九 二五九
- 今治稅務署移轉 (省)大藏第一百五十八號九 二五三
- 板橋稅務署移轉 (省)大藏第一百六十三號九 二五三
- 劍路稅務署移轉 (省)大藏第一百七十號一〇 二八一
- 伊丹稅務署移轉 (省)大藏第一百七十六號一〇 二八一
- 三島稅務署移轉 (省)大藏第一百七十七號一〇 二八七
- 藤枝稅務署移轉 (省)大藏第一百八十四號一二 二五八
- 今治稅務署移轉 (省)大藏第一百九十九號一二 二五九
- 大宮稅務署移轉 (省)大藏第一百九十九號一二 二五九

- 釧路稅務署移轉 (省)大藏第一百九十九號一二 二六八
- 篠路稅務署移轉 (省)大藏第二百七號二 三三〇
- 下田稅務署移轉 (省)大藏第二百十號二 三三七
- 麻枝稅務署移轉 (省)大藏第二百十七號二 三三七
- 稅關
- 稅關官制中改正 (勅)第一百號四 一五二
- 釧路總督府稅關官制中改正 (勅)第一百六十九號五 二〇五
- 明治三十二年勅令第六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域)中改正 (勅)第三百三十一號二〇 四四四
- 明治三十二年省令第十四號(稅關公署設置ノ件)中追加 (省)大藏第二十三號六 二七六
- 同上 (省)大藏第二十九號七 二三八
- 同上 (省)大藏第四十九號二 二四九
- 明治三十二年省令第十八號(神戸稅關新築工事及船舶購買ニ關スル號令加入者ノ資格ノ件)中改正 (省)大藏第三十五號九 二七三
- 明治三十四年府令第二十一號(稅關支署ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (府)政務部第三十一號一 二二五
- 明治三十五年府令第七十四號(稅關監督名稱位置)中改正 (府)政務部第四十五號七 一六九
- 關東州租借地稅關規則 (府)關東府第三十八號七 一八〇
- 同上追加 (府)關東府第四十二號八 二〇一
- 同上中改正 (府)關東府第四十四號八 二〇三

- 關東州租借地稅關假規則中改正 (府) 關東都督第五十三號(一〇) 二五八
- 橫濱稅關假置場地區改正 (告) 大藏第九十五號(五) 八八六
- 長崎稅關假置場地區追加 (告) 大藏第九十二號(七) 二七九
- 收入印紙ヲ以テ納付スルコトヲ得ル韓國稅關納付金 (告) 統監第八十一號(六) 二六四
- 稅關監視所設置 (告) 關東都督第八十八號(一) 三三三
- 稅關及稅關監視所設置 (告) 關東都督第四十五號(七) 二四三
- (税金)
- 明治三十年訓令第六十五號税金分納及市町村ヘ納付スルキ國稅ニシテ存付狀發付以前上納ニ關スル件改正 (勅) 大藏第十三號(三) 四七
- (成貨)
- 造幣地金及成貨受渡順序並ニ金銀地金精製及品位證明取扱順序廢止 (告) 大藏第七十一號(一〇) 一八八
- 造幣地金及成貨受渡並精製地金品位證明取扱順序 (告) 大藏第七十二號(一〇) 一八八
- (政府)
- 明治三十九年勅令第五十號(韓國政府ニ取用セララルル者ニ關スル件) 中削除 (勅) 第二十號(三) 三三
- 樺太ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル同意契約ノ件 (勅) 第八十四號(三) 二二〇
- 明治二十六年勅令第二百六十一號(政府ノ債務ニ對シテ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル會計上ノ規程) 中改正 (勅) 第三百三十七號(二) 四九〇
- 濟南政府派遣學生監督兼司ノ件 (告) 文部第二十四號(二) 三三
- (制服)
- 關東都督府文官制服總章 (府) 關東都督第十號(三) 四九
- 陸軍軍人外國在留又ハ旅行中公務、公式ニ於テ身分表章ノ外陸軍制服ヲ著用スルヲ得ス (達) 陸軍第五十一號(八) 一六四
- (精製)
- 造幣地金及成貨受渡順序並ニ金銀地金精製及品位證明取扱順序廢止 (告) 大藏第七十一號(一〇) 一八八
- 造幣地金及成貨受渡並精製地金品位證明取扱順序 (告) 大藏第七十二號(一〇) 一八八
- (消防)
- 警察官及消防官制服中改正追加 (勅) 第八號(一) 一四七
- 在役及第一種備ノ職艦並ニ一、二等巡洋艦消防備備ヲ使用シ得ル汽力保持方 (達) 海軍第七十三號(一〇) 二〇一
- (消費)
- 砂糖消費稅法施行規則中改正 (府) 審判總督第九十六號(二) 二八二
- (召集)
- 明治四十一年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告) 陸軍第二十二號(九) 二五七
- 陸軍軍人山學校軍學生徒召集 (告) 陸軍第三號(一) 一〇

- 南滿洲鐵道獨立守備大隊要員トシテ豫備下士卒召集 (告) 陸軍第一號(一) 八
- (召集)
- 帝國議會召集 (詔) 十一月十一日(二) 二
- 陸軍召集條例中改正 明治三十七年勅令第八十三號(戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル臨時召集ニ關スル件) 廢止 (勅) 第三百十四號(九) 四一六
- 明治三十七年勅令第二百三十三號(國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十五號(九) 四二五
- 明治三十八年勅令第五百五十三號(國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十六號(九) 四二六
- 陸軍召集規則中改正 (省) 陸軍第三號(三) 八一
- 明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召集手續 (省) 陸軍第十四號(九) 三九七
- 陸軍召集條例施行細則中改正 明治三十七年省令第十四號(臨時召集ニ關スル件) 廢止 (省) 陸軍第十五號(九) 三九七
- 陸軍召集諸費支出規程中改正 陸軍兵召集諸費支出規程廢止 (省) 陸軍第十八號(一〇) 四六五
- 海軍召集條例施行細則中改正 (省) 海軍第五號(五) 二二六
- 臺灣在鄉陸軍軍人戰時召集規程中改正 (府) 臺灣總督第二十九號(五) 一一一
- 補充兵役步兵ノ教育召集ハ當分行ハス (達) 陸軍第七十二號(一〇) 一九〇
- 近衛師團ニ於テ演習召集及教育召集ヲ施行スル者指定 明治三十二年陸軍第二十八號(演習及教育ノタメ近衛師團ニ召集スル者ノ件) 廢止 (達) 陸軍第八十二號(三) 二五〇
- 陸軍砲兵工長候補者召集 (告) 陸軍第四號(三) 一八七
- (少軍醫) ○ タノ部軍醫ノ項ニ關ス (達) 陸軍第八十二號(三) 二五〇
- (銷却) ○ 國債證券ノ銷却ハコノ部圖價ノ部ニ關ス (燒失)
- 宇都宮地方裁判所管内栃木區裁判所燒失ニ付キ登記事務停止 (告) 司法第十三號(三) 二〇九
- 同上ニ付キ假令移轉 (告) 司法第十五號(三) 二二〇
- 同保存ノ紀錄燒失 (告) 司法第三十三號(五) 八九〇
- 同保存ノ不動產登記簿燒失 (告) 司法第三十四號(五) 八九一
- 浦和地方裁判所管内葛ヶ谷區裁判所保存ノ登記簿燒失 (告) 司法第二十三號(四) 六八八
- 同上保存ノ確定日附簿燒失 (告) 司法第二十四號(四) 六八九
- 福岡地方裁判所管内小倉區裁判所所屬出張所燒失ニ付キ登記事務停止 (告) 司法第三十七號(五) 八九二
- 同上保存ノ不動產登記簿簿燒失 (告) 司法第三十八號(六) 二八〇
- 同上保存ノ確定日附簿燒失 (告) 司法第三十九號(六) 二八一
- 埼玉縣入間郡水谷村戶籍役場保存ノ身分登記簿簿燒失 (告) 司法第九號(三) 九〇
- 同村役場備付ノ出入寄附簿燒失 (告) 司法第十號(三) 九一
- 千葉縣君津郡波岡村戶籍役場保存ノ身分登記簿簿燒失 (告) 司法第十六號(三) 二二〇

- 千葉縣君津郡波岡村役場備付ノ出入寄留簿焼失 (告)司法第十七號三三〇
- 愛知縣愛知郡御器所村戸籍役場備付ノ身分登記簿焼失 (告)司法第二十七號四六九二
- 山梨縣東山梨郡加納岩村戸籍役場備付ノ戸籍簿等焼失 (告)司法第二十號四六八七
- 山梨縣東山梨郡加納岩村戸籍役場備付ノ出入寄留簿焼失 (告)司法第二十一號四六八七
- 德島縣美馬郡西祖谷山村戸籍役場備付ノ身分登記簿等焼失 (告)司法第三十號四六九二
- 德島縣美馬郡西祖谷山村戸籍役場備付ノ出入寄留簿焼失 (告)司法第三十一號四六九二
- 宮城縣本吉郡志津川町役場備付ノ戸籍簿等焼失 (告)司法第五十二號九一五三七
- 同役場備付ノ出入寄留簿焼失 (告)司法第五十三號九一五三七
- 高知縣土佐郡朝倉村戸籍役場備付ノ戸籍簿等焼失 (告)司法第五號二二
- 高知縣土佐郡朝倉村役場備付ノ出入寄留簿焼失 (告)司法第六號二二
- 佐賀縣西松浦郡有田町戸籍役場身分登記簿等焼失ニ付キ手續方 (告)司法第六十九號二二二八五
- 佐賀縣西松浦郡有田町役場出入寄留簿焼失ニ付キ届出方 (告)司法第七十號二二二八六
- 船尺) 船度射擊規則ニ依リ供給ヲ受クルマテ各艦ニ於テ適宜ノ船尺改正表編成使用方 (達)海軍第三十六號四六六

- 少主計) ○シノ部主計ノ項ニ關ス (責任)
- 明治三十五年陸軍第六十三號(計算ノ檢査及責任解除委託方ノ件)中改正追加 (達)陸軍第十一號四二二
- 石材) 關東州石材採掘規則 (府)關東都督第五十六號二〇二九
- 赤十字社) 帝國大學內科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸軍現役衛生部將校相續官ニ關スル件 (勅)第百九十四號五二六七
- 陸軍現役衛生部將校相續官ニシテ帝國大學醫學部大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ハ原所屬ノ定員外トス (達)陸軍第三十八號五二二
- 船尺) 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官ノ事務ヲ行ハシムルハキ市町村長及之ニ關スル者指定ノ件)中追加 (省)通信第二十六號六〇二二
- 同上 (省)通信第五十四號二二二四七

- 郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樞ニ施行スルノ件 (勅)第六十四號三二〇三
- 製鐵所所屬船舶乘組員ニ食料及航海日當ヲ支給スルノ件 (勅)第百十五號四一五九
- 外國船舶檢査規則中改正 (勅)二百二十八號六三〇〇
- 明治三十七年勅令第七十九號(海軍特設船舶乘員ノ航海加俸ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三十九號二二四四
- 鐵道船舶檢査規程改正 (省)通信第七號三二二
- 船舶檢査法施行細則中改正 (省)通信第十五號四二〇二
- 同上 (省)通信第四十七號二〇四七
- 船鑑札規則制定従前ノ同規則廢止 (省)通信第二十四號五二二〇
- 船舶通報規則 (省)通信第四十四號四四八
- 船舶檢査規程中改正 (省)通信第五十二號三二二
- 明治三十八年省令第五號(沈没船舶買受ノ競争加入者資格ノ件)及同第六號(沈没船舶引揚請負競争加入者資格ノ件)中追加 (省)海軍第七號五二二七
- 明治三十二年省令第十八號(神戸院關新營工事並ニ船舶購買ニ關スル競争加入者ノ資格ノ件)中改正 (省)大藏第三十五號九三二五
- 港灣出入船舶取締規則中改正 (府)關東都督第四十七號九二二六
- 關東州汽船檢査規則 (府)關東都督第七十三號二二〇七
- 船鑑札規則施行手續制定従前ノ同手續廢止 (勅)通信第一號五二二四

- 明治三十二年省令第二十六號(船檢査手續)廢止 (勅)內務第十六號七二〇一
- 汽船若宮丸外四隻本籍變更 (達)海軍第二十三號四二二
- 汽船影島丸等所管變更 (達)海軍第三十二號四六九
- 汽船弓張丸等除籍 (達)海軍第三十七號四六六
- 明治三十八年海軍第九十號中前除同第二十一號(船檢査符號點附ノ件)廢止 (達)海軍第六十五號六二二
- 汽船若尾丸檢査符號點付 (達)海軍第九十三號八二六
- 難後船隻定期檢査報告方 (達)海軍第四十一號三二二
- 孟買及關貢港ヨリ來航スル船舶ニ對シテ鼠疫除菌ノ件 (省)內務第八十號七二二七
- 明治三十四年省令第九號(廣島灣内ニ危險物沈没中船舶通航等禁止ノ件)附表中追加 (省)陸軍第六號四二二
- 明治三十八年省令第十七號(澎湖列島沿海航船檢査注意ノ件)廢止 (省)海軍第八號七二二八
- 船舶檢査符號點附 (省)通信第十二號二二二
- 同上 (省)通信第九十三號三二二
- 同上 (省)通信第二百五號四二二
- 同上 (省)通信第三百三十六號五二二
- 同上 (省)通信第三百七十二號六二二
- 同上 (省)通信第二百七十三號四二二
- 同上 (省)通信第四百二十五號七二二
- 同上 (省)通信第五百一號八二二
- 同上 (省)通信第五百六十八號九二二

- 同上 (告) 逋信第六百五十四號(一〇三三三)
- 同上 (告) 逋信第七百五十五號(一〇三三三)
- 同上 (告) 逋信第八百二十七號(一〇三四一〇)
- 船舶検査法施行細則第一條中改正追加 (告) 逋信第二十七號(六三三二)
- 陸奥國青森ヲ船舶検査臨時執行地トス (告) 逋信第三十六號(一〇四八)
- 船舶検査臨時執行地指定 (告) 逋信第二百一十一號(三三三五)
- 同上 (告) 逋信第六百三十一號(一〇三〇八四)
- 船舶検査執行地追加 (告) 逋信第九百十七號(一〇三四七)
- 大吹崎船塢兩燈臺船舶通報事務取扱 (告) 逋信第五百九十二號(九二八二四)
- 船舶通報事務取扱設置名 (告) 逋信第八百六十八號(一〇三四八)
- 澎湖列島中ニ危險物沈置ニ付キ船舶通航禁止ノ件 (告) 警務部警第二十三號(三三三三)
- 煙草專賣法中改正 (法) 第十二號(三三三三)
- 同上 (法) 第五十號(三三三三)
- 煙草專賣局官制中改正 (勅) 第二百一十一號(六三九九)
- 專賣局官制制定 煙草專賣局官制、檳榔專賣局官制及鹽務局官制廢止 (勅) 第三百四號(九三三七)
- 專賣局職員特別任用令制定 檳榔專賣局職員特別任用令、煙草專賣局職員特別任用令及鹽務局職員特別任用令廢止 (勅) 第三百八號(九三三七)

- 明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法ノ施行ニ關シテ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏ハ稅務長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件)中改正 (勅) 第四十七號(三三七)
- 專賣特別定額課税及交付金下付規則中改正追加 (勅) 第九號(一〇四八)
- 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務、煙草專賣局書記 檳榔專賣局及鹽務局屬ノ條給ニ關スル件)中改正 (勅) 第三百六號(九三三六)
- 明治三十七年勅令第五百五十五號(煙草專賣局煙草製造所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件)中改正 (勅) 第三百七號(九三三六)
- 專賣局見習員ニ關スル件制定 明治三十七年勅令第六十一號(煙草專賣局見習員ニ關スル件)及同三十八年勅令第二百二十二號(鹽務局見習員ニ關スル件)廢止 (勅) 第三百九號(九三三八)
- 明治二十六年勅令第九十六號(警務、北海關、府縣稅務監督局、稅務署、煙草專賣局、檳榔專賣局、鹽務局判任官中俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)中改正 (勅) 第三百十號(九三三九)
- 煙草專賣法、鹽務法、檳榔專賣法、檳榔油專賣法及事件ニ關スル件制定 明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法)、施行ニ關シテ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏ハ稅務長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件)廢止 (勅) 第三百十一號(九三三九)

- 明治三十三年法律第五十二號(法人ニ於テ租稅及業權專賣ニ關シテ事犯アリタル場合ニ關スル件)ヲ廢止施行 (勅) 第三百十七號(一〇四二九)
- 鹽務法施行細則中改正 (省) 大藏第二號(一〇二〇)
- 煙草專賣局分工場、煙草收納所出張所、煙草製造所分工場名稱、位置中變更 (省) 大藏第十一號(三三三七)
- 煙草專賣法施行細則中改正 (省) 大藏第十九號(三三三四)
- 明治三十七年省令第二十七號(煙草專賣局、業權專賣局、煙草製造所民事訴訟ニ付キ國代表スルノ件)中改正 (省) 大藏第二十號(三三三五)
- 明治三十九年省令第四十八號(煙草專賣局分工場、煙草收納所出張所、煙草製造所分工場名稱位置)中廢止 (省) 大藏第二十一號(三三三六)
- 煙草專賣法第七十五條ニ依リ交付金給付ニ關スル規程 (省) 大藏第二十五號(六三三七)
- 專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出張所、專賣局製造所分工場名稱位置 (省) 大藏第三十七號(九三三四)
- 專賣局、專賣局收納所、專賣局製造所、專賣局販賣所司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國代表 (省) 大藏第三十八號(九三三九)
- 專賣局官吏選票格式制定 組製檳榔、檳榔油專賣法施行細則第二十二條、鹽務法施行細則第三十九條削除及明治三十七年省令第二十二號(煙草專賣局官吏選票格式)廢止 (省) 大藏第三十九號(九三三九)
- 專賣局收納所出張所名稱位置中改正 (省) 大藏第四十三號(一〇四三七)
- 組製檳榔、檳榔油專賣法施行細則中改正 (省) 大藏第四十四號(一〇四三七)

- 專賣局販賣所設置所名稱位置 (省) 大藏第四十六號(一〇四三八)
- 明治三十八年府令第二十三號(食鹽專賣事務取扱店支局ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (府) 濱海總督第一號(三三三九)
- 旅費支給規程制定 明治三十二年勅令第二號(內國稅徵收費支給規程支給方)同三十六年勅令第四十二號(檳榔及檳榔油專賣費支給規程支給方)及同三十八年勅令第二十八號(本號ト同件)廢止 (勅) 大藏第六號(三三三六)
- 明治三十九年勅令第五號(鹽務費科目)中改正 (勅) 大藏第八號(三三三九)
- 明治四十年度煙草專賣局作業輸入品出科目 (勅) 大藏第十號(三三三九)
- 同上 (勅) 大藏第十九號(三三三七)
- 同上 (勅) 大藏第四十一號(一〇三三九)
- 明治四十年度鹽務費費科目追加 (勅) 大藏第四十二號(一〇三三九)
- 煙草專賣局製造業標草及輸入製造煙草ノ賣價價格 (省) 大藏第四十七號(三三三九)
- 鹽務法ニ依リ百斤當貯價價格表改正 (省) 大藏第八十八號(五三八三)
- 煙草專賣法ニ依リ發行ノ國庫債券中回收 (省) 大藏第一百十四號(八二四四八)
- 煙草專賣法ニ依リ發行スル國庫債券ノ格式 (省) 大藏第二百四號(三三三三九)

○ 專賣局門司販賣所位置 (告) 大藏第六百六十四號(九)二五三
 ○ 專賣局名古屋販賣所移轉 (告) 大藏第六百八十五號(三)三二八
 ○ 專賣局小樽販賣所移轉 (告) 大藏第六百九十九號(三)三七七
 ○ 臺灣總督府專賣局布袋嘴支局虎尾製出所設置 (告) 臺灣總督第八十七號(六)二三八
 [選拔]
 ○ 高等學校大學理科入學者選拔試驗規程中改正 (告) 文部第五十號(五)八九二
 [選舉]
 ○ 貴族院伯爵議員補選選舉期日 (詔) 九月十三日(九) 七
 ○ 同上 (詔) 十二月二十七日(三) 一三
 ○ 貴族院子爵議員補選選舉期日 (詔) 十月二日(〇) 九
 ○ 同上 (詔) 十二月二十七日(三) 一四
 ○ 貴族院男爵議員補選選舉期日 (詔) 五月三十一日(六) 三
 ○ 同上 (詔) 十月十八日(〇) 九
 ○ 貴族院多額納稅者議員補選選舉(栃木縣) (詔) 五月九日(五) 一
 ○ 同上(岐阜縣) (詔) 五月十六日(五) 一
 ○ 同上(神奈川縣) (詔) 七月十一日(七) 五
 ○ 同上(東京府) (詔) 九月六日(九) 七
 ○ 同上(熊本縣) (詔) 九月十八日(九) 七
 ○ 同上(愛知縣) (詔) 十月二十六日(〇) 九
 ○ 明治三十四年省令第二十九號(衆議院議員選舉人名簿様式)中改正 (省) 內務第十號(五) 二四

○ 改選後府縣會ニ於テ議長選舉ニ方リ閉會、中止ハ會
 議ノ決議ニ依ルヘキノ件 (省) 內務第二十六號(二) 四九五
 [戰役]
 ○ 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死シ
 タル軍人軍屬等墳墓ニ合祀ノ件 (告) 陸軍三月二十六日(八) 二八
 ○ 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死シ
 タル軍人軍屬等墳墓ニ合祀ノ件 (告) 陸軍三月二十六日(八) 二八
 ○ 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死シ
 タル軍人軍屬等墳墓ニ合祀ノ件 (告) 陸軍第七號(四) 四四二
 ○ 同上 (告) 陸軍第八號(四) 四四八
 ○ 明治三十七八年戰役ニ於テ死亡シタル軍人軍屬等墳
 墓ニ合祀ニ未済者届出方 (告) 陸軍第十六號(七) 二八四
 ○ 明治三十七八年戰役ノ業務ニ從事シ傷病衰弱等ニ因
 リ死シタル者墳墓ニ合祀ノ件 (告) 海軍第五號(四) 六七八
 [戰死]
 ○ 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死シ
 タル軍人軍屬等墳墓ニ合祀ノ件 (告) 陸軍三月二十六日(八) 二八
 ○ 同上 (告) 陸軍第七號(四) 四四二
 ○ 同上 (告) 陸軍第八號(四) 四四八
 [戰時]
 ○ 陸軍召集條例中改正(明治三十七年勅令第八十三號
 (戰時)又ハ事務ノ際ニ於ケル臨時召集ニ關スル件)附
 止 (勅) 第三十四號(九) 四二六

○ 臺灣在郷陸軍軍人戰時召集規程中改正(附錄
 (府) 臺灣總督第二十九號(五) 一一
 ○ 明治二十二年陸軍第六十五號(戰時)ニ於テ陸軍衛生
 部員及衛生ノ事務ニ服スル各兵各部隊員擔架卒(徵
 章)中改正 (陸) 陸軍第二十八號(四) 六〇
 ○ 戰時衛生部所要旗制定(明治二十年陸軍第五十八號
 (戰時)軍醫部所要旗)廢止 (陸) 陸軍第五號(二) 三
 [潛水艇]
 ○ 潛水艇用「ベリスコープ」改稱ノ件 (陸) 海軍第三十五號(四) 六六
 ○ 潛水艇機關日誌教令第四條中改正 (陸) 海軍第八十七號(七) 一六二
 スノ部
 [水兵]
 ○ 三等兵曹及水兵等ノ服制アルモノ、帽徽章ニ配スル
 名稱改定 (陸) 海軍第七十四號(六) 二四六
 [水害]
 ○ 明治三十四年法律第二十七號(水害地方田畑地租免
 除ニ關スル件)中追加 (法) 第四十號(四) 四六
 ○ 教員檢定試驗豫備試驗受験者中水害ノタメ缺席シタ
 ル者次年受験方 (告) 文部第二十三十四號(九) 二五三
 ○ 本年第二回醫術開業試驗、同業州師試驗ノ學說試驗
 受験者水害ノタメ缺席シタル者次年受験方 (告) 文部第二十五十五號(〇) 二八九七

○ 基隆及滬尾水道給水規則第一條中改正 (府) 臺灣總督第十六號(四) 六五
 ○ 旅順及大連水道給水規則 (府) 關東都督第二十一號(二) 一三
 ○ 旅順及大連水道給水規則(大連水道管理規則)明治
 三十九年府令第三十四號(大連水道維持費用負擔額)
 及同四十年府令第二十一號(本條)同件)廢止 (府) 關東都督第七十五號(三) 三三
 ○ 旅順及大連水道公設共用給水規則 (府) 關東都督第七十六號(三) 三三
 ○ 旅順及大連水道給水規則ニ依ル共用給水請求費分
 受取セス (告) 關東都督第二十六號(五) 二二〇
 ○ 旅順及大連水道給水規則ニ依ル形式標識、蓋札及
 取扱所ノ件 (告) 關東都督第二十八號(五) 二二〇
 ○ 旅順及大連水道給水規則及旅順電燈規則ニ關スル事
 務取扱所ノ件 (告) 關東都督第二十九號(五) 二二七
 ○ 旅順及大連水道給水規則及同水道公設共用給水規則
 依ル形式等 (告) 關東都督第六十六號(三) 三三六〇
 ○ 大連水道管理規則中改正 (府) 關東都督第二十三號(四) 一四四
 ○ 大連水道維持費用負擔額改正 (府) 關東都督第三十五號(六) 一六一
 ○ 旅順水道事務所移轉 (告) 關東都督第三十一號(五) 二一八
 ○ 旅順水道給水區域 (告) 關東都督第三十二號(五) 二一八
 ○ 旅順水道供用給水停止時間 (告) 關東都督第三十四號(五) 二一九

○ 旅順市内水道鐵管掃除ニ付手續水等注意 (告) 關東都督第九十五號(二)三三五

〔水雷〕

○ 海軍水雷學校條例制定海軍水雷術練習所條例廢止 (勅) 第三百三十六號(四) 一八一

○ 水雷艇機關日誌教令第四條中改正 (達) 海軍第八十六號(七) 一六二

○ 水電艇第五號除籍 (達) 海軍第四百四號(九) 一七六

○ 水電艇、驅逐艇、水雷艇機關年報 (達) 海軍第四百二十二號(一〇) 二〇五

○ 韓國政府公布浮流水雷拾得者ニ對シ行方ノ件 (告) 統監第九十六號(七) 二四三

○ 浮流水雷ノ取扱方ニ關スル注意 (告) 逓信第五百二十五號(九) 一五七五

○ 在樺太軍隊、軍艦、水雷艇、軍用軍人、軍屬等ヨリ發シ又ハ之ニ宛テ發スル軍事郵便ノ取扱方廢止 (告) 逓信第二百四十九號(四) 八二〇

〔水壓〕

○ 陸上罐定期水壓試驗並ニ鐵道試驗規則 (達) 海軍第四百四十號(二) 二九七

〔水産〕

○ 水産講習所官制第二條中改正 (勅) 第四百四十七號(四) 二二五

○ 水産講習所在外研究生規程 (勅) 第三百二十九號(二〇) 四四一

○ 府縣水産試驗場規程中改正追加 (省) 農商務第十號(五) 二二三

○ 府縣水産講習所規程中追加 (省) 農商務第十一號(五) 二二三

○ 關東都督府水産試驗場事務取扱規程 (告) 關東都督第五十八號(九) 二八七

〔水面〕

○ 明治二十三年訓令第三十六號(官ニ關スル)公有水面埋立ノ出願方(中)第十一條刪除 (訓) 內務第十四號(六) 一五八

○ 明治二十四年訓令第十四號(官有土地水面ニ關スル)處分委任條件(中)改正 (訓) 內務第十八號(七) 二〇一

〔出納〕

○ 國庫出納上一覽未滿ノ端數計算ニ關スル件 (法) 第三十一號(五) 三三

○ 明治四十年法律第三十一號第四條第二項ニ依ル命令ノ件 (勅) 第九十八號(三) 一五六

○ 明治四十年法律第三十一號第七條ニ依リ公共團體ヲ指定スルノ件 (勅) 第二百四十五號(六) 五二八

○ 帝國鐵道管理現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續 (省) 大藏第九號(三) 五〇

○ 統監府鐵道管理局現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續 (府) 統監第三十三號(八) 一八八

○ 地方費ニ關スル輸入輸出外ノ現金ヲ取扱フ出納吏ニ關スル件 (府) 關東都督第七十一號(三) 三〇七

○ 臺灣總督府所屬郵便局爲貯貯金ノ出納官吏ニ於テ取扱フ一圓銀貨及臺灣銀行券出納計算手續中改正 (訓) 大藏第三號(三) 二五

○ 金庫出納事務規程第二十九號中改正 (訓) 大藏第五號(三) 二六

○ 帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金出納手續 (訓) 大藏第九號(三) 二九

○ 作業及鐵道會計金庫出納事務規程第一條中追加 (訓) 大藏第十一號(三) 三七

○ 帝國大學特別會計並ニ學校及圖書館特別會計金庫出納事務規程 (訓) 大藏第十五號(三) 四七

○ 韓國森林特別會計金庫出納事務規程 (訓) 大藏第十六號(三) 六四

○ 關東都督府及樺太廳特別會計規則ニ關ル關東都督府ノ議及議出並ニ樺太廳ノ議及議出ノ出納ニ關スル準據方 (訓) 大藏第十七號(三) 六五

○ 作業會計並ニ海軍工廠資金會計金庫出納事務規程制定作業及鐵道會計金庫出納事務規程及海軍工廠資金議入議出ノ出納取扱方廢止 (訓) 大藏第三十二號(六) 一六〇

○ 帝國鐵道及同用品資金會計並ニ韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程制定帝國鐵道及同用品資金會計金庫出納取扱方、官股鐵道用品資金、鐵道守府造船材料資金、鐵道入議出ノ出納取扱方、帝國鐵道及帝國鐵道用品資金、鐵道入議出ノ出納取扱方、帝國鐵道及同用品資金、鐵道入議出ノ出納取扱方廢止 (訓) 大藏第三十三號(六) 一七七

○ 帝國鐵道及同用品資金會計並ニ韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第四十號(一〇) 三一九

○ 明治三十五年訓令第二十號臺灣官股鐵道用品資金議入議出金出納取扱方並ニ韓國森林特別會計金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第三十四號(六) 一九五

○ 統監府鐵道管理局現金出納官吏ノ取扱フ雜部保管金ニ關スル取扱手續準據方 (訓) 大藏第三十六號(八) 三〇一

○ 學校及圖書館出納事務取扱規程 (訓) 文部第五號(四) 九三

○ 統監府鐵道管理局出納官吏及出納員任令規程中改正 (訓) 統監第五號(四) 一三三

○ 同上 (訓) 統監第二十號(九) 三二七

○ 關東部隊金庫出納規程第十九條中追加 (達) 海軍第二十號(三) 三二

○ 沒收及領戻金議出納規程第一表中改正 (達) 海軍第九十八號(九) 一七五

○ 明治三十六年達第三百三十一號(通常物品出納命令)會計官吏別表(中)改正 (達) 海軍第九十九號(九) 一七六

○ 瀋州郵便取扱所韓國國庫金ノ出納及保管事務ヲ取扱ハス (告) 統監第三號(二) 七一

○ 統監府通信官署韓國國庫金出納受持區域指定表中改正 (告) 統監第三號(二) 七一

○ 同上 (告) 統監第十四號(三) 一七〇

○ 同上 (告) 統監第七十一號(五) 二一〇

○ 同上 (告) 統監第八十五號(六) 二二六

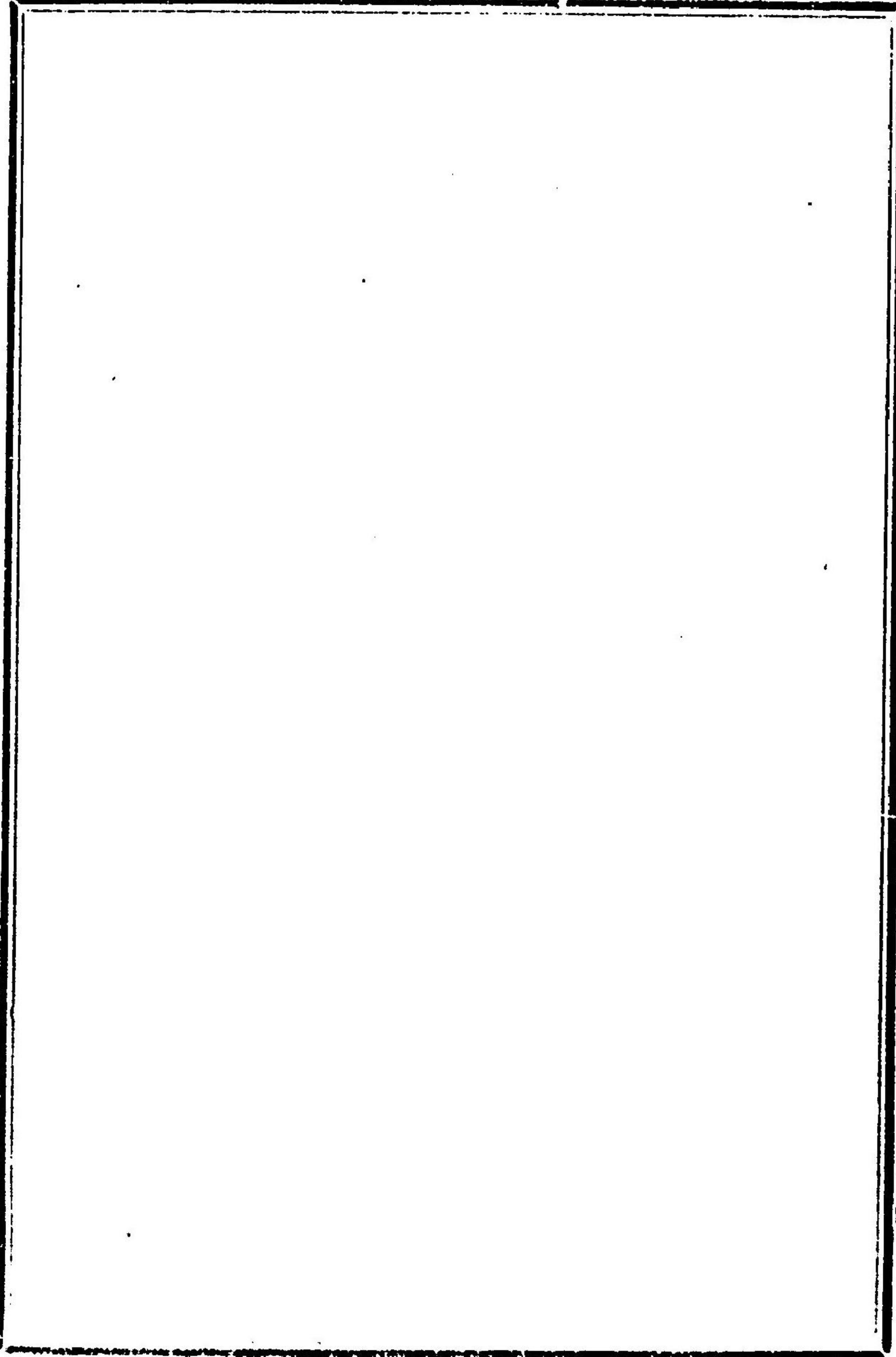
○ 同上 (告) 統監第九十一號(七) 二四二

○ 同上 (告) 統監第一百二十一號(一〇) 三〇四

○ 郵便局及郵便取扱所韓國國庫金ノ出納及保管事務ヲ取扱フ (告) 統監第六十九號(五) 二〇八

○ 永濟浦郵便局同上 (告) 統監第一百五十號(二) 三三九

○ 鏡城郵便局韓國國庫金ノ出納及保管事務取扱ハス (告) 統監第八十六號(六) 二八六



詔書

法令全書目錄

詔書

五月九日	栃木縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	五月	一頁
五月十六日	岐阜縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	五月	一頁
五月三十一日	貴族院男爵議員補闕選舉期日	五月	三頁
七月十一日	神奈川縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	七月	五頁
九月六日	東京府ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	九月	七頁
九月十三日	貴族院伯爵議員補闕選舉期日	九月	七頁
九月十八日	熊本縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	九月	七頁
十月二日	貴族院子爵議員補闕選舉期日	十月	九頁
十月十八日	貴族院男爵議員補闕選舉期日	十月	九頁
十月二十六日	愛知縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補闕選舉期日	十月	九頁
十一月十一日	帝國議會召集	十一月	一一頁
十二月二十五日	帝國議會開會	十二月	一一頁
十二月二十七日	貴族院伯爵議員補闕選舉期日	十二月	一三頁
十二月二十七日	貴族院子爵議員補闕選舉期日	十二月	一四頁

皇室典範

法令全書目錄

皇室典範

二月十一日 皇室典範增補

三

一

皇室令

法令全書目錄

皇室令

第一號	皇族會議令	三月	一頁
第二號	華族令制定從前ノ同令及明治三年太政官布告(宮竝ニ華族家人職員ニ關スル件)廢止	三月	三頁
第三號	宮内省官制制定明治二十二年宮内省達第十號(同件)同二十三年同第十八號(侍從職幹事設置ニ官制)同三十七年同甲第三號(内苑局官制)及同三十九年同甲第十四號(内匠寮臨時職員設置)廢止	三月	九頁
第四號	内大臣府官制制定明治十八年太政官達第六十八號(内大臣竝宮中顧問官及内大臣祕書官官制)及同二十三年宮内省達第二十三號(文事祕書局官制)廢止	三月	二〇頁
第五號	皇后祕職官制	三月	二二頁
第六號	東宮職官制制定明治二十二年宮内省達第二十一號(同件)廢止	三月	二三頁
第七號	皇族附職員官制制定明治二十三年宮内省達第一號(同件)廢止	三月	二四頁
第八號	帝室會計審查局官制	三月	二五頁
第九號	帝室林野管理局官制	三月	二七頁
第十號	御歌所官制制定明治三十年宮内省達甲第七號(同件)廢止	三月	二八頁
第十一號	帝室博物館官制制定明治三十三年宮内省達甲第三號(同件)廢止	三月	二九頁

明治四十年 皇室令 目錄

第十二號	帝室林野管理局臨時職員官制	三一
第十三號	宮內官官等俸給令	三一
第十四號	宮內官任用令	三四
第十五號	宮內官分限令	四七
第十六號	宮內官懲戒令	四九

三一	三一
三一	三四
四七	四七
四九	四九

法
律

法令全書目錄

法律

第一號	明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退職料ニ關スル件)中追加	三
第二號	在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法第六條中改正	二
第三號	北海道地方費第四條中追加	三
第四號	臺灣官設鐵道用品資金會計法第九條追加	三
第五號	官廳ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ關スル件	四
第六號	貨幣法中改正	四
第七號	郵便法中改正	五
第八號	東京府北多摩郡埼玉縣北足立郡境界變更ノ件	七
第九號	事業公債條例中改正	七
第十號	鐵道敷設法中追加	七
第十一號	癩豫防ニ關スル件	八
第十二號	煙草專賣法中改正	九
第十三號	裁判所管轄區域變更ニ關スル件	二
第十四號	戶籍法中改正	二
第十五號	韓國鐵道ノ收益勘定缺損補充ニ關スル件	三
第十六號	千住製絨所掘置運轉資本增加ニ關スル件	四

勅令第二百八十五號
第三百五十一號
參看

勅令第六十三號
委令

第十七號	關東都督府特別會計法	三五
第十八號	樺太廳特別會計法	一五
第十九號	帝國大學特別會計法	一六
第二十號	保稅倉庫法中改正	一七
第二十一號	樺太ニ於ケル租稅ニ關スル件	一八
第二十二號	明治三十九年度一般會計所屬ノ經費ヲ各帝國大學特別會計ニ繰越ス 場合ニ於ケル剩餘金繰入ニ關スル件	二一
第二十三號	學校及圖書館特別會計法制定官立學校及圖書館會計法廢止	二二
第二十四號	韓國森林特別會計法	二三
第二十五號	樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件	二四
第二十六號	輸入原料砂糖戻稅法中改正	二五
第二十七號	印紙稅法中改正削除	二六
第二十八號	樺太地方裁判所及同管内ニ區裁判所設置ニ關スル件	二八
第二十九號	關稅定率法輸入稅表中改正	二九
第三十號	臺灣ニ於ケル特別ノ輸入稅ニ關スル件	三〇
第三十一號	國庫出納上一錢未滿ノ端數計算ニ關スル件	三一
第三十二號	裁判所管轄區域變更ニ關スル件	三二
第三十三號	移民保護法中改正	三四
第三十四號	租稅其他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル件	三五
		三八

勅令第八十五號
委令

第三十五號	藥品營業並藥品取扱規則中改正	三八
第三十六號	和歌山縣下郡界變更ノ件	四三
第三十七號	日本勸業銀行法中改正	四四
第三十八號	農工銀行法中改正	四四
第三十九號	北海道拓殖銀行法中改正	四五
第四十號	明治三十四年法律第二十七號(水害地方田畑地租免除ニ關スル件)中 追加	四六
第四十一號	鑛業法中追加	四六
第四十二號	種牡牛檢査法	四七
第四十三號	森林法改正	四八
第四十四號	韓國ニ在勤スル居留民國立在外指定學校職員ノ退職料及遺族扶助料 ニ關スル件	四九
第四十五號	刑法改正	六七
第四十六號	關東都督府及韓國駐劄軍陸軍軍法會議法	六七
第四十七號	市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正	一〇九
第四十八號	統監府及關東都督府在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件	一一〇
第四十九號	統監府、關東都督府及樺太等在勤巡查、看守及女監取締ノ退職料及遺 族扶助料ニ關スル件	一一四
第五十號	煙草專賣法中追加	一一五
		一一六

勅令第三百四十
六號委令

第五十一號 海港檢疫法中改正

(六) 一一九

第五十二號 裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院又ハ理事廳ト關東都督府法院

(九) 一二一

トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル件

豫 算

法令全書目錄

豫算

二月二十一日	明治三十九年度歲入歲出總豫算追加	三	一
二月二十一日	同上	三	六
二月二十一日	明治三十九年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三	七
三月十六日	明治四十年年度歲入歲出總豫算並同年度各特別會計歲入歲出豫算	三	一
三月十九日	明治三十九年度歲入歲出總豫算追加	三	一〇
三月十九日	明治四十年年度歲入歲出總豫算追加	三	一四
三月十九日	明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三	一四
三月二十八日	明治四十年度歲入歲出總豫算追加	三	一七
三月二十八日	明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三	一七
三月二十八日	明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三	一七

--

豫算外國庫ノ負擔
トナルヘキ契約

法令全書目錄

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

二月二十一日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
三月十六日 同上
三月十九日 同上

三三三

二四三

勅令

法令全書目錄

勅令

第一號	明治三十九年勅令第二十四號(官國幣社經費ニ關スル件)施行期日	三月	一頁
第二號	海軍機關學校條例中改正	三月	一頁
第三號	滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正	三月	二頁
第四號	陸軍將校乘馬令制定陸軍乘馬飼養條例廢止	三月	三頁
第五號	軍事警察賞與ノ件	三月	五頁
第六號	公式令制定公文式廢止	三月	七頁
第七號	內閣官制中改正	三月	二頁
第八號	陸海軍ノ工事製造其他海軍港務ノ現業ニ従事スル判任官及雇員ニ勤勉手當ヲ給スルノ件	三月	三頁
第九號	理事廳職員定員令中改正	三月	三頁
第十號	在外公館費用條例別表中改正	三月	三頁
第十一號	韓國及關東州ニ於テ適用スル法律命令ノ施行時期ニ關スル件制定明治三十九年勅令第六十一號(韓國ニ於テ適用スル法律命令ノ施行期限廢止ニ關スル件)廢止	三月	五頁
第十二號	明治三十九年勅令第二百九十二號(法律命令ノ臺灣ニ於ケル施行期限ニ關スル件)中但書追加	三月	六頁

陸軍省令第四號
參看

第二百八十六號
正以テ本令中改正

第二百九十五號
 改正以テ本官制中
 第二百九十七號
 改正依リ消滅
 第二百九十八號
 改正依リ消滅
 第二百九十九號
 改正依リ消滅
 第三百一號
 改正依リ消滅
 第三百九十九號
 改正依リ消滅
 第六十七號
 改正以テ追加
 第二百九十九號
 改正以テ追加
 第二百七十八號
 改正以テ本令中改

第十三號	滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中追加	三	一七
第十四號	臺灣公學校令廢止	三	一七
第十五號	統監府及理事廳官制中改正	三	一九
第十六號	統監府及理事廳高等官官等令第一條中改正	三	一九
第十七號	統監府及理事廳職員給與令第二條中追加	三	二〇
第十八號	統監府外務總長ノ任用ニ關スル件	三	二〇
第十九號	統監府財政監查廳官制	三	二一
第二十號	明治三十九年勅令第五百十號(韓國政府ニ聘用セララルル者ニ關スル件)中削除	三	二二
第二十一號	統監府財政監查廳職員官等給與令	三	二二
第二十二號	明治三十九年勅令第四百四十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正	三	二三
第二十三號	英國倫敦及佛國巴里ニ於テ募集スル公債ニ關スル件	三	二四
第二十四號	關東都督府ニ於ケル技師技手増置並ニ囑託員雇員使用ノ件	三	二五
第二十五號	明治三十二年勅令第三百八十三號(關稅法ニ依ル通路ノ件)中追加	三	二六
第二十六號	帝國鐵道廳官制制定鐵道作業局官制廢止	三	二七
第二十七號	高等官官等俸給令中改正	三	二九
第二十八號	帝國鐵道廳技監俸給ノ件	三	三〇
第二十九號	帝國鐵道廳職員特別任用令	三	三一

第三十號	帝國鐵道廳職員官等ノ初級及陞級ニ關スル件	三	三三
第三十一號	韓國ニ於ケル銀行業ニ關スル件	三	三四
第三十二號	明治三十年勅令第四百四十四號(貨幣ノ形式ヲ定ムルノ件)中改正	三	三五
第三十三號	樺太廳官制	三	三六
第三十四號	樺太廳醫院官制	三	四一
第三十五號	樺太廳郵便電信局官制	三	四二
第三十六號	樺太廳職員官等給與令	三	四三
第三十七號	樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件	三	四五
第三十八號	樺太廳職員特別任用令	三	四五
第三十九號	陸軍監獄官官制第十條中改正	三	四六
第四十號	明治三十五年勅令第八十五號(師團法官部及臺灣陸軍法官部ニ陸軍警手ヲ置クノ件)中改正	三	四七
第四十一號	關東都督府所在地及韓國駐劄軍司令部所在地ニ設置スル陸軍監獄ノ管理ニ關スル件	三	四八
第四十二號	監獄官制第三條中改正	三	四八
第四十三號	樺太在勤監獄職員ノ手當ニ關スル件	三	四九
第四十四號	統監府及所屬官署職員服制中改正	三	五〇
第四十五號	沖繩縣間切島並東京府伊豆七島及小笠原島ニ於ケル名稱及區域ノ變更等ニ關スル件	三	五〇

第三百一十一號

第四十六號 沖繩縣及島嶼町村制

三一 五一

第四十七號 明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法ノ施行ニ關シテ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件)中改正

三一 七三

第四十八號 關東州地方費令

三一 七四

第四十九號 關東州小學校官制

三一 七六

第五十號 關東州公學堂官制

三一 七七

第五十一號 關東州學校職員任用ニ關スル件

三一 七八

第五十二號 小學校令中改正

三一 七九

第五十三號 帝國大學特別會計規則

三一 八二

第五十四號 帝國大學經理委員會規則

三一 八六

第五十五號 統監府鐵道管理局官制中改正並ニ明治三十九年勅令第九十二號(統監府鐵道管理局ニ臨時鐵道建設部ヲ置クノ件)廢止

三一 八八

第五十六號 關東都督府ニ於ケル租稅其他ノ公課ノ徵收ニ關スル件

三一 八九

第五十七號 關東都督府及所屬官署ノ民事訴訟ニ關シテ國ヲ代表スル件

三一 九〇

第五十八號 樺太廳ニ於ケル技師屬技手増置並ニ囑託員履用ノ件

三一 九一

第五十九號 陸軍給與令中改正

三一 九六

第六十號 學校及圖書館特別會計規則

三一 一〇〇

第六十一號 會計検査院屬定員制定明治三十三年勅令第三百二十七號(同件)廢止

三一 一〇〇

第三百四十三號
ヲ以テ本令中改正
陸軍省令第四號
參看

第六十二號 貴族院衆議院守衛定員及給與令

三一 一〇一

第六十三號 明治四十年法律第二十號施行期日

三一 一〇五

第六十四號 郵便法郵便爲替法郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樺太ニ施行スルノ件

三一 一〇三

第六十五號 統監府及理事廳官制中改正

三一 一〇四

第六十六號 理事廳職員定員令中改正

三一 一〇四

第六十七號 統監府財政監查廳職員官等給與令中改正

三一 一〇五

第六十八號 統監府及所屬官署技師官等給與令

三一 一〇五

第六十九號 統監府勸業模範場官制廢止

三一 一〇六

第七十號 統監府觀測所官制

三一 一〇七

第七十一號 統監府觀測所判任官ノ給與ニ關スル件

三一 一〇八

第七十二號 統監府營林廠官制

三一 一〇八

第七十三號 統監府營林廠職員官等給與令

三一 一〇八

第七十四號 統監府營林廠職員特別任用令

三一 一一〇

第七十五號 統監府營林廠高等官ノ官等ニ關スル件

三一 一一一

第七十六號 陸軍現役將校同相當官ニシテ統監府營林廠職員ニ任セラレタル者ニ關スル件

三一 一一二

第七十七號 衛生試驗所官制第六條中改正

三一 一一三

第七十八號 大藏省官制第九條中改正

三一 一一三

第二百九十五號
ニ依リ消滅
第二百九十六號
ニ依リ消滅
第二百九十九號
ニ依リ消滅

第七十九號	判事檢事官等俸給令中改正	(三) 一一四
第八十號	裁判所書記長書記定員及俸給令中改正	(三) 一一五
第八十一號	中央氣象臺官制中改正	(三) 一一六
第八十二號	中央氣象臺技手ニ在清國帝國領事館附ヲ命スル件	(三) 一一七
第八十三號	樺太國有土地管理規則	(三) 一一七
第八十四號	樺太ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件	(三) 一一〇
第八十五號	臺灣ニ於ケル特別ノ輸入税ニ關スル法律施行期日	(三) 一一〇
第八十六號	關東都督府ニ於ケル租税其他ノ廢入ニ關スル規定中改正	(三) 一一一
第八十七號	關東都督府及樺太廳特別會計規則	(三) 一一一
第八十八號	韓國森林特別會計規則	(三) 一一三
第八十九號	作業及鐵道會計規則中改正	(三) 一一五
第九十號	官設鐵道會計及官設鐵道用品資金會計所屬廢入廢出金收支期限ニ關スル件	(三) 一二六
第九十一號	稅務監督局官制第二條中改正	(三) 一二六
第九十二號	稅務署官制中改正	(三) 一二七
第九十三號	鹽務局官制中改正	(三) 一二八
第九十四號	司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件	(三) 一二八
第九十五號	會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及質屋取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件	(三) 一三三

第三百四號ヲ以テ廢止

第九十六號	樺太漁業令	(三) 一三四
第九十七號	漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件	(三) 一三六
第九十八號	明治四十年法律第三十一號第四條第二項ニ依ル命令ノ件	(三) 一三六
第九十九號	明治三十五年勅令第七十三號(港務部設置ノ件)改正	(三) 一三七
第一百號	海港檢疫並輸入獸類檢疫及檢查上管轄外ニ於ケル地方長官ノ職權ニ關スル件	(三) 一四〇
第一百一號	博覽會開設臨時調查會官制及明治三十九年勅令第六十二號(博覽會調查ニ關スル臨時職員設置)廢止	(三) 一四〇
第一百二號	日本大博覽會開設ノ件	(三) 一四一
第一百三號	日本大博覽會事務局官制	(三) 一四一
第一百四號	日本大博覽會事務局總長及事務局官等俸給ノ件	(三) 一四三
第一百五號	在外國大使館及公使館附陸軍武官俸給令中改正	(三) 一四四
第一百六號	陸軍給與令表中改正	(三) 一四五
第一百七號	文官懲戒令中追加	(三) 一四七
第一百八號	警察官及消防官服制中改正	(三) 一四七
第一百九號	專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正	(三) 一四八
第一百十號	稅關官制中改正	(三) 一五二
第一百十一號	臨時國債整理局官制第二條中改正	(三) 一五三
第一百十二號	統監府及所屬官署雇員使用ノ件	(三) 一五四

第一百十三號	關東都督府警察賞與ニ關スル件	一五四
第一百十四號	明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノ事)大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ歐米ニ駐在セシムルノ件(中追加)	一五五
第一百十五號	製鐵所所屬船舶乘組員ニ食卓料及航海日當ヲ支給スルノ件	一五五
第一百十六號	臨時特命全權大使又ハ特命全權公使ヲ置クノ件	一五六
第一百十七號	臺灣總督府鐵道部官制中改正	一五七
第一百十八號	臺灣總督府海港檢疫所官制中改正	一五八
第一百十九號	臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正	一五八
第一百二十號	臨時臺灣基隆築港局官制中改正	一五九
第一百二十一號	臨時臺灣糖務局官制中改正	一六〇
第一百二十二號	埤圳改良ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件	一六〇
第一百二十三號	港務部高等官俸給令第一條改正	一六一
第一百二十四號	樺太廳巡查ノ在勤手當給與品及貸與品ニ關スル件	一六二
第一百二十五號	臨時陸軍建築部條例	一六三
第一百二十六號	臨時鐵道國有準備局官制中改正	一六四
第一百二十七號	帝國鐵道廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件	一六五
第一百二十八號	明治三十四年勅令第七十二號(行政裁判法ニ依ル組織及事務分配ノ件)中改正	一六六
第一百二十九號	明治二十三年勅令第一百一十一號(行政裁判所評定官ノ員數及職務ノ件)中改正	一六七

第三百三十號	件(第一條中改正)	
第三百三十一號	臺灣公學校官制中追加	一六八
第三百三十二號	臨時橫濱港設備委員會官制中改正	一六八
第三百三十三號	臨時神戸港設備委員會官制	一六九
第三百三十四號	法律取調委員會規則	一七一
第三百三十五號	海軍大學校條例	一七一
第三百三十六號	海軍砲術學校條例制定海軍砲術練習所條例廢止	一七二
第三百三十七號	海軍水雷學校條例制定海軍水雷術練習所條例廢止	一七六
第三百三十八號	海軍工機學校條例制定海軍機關術練習所條例廢止	一八一
第三百三十九號	海軍經理學校條例制定海軍主計官練習所條例廢止	一八八
第三百四十號	海軍給與令中改正	一九八
第三百四十一號	關東州在勤者海軍給與令中追加	二〇〇
第三百四十二號	海軍服制中改正	二〇〇
第三百四十三號	明治三十九年勅令第五十號(遼洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正	二〇一
第三百四十四號	製鐵所官制第二條中改正	二一一
第三百四十五號	鑛山監督署官制中改正	二一一
第三百四十六號	糖業改良事務局官制中改正	二一一
第三百四十七號	花蔴検査所官制中改正	二一一

第四百十七號 水産講習所官制中改正

(四) 二二五

第四百十八號 統監府通信官署職員官等給與令中改正

(四) 二二六

第四百十九號 統監府及所屬官署職員宿舍料ノ件

(四) 二二七

第四百五十號 統監府及所屬官署職員ノ俸給、手當及宿舍料前金渡ノ件

(四) 二二七

第四百五十一號 北海道廳官制中改正

(四) 二二八

第四百五十二號 帝國圖書館官制中改正

(四) 二二九

第四百五十三號 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學講堂ノ件)中改正

(四) 二三〇

第四百五十四號 統監府巡查駐在所費渡切ニ關スル件

(四) 二三〇

第四百五十五號 明治三十九年勅令第五百一十一號(定員外ト爲リタル陸軍現役將校

(四) 二三一

同相當官ノ乘馬飼養ノ給與ニ關スル件)中改正

第四百五十六號 臘虎臘野獸獵法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(四) 二三二

第四百五十七號 樺大海豹島ニ於ケル臘虎及臘野獸獵獲禁止ノ件

(四) 二三二

第四百五十八號 大藏省臨時建築部官制中改正

(四) 二三三

第四百五十九號 明治三十九年勅令第二百六十六號(關稅定率法ニ依ル肥料ノ原料

(四) 二三四

輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正

第四百六十號 內閣所屬職員官制第一條中改正

(四) 二三五

第四百六十一號 臺灣總督府郵便局官制制定臺灣總督府郵便及電信局官制廢止

(四) 二三六

第四百六十二號 臺灣總督府通信手俸給ノ件

(四) 二三八

第四百六十三號 臺灣總督府通信屬及通信手特別任用令

(四) 二三八

第四百六十四號 大藏省臨時建築部ノ現業ニ從事スル判任官及雇員ニ勤勉手當ヲ給スルノ件

(四) 二二九

第四百六十五號 輸出製造煙草買受代金延納ニ關スル件

(四) 二三〇

第四百六十六號 內務省官制中改正

(四) 二三一

第四百六十七號 臺灣總督府官制中改正

(四) 二三一

第四百六十八號 臺灣總督府地方官官制中改正

(四) 二三二

第四百六十九號 臺灣總督府稅關官制中改正

(四) 二三三

第四百七十號 生絲検査所官制改正生絲検査所臨時商議員規程廢止

(四) 二三四

第四百七十一號 工業試験所官制中追加

(四) 二三六

第四百七十二號 樺太廳ニ鐵道書記ヲ置クノ件

(四) 二三六

第四百七十三號 樺太ニ於テ鐵道ニ從事スル判任官特別任用ノ件

(四) 二三七

第四百七十四號 日本大博覽會書記特別任用ニ關スル件

(四) 二三八

第四百七十五號 臺灣總督府鐵道職員服制制定明治三十三年勅令第三百五十二號

(四) 二三八

(臺灣總督府文官中鐵道停車場警長同助役及車掌服制)廢止

臺灣並在外陸海軍雇員備人死傷手當金給與規則中追加

(四) 二四六

第四百七十七號 官吏待遇者ノ懲戒ニ關スル件制定神職懲戒令及明治三十二年勅

(四) 二四六

令第三百四十九號(公立學校職員ノ懲戒ニ關スル件)廢止

第四百七十八號 明治十九年勅令第六十八號(陸軍及海軍諸學校ニ教官ヲ置クノ件)

(四) 二四七

第二條改正

第三百二號ヲ以テ廢止

第七十九號	海軍給與令表中改正	二四八
第八十號	明治四十年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件	二四九
第八十一號	農商務省官制中改正	二五五
第八十二號	高等官官等俸給令中加除	二五六
第八十三號	陸軍所屬特別文官俸給令中改正	二五七
第八十四號	文武判任官等級表中改正	二五八
第八十五號	鐵道國有法ニ依リ交付スル金額概算渡ニ關スル件	二五八
第八十六號	官役職工人夫扶助令制定官役人夫死傷手當規則廢止	二五九
第八十七號	明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學講座ノ件)中改正	二六一
第八十八號	明治四十年法律第四十八號ヲ適用セサル官吏ニ關スル件	二六二
第八十九號	明治四十年法律第四十九號ヲ適用セサル巡查、看守及女監取締ニ關スル件	二六三
第九十號	巡查、看守退隱料及遺族扶助料法施行令第二條中追加	二六三
第九十一號	明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣松山處分調査ニ關スル臨時職員設置)中改正	二六四
第九十二號	臺灣總督府職員加俸支給規則第二條改正	二六五
第九十三號	北海道地方費令中改正	二六六
第九十四號	帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件	二六七

第九十五號	海軍病院條例中改正	二六八
第九十六號	明治四十年法律第十五號ニ依ル補充金概算渡ノ件	二七一
第九十七號	造幣局官制中削除	二七二
第九十八號	造幣支局ニ屬スル物件ノ賣拂ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件	二七二
第九十九號	金銀地金精製及品位證明規則第十條中追加	二七三
第一百號	遞信省官制中改正	二七四
第二百一號	明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員ノ件)中改正明治三十九年勅令第二百二十六號(臨時郵便貯金事務ノ爲通信官署職員増置ノ件)廢止	二七五
第二百二號	航路標識管理所官制第七條中改正	二七六
第二百三號	商船學校官制中改正	二七七
第二百四號	臺灣總督府電氣作業所官制	二七八
第二百五號	臺灣總督府國語學校官制中改正	二七九
第二百六號	臺灣總督府中學校官制	二八〇
第二百七號	高等官官等俸給令中追加	二八二
第二百八號	臺灣總督府職員官等俸給令中追加	二八二
第二百九號	臺灣總督府巡查看守ノ給與ニ關スル件制定臺灣總督府巡查及看守手當支給規則及明治三十一年勅令第二百二十號(巡查看守俸給令ハ臺灣總督府巡查及看守ニ適用スルノ件)廢止	二八三

第二百十號	臺灣總督府巡查補修給令改正	二八四
第二百十一號	電氣事務官特別任用令	二八五
第二百十二號	海員審判所職員定員及任用令第四條中改正	二八六
第二百十三號	臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令	二八七
第二百十四號	臺灣總督府國語學校長及臺灣總督府中學校長特別任用令制定明治三十三年勅令第二百九十一號(臺灣總督府國語學校長任用關スル件)廢止	二八八
第二百十五號	臨時文部省及帝國大學ニ技術技手ヲ置クノ件	二八九
第二百十六號	明治三十年勅令第二號(市町村立小學校教員俸給ニ關スル件)中改正	二八九
第二百十七號	市町村立小學校教育費ヲ補助セシムルヲ北海道地方費及府縣費支出ノ件	二九一
第二百十八號	統計事務官特別任用ニ關スル件	二九二
第二百十九號	理事任用ニ關スル件	二九三
第二百二十號	美術審査委員會官制	二九三
第二百二十一號	煙草專賣局官制中改正	二九五
第二百二十二號	臺灣總督府醫學校官制中改正	二九五
第二百二十三號	臺灣總督府醫院官制中加除	二九六
第二百二十四號	臺灣總督府職員官等俸給令中改正	二九七

勅令第三百四號
ニ依リ消滅

第二百二十五號	臺灣總督府醫學校長特別任用ノ件	二九八
第二百二十六號	內國旅費規則中改正	二九九
第二百二十七號	種馬牧場、種馬育成所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル隨意契約ノ件	三〇〇
第二百二十八號	外國船舶検査規則第一條中改正	三〇〇
第二百二十九號	鐵山監督署ニ於テ行フ分析檢定及鑑定ニ關スル手数料ノ件	三〇一
第二百三十號	東京帝國大學官制中改正	三〇二
第二百三十一號	京都帝國大學官制中改正	三〇三
第二百三十二號	帝國大學高等官官等俸給令中改正	三〇四
第二百三十三號	鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件	三〇六
第二百三十四號	樺太鑛業令	三〇七
第二百三十五號	砂鑛採取法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件	三〇七
第二百三十六號	東北帝國大學ニ關スル件	三一〇
第二百三十七號	東北帝國大學農科大學官制	三一〇
第二百三十八號	東北帝國大學農科大學農科、土木工學科、林學科及水産學科教授ノ官等俸給ニ關スル件	三一三
第二百三十九號	文武判任官等級表中改正	三一四
第二百四十號	東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件	三一四
第二百四十一號	關東都督府文官服制中改正	三一五

第二百四十二號	明治三十九年勅令第百六十七號(韓國ニ於ケル内國官憲ノ管掌事項ヲ統監ノ職權ニ屬セシムル件)中改正	六二六
第二百四十三號	港灣調査會官制	六三六
第二百四十四號	月俸三十圓未滿ノ判任官待遇者ノ俸給ニ關スル件	六三八
第二百四十五號	明治四十年法律第三十一號第七條ニ依リ公共團體ヲ指定スルノ件	六三八
第二百四十六號	文部省直轄諸學校官制中改正	六三九
第二百四十七號	文部省直轄諸學校職員定員令中改正	六三一
第二百四十八號	文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中改正	六三二
第二百四十九號	府縣立師範學校長任命及俸給令中改正	六三三
第二百五十號	海軍監獄官特別任用令第一條中改正	六三五
第二百五十一號	臺灣總督府警部、警部補特別任用令	六三五
第二百五十二號	帝國大學、文部省直轄諸學校又ハ商船學校高等官ノ官等ニ關スル件	六三七
第二百五十三號	滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令第九條中追加	七三二
第二百五十四號	徵兵事務條例中改正加除徵兵事務條例補則廢止	七三二
第二百五十五號	明治二十八年勅令第百二十六號(北海道中徵兵令ヲ施行スヘキ國指定ノ件)明治三十年勅令第百五十八號(沖繩縣及東京府下小笠原島ニ徵兵令施行ノ件)中削除	七三七

第二百五十六號	帝國大學資金所屬森林原野並產物特別處分規則中改正	七三九
第二百五十七號	陸軍刑法、海軍刑法等ヲ樺太ニ施行スル件	七三九
第二百五十八號	明治三十九年勅令第百二十九號(關東都督府ニ於ケル郵便電信及電話ノ業務ニ關シ規定運用ノ件)中改正	七四一
第二百五十九號	東京衛生試驗所臨時建築事務掌理ニ關スル件	七四一
第二百六十號	軍隊、官衙、學校附衛生部員及獸醫ノ補充ニ關スル件	七四二
第二百六十一號	關東都督府通信官署及警察官署經費渡切ニ關スル件	七四三
第二百六十二號	癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨、追徵及負擔ニ關スル件	七四三
第二百六十三號	明治三十四年法律第十號施行規則第七條中改正	七四三
第二百六十四號	海軍高等武官補充條例中改正	七四六
第二百六十五號	海軍軍醫學校條例中追加	七四八
第二百六十六號	地方官官制中改正	七四九
第二百六十七號	林區署官制中改正	七五二
第二百六十八號	明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルメ農商務省及林區署ニ臨時職員ヲ置クノ件)中改正	七五四
第二百六十九號	明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊ニ關スル事業ノメ林區署ニ臨時職員ヲ置クノ件)中改正	七五五
第二百七十號	高等官官等俸給令中改正	七五六
第二百七十一號	地方高等官官等俸給令第一條中追加	七五七

第二百七十二號	道廳府縣事務官ノ補職及官等ニ關スル件制定明治三十八年勅令 第百四十五號(同件)廢止	三五七
第二百七十三號	道廳府縣事務官特別任用ノ件	三五七
第二百七十四號	府縣事務官補特別任用ノ件	三五八
第二百七十五號	山林事務官補特別任用ノ件	三五九
第二百七十六號	統監府鐵道管理局職員特別任用令中改正	三六〇
第二百七十七號	臺灣總督府地方職員特別任用令第四條追加	三六一
第二百七十八號	帝國鐵道廳官制中改正	三六一
第二百七十九號	帝國大學學生監特別任用ノ件	三六二
第二百八十號	中學校令中改正	三六三
第二百八十一號	高等女學校令中改正	三六四
第二百八十二號	教員檢定委員會官制中改正	三六五
第二百八十三號	農商務省官制第十四條中改正	三六六
第二百八十四號	明治四十年法律第十一號(竊盜防ニ關スル件)施行期日	三六七
第二百八十五號	明治四十年法律第十一號第八條ニ依ル國庫補助ノ件	三六七
第二百八十六號	在外公館費用條例中改正	三六八
第二百八十七號	外國在勤警部巡查任用及支給規則第十一條中改正	三六九
第二百八十八號	陸軍監獄官特別任用令中改正	三七〇
第二百八十九號	監獄官制中改正	三七一

第三百五十一號
正ヲ以テ本令中改正

第二百九十號	陸軍倉庫條例	三七二
第二百九十一號	鐵道株式會社ノ株券ヲ國債證券ニ代用スルノ件	三七三
第二百九十二號	裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院又ハ理事廳及關東都督府 法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件制定明 治三十三年勅令第七十四號(裁判所及臺灣總督府法院共助ニ 關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)廢止	三七五
第二百九十三號	臺灣總督府、統監府及理事廳並ニ關東都督府ノ巡查及判任待遇 監獄職員等ノ懲戒ニ關スル件	三七五
第二百九十四號	海外諸港又ハ臺灣ヨリ來ル癩患者ノ取扱ニ關スル件	三七六
第二百九十五號	統監府及理事廳官制中改正	三七七
第二百九十六號	理事廳職員定員令中改正	三八〇
第二百九十七號	統監府及理事廳高等官官等令中改正	三八一
第二百九十八號	統監府及理事廳職員給與令中改正	三八二
第二百九十九號	統監府財政監查廳官制及統監府財政監查廳職員官等給與令廢止	三八三
第三百號	統監府及理事廳職員特別任用令中改正	三八三
第三百一號	明治四十年勅令第十八號(統監府外務總長ノ任用ニ關スル件)並 ニ統監府及理事廳警察官特別任用令廢止	三八四
第三百二號	明治三十九年勅令第二百二十八號(統監府及理事廳巡查ノ任用及 給與ニ關スル件)同年勅令第二百二十九號(統監府及理事廳警部巡	三八五

第三百三號	查ノ旅費ニ關スル件及同四十年勅令第五百十四號(統監府巡查駐在所費渡切ニ關スル件)廢止	九 三八五
第三百四號	海軍教育本部條例中改正	九 三八七
第三百五號	高等官官等俸給令中改正	九 三九五
第三百六號	明治三十一年勅令第三百十五號(稅務局煙草專賣局書記樟腦事務局屬及鹽務局屬ノ俸給ニ關スル件)中改正	九 三九六
第三百七號	明治三十七年勅令第五百五十五號(煙草專賣局煙草製造所職員ノ手當及年功加俸ニ關スル件)中改正	九 三九六
第三百八號	專賣局職員特別任用令制定樟腦事務局職員特別任用令廢止	九 三九七
第三百九號	專賣局見習員ニ關スル件制定明治三十七年勅令第六十一號(煙草專賣局見習員ニ關スル件)及同三十八年勅令第二百二十二號(鹽務局見習員ニ關スル件)廢止	九 三九八
第三百十號	明治二十六年勅令第九十六號(警視廳北海道廳府縣稅務監督局、稅務署、煙草專賣局樟腦事務局鹽務局判任官中月俸十五圓未満ノ者特別任用ノ件)中改正	九 三九九
第三百十二號	煙草專賣法鹽草賣法、粗製樟腦、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル	九 四〇〇

第三百十二號	件制定明治三十七年勅令第六十四號(煙草專賣法ノ施行ニ關シ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用シ及收務官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏指定ノ件)外一件廢止	九 四〇一
第三百十三號	海軍服制中改正	九 四〇四
第三百十四號	陸軍召集條例中改正明治三十七年勅令第八十三號(戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル臨時召集ニ關スル件)廢止	九 四〇六
第三百十五號	明治三十七年勅令第二百三十三號(國民兵役ニ在リテ召集セラルタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件)中改正	九 四二五
第三百十六號	明治三十八年勅令第五百五十三號(國民兵役ニ在ル者ノ服役及召集ニ關スル件)中改正	九 四二六
第三百十七號	明治三十三年法律第五十二號(法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行	二〇 四二九
第三百十八號	行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ樺太ニ施行	二〇 四二九
第三百十九號	明治三十二年勅令第二百七十七號(行旅病人及行旅死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件)中改正	二〇 四三〇
第三百二十號	統監府通信官署官制中改正	二〇 四三一
第三百二十一號	明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)中追加	二〇 四三一

第三百二十二號	憲兵條例中改正	(一〇) 四三三
第三百二十三號	韓國ニ駐劄スル憲兵ニ關スル件	(一〇) 四三五
第三百二十四號	帝國鐵道及同用品資金會計規則中改正	(一〇) 四三六
第三百二十五號	稅務署官制中改正	(一〇) 四三七
第三百二十六號	理事廳看守長特別任用令	(一〇) 四三八
第三百二十七號	滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正	(一〇) 四三九
第三百二十八號	臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正	(一〇) 四四〇
第三百二十九號	水産講習所在外研究生規程	(一〇) 四四一
第三百三十號	明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スル *貨物ノ指定ニ關スル件)改正	(一〇) 四四二
第三百三十一號	明治三十二年勅令第三百六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域) 中改正	(一〇) 四四三
第三百三十二號	陸軍現役步兵科兵卒ノ歸休ニ關スル件	(一〇) 四四四
第三百三十三號	開港港則中改正	(一一) 四四七
第三百三十四號	海軍高等武官進士官服役令中改正	(一一) 四四七
第三百三十五號	海軍工廠條例中改正	(一一) 四四八
第三百三十六號	旅順海軍工作部條例中改正	(一一) 四四九
第三百三十七號	明治二十六年勅令第二百六十一號(政府ノ債務ニ對シテ差押命令 ヲ受クル場合ニ於ケル會計上ノ規程)中改正	(一一) 四五〇

第三百二十八號	海軍給與令中改正	(一一) 四五三
第三百二十九號	明治三十七年勅令第七十九號(海軍特設船舶乘員ノ航海加俸ニ 關スル件)中改正	(一一) 四五四
第三百四十號	明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スル *貨物ノ指定ニ關スル件)中改正	(一一) 四五五
第三百四十一號	國有林野產物ノ加工製作ニ關スル隨意契約ノ件	(一二) 四五七
第三百四十二號	關東都督府ニ於ケル收入印紙ニ關スル件	(一二) 四五七
第三百四十三號	陸軍給與令中改正	(一二) 四五八
第三百四十四號	海軍服制中改正	(一二) 四六〇
第三百四十五號	明治三十九年勅令第三百三十一號(關東都督府巡查看守ノ任用 及給與ニ關スル件)中改正	(一二) 四六六
第三百四十六號	森林法施行期日	(一二) 四六七
第三百四十七號	地方森林會規則改正	(一二) 四六七
第三百四十八號	森林組合令	(一二) 四七二
第三百四十九號	北海道保安林ニ關スル特例ノ件制定北海道保安林編入解除手續 廢止	(一二) 四八二
第三百五十號	沖繩縣ノ保安林ニ關スル特例ノ件制定明治三十年勅令第四百 四十四號(保安林ニ關スル規程ニ限リ森林法ヲ施行スル島嶼 指定ノ件)及沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入	(一二) 四八三

第三百五十一號 解除ニ關スル手續廢止
明治四十年勅令第二百八十四號中改正

條約

法令全書目錄

條約

第一號	病院船ニ關スル條約	八	九
第二號	日本帝國遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定	八	九
第三號	日本帝國遞信省及香港郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定	八	一六
第四號	日露通商航海條約	九	二二
第五號	日露漁業協約	九	二四
第六號	萬國郵便條約	九	二九
第七號	價格表記書狀及箱物交換約定	九	八一
第八號	郵便爲替業務約定	九	一〇三
第九號	小包郵便物交換條約	九	一二三

遞信省告示第四
百八十七號參看

遞信省告示第五
百二十三號參看

軍令

法令全書目錄

軍令

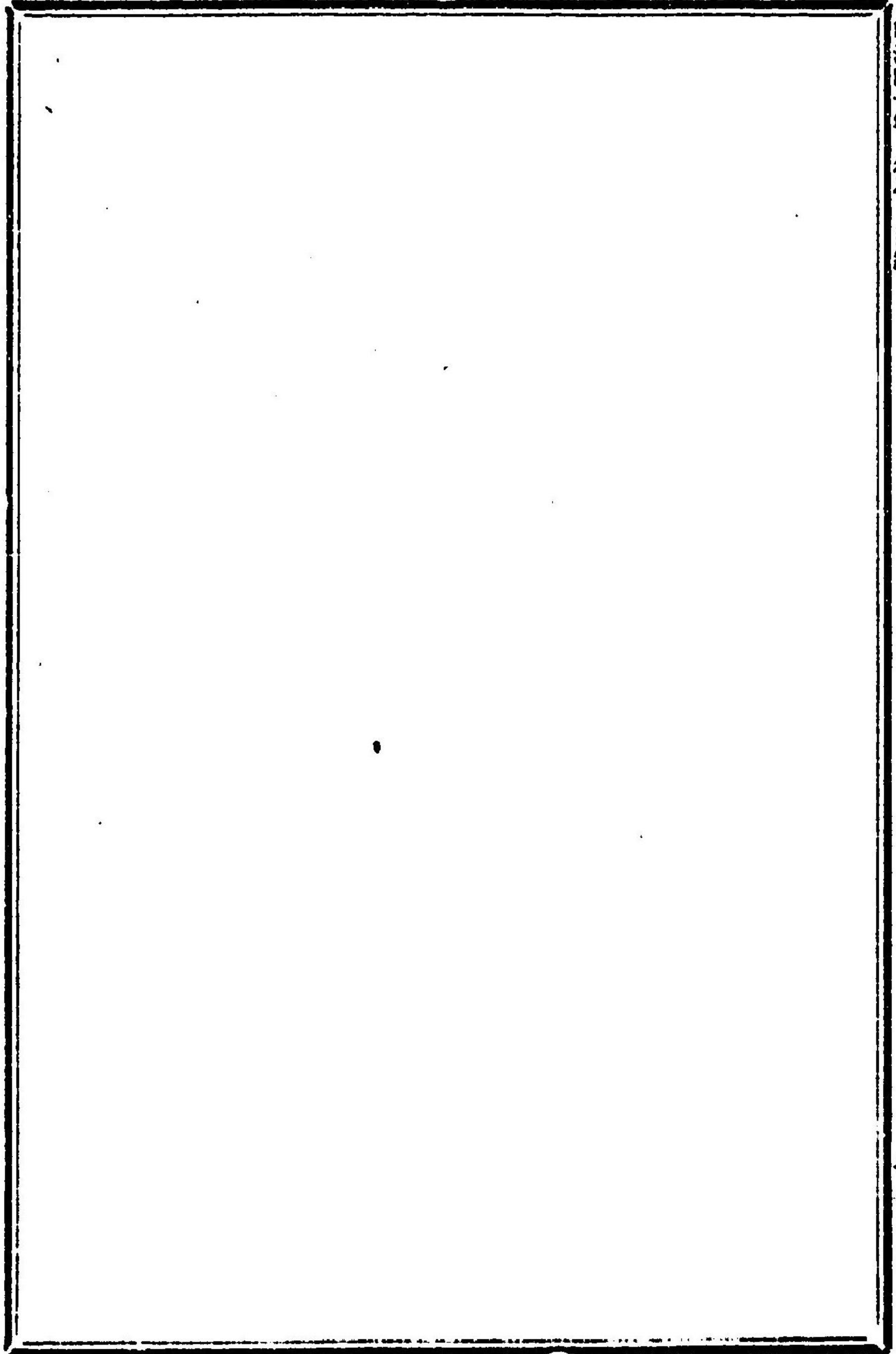
第一號	軍令ニ關スル件	九	一頁
陸第一號	樺太守備隊司令部條例	九	一頁
陸第二號	臺灣守備混成旅團司令部條例ヲ臺灣守備隊司令部條例ニ改定	九	一頁
陸第三號	陸軍管區表改定	九	三頁
陸第四號	陸軍常備團隊配備表改定	九	一頁
陸第五號	陸軍兵卒等級表改定	九	一頁
陸第六號	聯隊區司令部條例改定	九	一八頁
陸第七號	陸軍平時編制ノ改正ニ伴フ補職ノ件	九	一九頁
陸第八號	工兵操典中廢止	九	〇頁
陸第九號	築營教範	九	〇頁
陸第十號	野外要務令改定	九	一頁
陸第十一號	陸軍參謀及高等官衙副官補職ノ件	九	一頁
海第一號	防備隊條例	九	三頁
海第二號	鎮守府條例中改定	九	二四頁
海第三號	旅順鎮守府條例中改定	九	二五頁

法令全書目錄

律令

- 第一號 臺灣公學校令
- 第二號 臺灣樟樹造林獎勵規則
- 第三號 臺灣永代借地整理規則
- 第四號 臺灣永代借地調查規則
- 第五號 臺灣永代借地調查委員會規則
- 第六號 臺灣酒造稅規則
- 第七號 臺灣噸稅規則中改正
- 第八號 本島人及清國人ニ民法中適用ニ關スル件
- 第九條 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正
- 第十號 工業用酒精稅規則中改正
- 第十一號 臺灣間接國稅犯則者處分規則

二〇 二〇 一九 一七 一七 九 八 六 五 二 一頁



閣
令

法令全書目錄

閣令

第一號	批馬臨時貸下規程中改正	二月	一頁
第二號	明治三十九年閣令第十號(競馬開催ヲ目的トスル法人ノ設立及監督ニ關スル件)中追加	三月	三頁
第三號	三歳若ハ四歳牡馬ノ去勢獎勵金下付ノ件設定明治三十九年農商務省令第十三號(同件)廢止	三月	三頁
第四號	種牡馬検査法施行規則第二條ノ二追加	四月	五頁
第五號	外國馬匹輸入届出方	七月	七頁

省
令

法令全書目錄

省令

宮內省

- 第一號 學習院規則中加除 四月 四三頁
- 第二號 華族懲戒委員互選規程 五月 二〇七
- 第三號 華族令施行規程 五月 二〇八
- 第四號 華族懲戒委員會規則 七月 三一五
- 第五號 勅任待遇奏任待遇宮內職員職制 二月 四七七
- 第六號 准判任判任待遇等外宮內職員職制 二月 四七八
- 第七號 帝室林野管理局支廳職制 二月 四八二
- 第八號 諸陵寮主殿寮出張所職制設定明治十六年太政官達第四十一號(京都) 二月 四八三
- 第九號 宮內省支廳職員設置(廢止) 二月 四八四
- 第九號 大臣官房分課規程 二月 四八四

外務省

- 第一號 外國旅行券規則設定從前ノ同規則廢止 三月 四三
- 第二號 居留民團法施行規則 三月 一三七

第七號ヲ
令中改正以テ本

- 第三號 移民保護法施行細則設定從前ノ同細則廢止 (六) 二四七
- 第四號 在外公館職員休暇規程第四條中追加 (六) 二六〇
- 第五號 在外公館費用條例施行細則中改正 (六) 二六〇
- 第六號 領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ關スル規程中追加 (七) 三一六
- 第七號 外國旅券規則中改正 (二) 四八六

內務省

- 第一號 官國幣社會計規則改正明治十年乙第四十六號達(官國幣社需用品中官費社費區分)同乙第四十七號達(官國幣社官營箇所ヲ定ムル件)同乙第五十七號(官國幣社非常豫備金方法及社入金遺拂定則)同三十六年訓令第九號(本號ト同伴)廢止 (二) 一
- 第二號 明治三十四年省令第二十五號(臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料支給規則ヲ内地ニ轉籍若クハ寄留シタル後準用ノ件)改正 (三) 四七
- 第三號 北海道地方費吏員ノ服務紀律準據方 (三) 四八
- 第四號 海港檢疫並ニ輸入獸類檢疫及検査ノ執行ニ關シ福岡縣知事ノ職權行使區域ノ件 (三) 四八
- 第五號 樺太ニ於テ免許ヲ受クヘキ漁業ノ種類 (三) 一五〇
- 第六號 官國幣社會計規則第五條改正 (四) 一五〇

第六號ヲ以テ本令中改正

- 第七號 藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ藥品指定 (四) 一五一
- 第八號 神社寺院佛堂境内地使用取締規則第一條中改正 (四) 一五二
- 第九號 治安警察法ニ依リ戎器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (五) 二二三
- 第十號 明治三十四年省令第二十九號(柔道院議員選舉人名簿樣式)中改正 (五) 二二四
- 第十一號 樺太ニ於テ鑽業ヲ許可スヘキ區域 (六) 二六一
- 第十二號 樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率 (六) 二六一
- 第十三號 海港檢疫法施行規則 (六) 二六六
- 第十四號 明治三十八年省令第四號(認可ヲ經ルヲ要セサル河川工事ニ關スル件)中第二條刪除 (六) 二七一
- 第十五號 明治三十二年省令第十一號(認可ヲ經ルヲ要セサル砂防工事ニ關スル件)中第三條刪除 (六) 二七一
- 第十六號 警察官其他內國旅費概則第五條中追加 (六) 三二六
- 第十七號 明治三十九年省令第二十一號(日本藥局方)中改正 (七) 三二七
- 第十八號 同上 (七) 三二七
- 第十九號 明治四十年法律第十一號施行規則 (七) 三二八
- 第二十號 癩患者療養所設立區域 (七) 三三〇
- 第二十一號 案內業者取締規則 (七) 三三一
- 第二十二號 府縣郡市町村ノ人口及議員配當ノ件設定明治三十二年省令第十七號(府縣會議員ノ配當ニ關スル件)同第十八號(郡會議員ノ配當ニ關

- 第二十三號 徴兵旅費規則中改正 (一〇) 四五五
- 第二十四號 明治四十年勅令第四十五號ヲ沖繩縣ニ施行 (一〇) 四五五
- 第二十五號 沖繩縣及島嶼町村制ヲ沖繩縣ニ施行 (一〇) 四五五
- 第二十六號 改選後府縣會ニ於テ議長選舉ニ方リ閉會、中止ハ會議ノ決議ニ依ルヘキノ件 (一〇) 四五五
- 第二十七號 藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル命令 (二三) 四九五
- 第二十八號 藥劑師、藥種商、製藥者藥局方ニ記載セサル藥品、製劑ノ製造輸入發賣方 (二三) 五〇〇
- 第二十九號 明治四十年勅令第四十五號ヲ東京府大島及八丈島ニ施行 (二三) 五〇一
- 第三十號 沖繩縣及島嶼町村制同上 (二三) 五〇一

大藏省

- 第一號 舊山陽鐵道株式會社社債ニ關スル規程 (二) 二〇
- 第二號 鹽專賣法施行細則中改正 (二) 二〇
- 第三號 明治三十六年省令第二十四號(株腦事務局出張所名稱位置)中加除 (二) 二一
- 第四號 國債規則第十五條但書ノ規定ニ依ル新證券請求方 (三) 二九
- 第五號 明治三十四年省令第二十五號(保稅倉庫法ニ依ル通路ノ件)中追加 (三) 二九
- 第六號 國債規則第二十三條中改正 (三) 四八

第十三號ヲ以テ本令中追加

第四十八號ヲ以テ廢止

勅令第三百四號ニ依リ消滅

- 第七號 明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調查委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定ノ件)中追加 (三) 四八
- 第八號 明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調查委員定數ノ件)中改正 (三) 四九
- 第九號 帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續 (三) 五〇
- 第十號 鹽務局出張所名稱、位置及管轄區域表中改正 (三) 五六
- 第十一號 煙草專賣局分工場、煙草收納所出張所、煙草製造所分工場名稱、位置中變更 (三) 五七
- 第十二號 國稅徵收法施行細則中改正 (三) 五七
- 第十三號 舊山陽鐵道株式會社社債ニ關スル規程第三條中追加 (三) 五九
- 第十四號 帝國大學特別會計規則並學校及圖書館特別會計規則ニ據リ同會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (三) 五九
- 第十五號 煙草專賣規則中削除 (三) 八〇
- 第十六號 韓國森林特別會計規則ニ據リ同會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (三) 八〇
- 第十七號 關東都督府及樺太廳特別會計規則ニ據リ同會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (三) 八一
- 第十八號 明治四十年煙草拵作種類段別中更正 (四) 一五三
- 第十九號 煙草專賣法施行細則中改正 (三) 二一四
- 第二十號 明治三十七年省令第二十七號(煙草專賣局、葉煙草收納所、煙草製造) (三) 二一五

第二十一號	所民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スルノ件)中改正 明治三十九年省令第四十八號(煙草專賣局分工場、煙草收納所出張所、 煙草製造所分工場名稱位置)中廢止	二二六
第二十二號	保稅倉庫法施行細則中改正	二七二
第二十三號	明治三十二年省令第十四號(稅關監視署設置ノ件)中追加	二七六
第二十四號	明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債 證券向利札ハ租稅其他ノ歲入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件)第 一條中改正	二七六
第二十五號	煙草專賣法第七十五條ニ依ル交付金給付ニ關スル規程	二七六
第二十六號	煙草專賣規則中改正	二八〇
第二十七號	明治三十九年省令第四十八號(煙草收納所出張所名稱位置)中追加	三二七
第二十八號	舊北海道株式會社社債ニ關スル規程	三二七
第二十九號	明治三十二年省令第十四號(稅關監視署設置)中追加	三二八
第三十號	種馬牧場種馬育成所及種馬所建設工事請負競爭者資格ニ關スル件	三二八
第三十一號	明治三十九年省令第四十八號(煙草收納所出張所名稱位置)中追加	三二九
第三十二號	舊北越鐵道株式會社社債ニ關スル規程	三五六
第三十三號	煙草收納所出張所名稱位置中追加	三五七
第三十四號	島嶼在勤者月手當給與細則中別表改正	三五七
第三十五號	明治三十二年省令第十八號(神戸稅關新營工事竝ニ船舶購買ニ關ス ル競爭加入者ノ資格ノ件)中改正	三七三

勅令第三百四號
ニ依リ消滅

勅令第三百四號
ニ依リ消滅

勅令第三百四號
ニ依リ消滅

第四十三號ヲ以
テ本令中改正

第二十六號	舊總武、舊房總、舊七尾、舊德島各鐵道株式會社社債ニ關スル規程	三七三
第二十七號	專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出張所、專賣局製造所分工場 名稱位置	三七四
第二十八號	專賣局、專賣局收納所、專賣局製造所、專賣局販賣所司掌事務ニ係ル民 事訴訟ニ付キ國代表	三八九
第二十九號	專賣局官吏證票樣式設定粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第二十二 條、鹽專賣法施行細則中削除及明治三十七年省令第二十二號(煙草專 賣局官吏證票樣式)廢止	三八九
第四十號	熊本外二煙草收納所管內明治四十一年煙草耕作種類段別	三九〇
第四十一號	舊關西鐵道株式會社社債ニ關スル規程	四五六
第四十二號	國稅徵收法施行細則中改正	四五六
第四十三號	專賣局收納所出張所名稱位置表中改正	四五七
第四十四號	粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則中改正	四五七
第四十五號	明治三十五年省令第十號(不動產ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中改正	四五八
第四十六號	專賣局販賣所藏置所名稱位置	四五八
第四十七號	明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿ノ 樣式)中改正	四五八

- 第四十八號 國債規則中改正明治四十年省令第四號國債規則第十五條但書ノ規定 (二) 四八六
ニ依ル新証券請求方廢止
- 第四十九號 明治三十二年省令第十四號(稅關監視署設置)中追加 (二) 四九〇
- 第五十號 明治四十一年煙草耕作種類段別 (三) 五〇一

陸軍省

- 第一號 徵兵検査規則追加 (三) 二九
- 第二號 徵兵事務條例施行細則中改正 (三) 三〇
- 第三號 陸軍召集規則中改正 (三) 八一
- 第四號 陸軍將校乘馬令及陸軍給與令中改正ノ件施行期日 (三) 八二
- 第五號 陸軍旅費規則中改正 (三) 八二
- 第六號 陸地測量部修技所生徒募集規則中改正 (四) 一五四
- 第七號 明治三十五年省令第四號(不動產登記囑託官吏指定ノ件)中改正 (四) 一五五
- 第八號 臨時陸軍建築部擔任工事請負競争者ノ資格ニ關スル件 (六) 二八〇
- 第九號 陸軍旅費規則表中追加 (六) 二八一
- 第十號 徵兵事務條例施行細則中改正 (七) 三三九
- 第十一號 明治三十三年省令第二十號(徵兵事務條例中東京府管下大島八丈島小笠原島ノ各徵募區ニ施行ノ難キ諸件)同二十二年同第七號(警備隊兵卒入營前ノ取扱)廢止 (三) 三四三

- 第十二號 明治四十年軍令陸第三號施行方 (九) 三九二
- 第十三號 馬匹徵發事務細則附表改正 (九) 三九三
- 第十四號 明治四十一年召集士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及主計候補生志願者召集手續 (九) 三九七
- 第十五號 陸軍召集條例施行細則中改正明治三十七年省令第十四號(臨時召集ニ關スル件)廢止 (九) 三九七
- 第十六號 在韓國兵卒現役滿期ノ者服役延期 (二〇) 四五九
- 第十七號 憲兵隊管區施行ノ期日、憲兵隊配置、憲兵分隊管區改正及管轄區分表 (二〇) 四五九
- 第十八號 設定明治三十七年省令第四號(憲兵隊、憲兵分隊管區)廢止 (二〇) 四六五
- 第十九號 陸軍召集諸費支出規程中改正並ニ國民兵召集諸費支出規程廢止 (二〇) 四六七
- 第二十號 陸軍旅費規則中改正 (二一) 四九〇
- 第二十一號 步兵第三十三及第三十四旅團司令部ハ開闢ノ時ヲ以テ各共衛戍地ニ就キタルモノト看做ス (二二) 五一一
- 第二十二號 陸軍軍人恩給取扱手續中改正 (二二) 五一一

海軍省

- 第一號 明治三十九年省令第三號(海軍軍人軍屬關東州、樺太島及在韓國海軍ノ部隊官衙所在地ニ旅行スルトキ旅費等支給方)中改正 (三) 八七